

## 令和元年第4回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号 (6月11日)

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程                           | 1   |
| 本日の会議に付した事件                    | 2   |
| 出席議員                           | 2   |
| 欠席議員                           | 2   |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2   |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 3   |
| 開会の宣告                          | 4   |
| 開議の宣告                          | 4   |
| 議事日程の報告                        | 4   |
| 諸般の報告                          | 4   |
| 村長挨拶                           | 4   |
| 会議録署名議員の指名                     | 6   |
| 会期の決定                          | 6   |
| 一般質問                           | 7   |
| 北 條 利 雄 君                      | 7   |
| 前 田 武 久 君                      | 2 2 |
| 森 隆 之 君                        | 3 3 |
| 宗 田 雅 之 君                      | 3 8 |
| 関 根 英 也 君                      | 4 5 |
| 堀 川 照 夫 君                      | 5 3 |
| 関 根 政 雄 君                      | 5 7 |
| 遠 藤 貴 人 君                      | 6 9 |
| 会議時間の延長                        | 7 9 |
| 報告第1号～報告第2号の上程、説明、質疑           | 7 9 |
| 議案第54号～議案第61号の上程、説明            | 8 0 |
| 議案第62号～議案第66号の上程、説明            | 8 3 |
| 散会の宣告                          | 8 8 |

第 2 号 (6月13日)

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 議事日程                               | 9 1   |
| 本日の会議に付した事件                        | 9 2   |
| 出席議員                               | 9 2   |
| 欠席議員                               | 9 2   |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 9 3   |
| 職務のため出席した者の職氏名                     | 9 3   |
| 開議の宣告                              | 9 4   |
| 議事日程の報告                            | 9 4   |
| 議案第 5 4 号～議案第 6 1 号の質疑、討論、採決       | 9 4   |
| 議案第 6 2 号～議案第 6 6 号の質疑、討論、採決       | 9 9   |
| 発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決             | 1 2 0 |
| 請願第 2 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決           | 1 2 1 |
| 日程の追加                              | 1 2 3 |
| 議案第 6 7 号の上程、説明、採決                 | 1 2 3 |
| 発議第 3 号の上程、採決                      | 1 2 4 |
| 閉会中の継続審査申し出について                    | 1 2 5 |
| 閉会の宣告                              | 1 2 5 |
| 署名議員                               | 1 2 7 |

第 4 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和元年第4回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和元年6月11日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について  
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 報告第 2号 白河地方土地開発公社の経営状況について  
報告内容の説明・質疑
- 日程第 7 議案第54号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第55号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第56号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第10 議案第57号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第11 議案第58号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第12 議案第59号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第13 議案第60号 鮫川村集落排水処理施設条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第14 議案第61号 鮫川村ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例

提案理由の説明

日程第15 議案第62号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第16 議案第63号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第17 議案第64号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第18 議案第65号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第19 議案第66号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 森 隆之君 | 2番  | 遠藤貴人君 |
| 3番  | 堀川照夫君 | 5番  | 北條利雄君 |
| 6番  | 関根英也君 | 7番  | 前田雅秀君 |
| 8番  | 関根政雄君 | 9番  | 前田武久君 |
| 10番 | 宗田雅之君 | 11番 | 星 一彌君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 村 長         | 大 樂 勝 弘 君 | 副 村 長       | 白 坂 利 幸 君 |
| 教 育 長       | 奥 貫 洋 君   | 総 務 課 長     | 楠 木 重 正 君 |
| 住 民 福 祉 課 長 | 斉 藤 利 己 君 | 農 林 商 工 課 長 | 星 徹 君     |

地域整備課 鈴木守弘君

教育課長 渡邊敬君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 古舘甚子

書記 矢吹かおり

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第4回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

次に、村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

受理しました請願・陳情は、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、議員派遣、出張関係であります。

お手元に配付してあります報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告いたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申し出がありましたので、ご挨拶をいただ

きます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、私が村長になりまして初めて、こども議会に、こういう大勢の皆さんの傍聴をいただきました。大変緊張しております。矢祭町議会の皆さんが鮫川村の議会を研修したいということで、大変うれしく思います。緊張していますが、ふだん着の議会を皆さんにお見せできたらと思います。それでは、よろしくお願いを申し上げます。ご挨拶を申し上げます。

令和元年第4回鮫川村議会定例会の開催に当たり、全議員ご出席のもとに、議案のご審議をいただきますことを厚く御礼を申し上げます。議員の皆様には、先月は18日の小学校の運動会、26日の館山公園草刈りボランティア作業にご参加をいただきました。ことしの草刈りボランティア作業には、47名の参加者がありました。年々景観がアップしており、うれしい限りであります。そろそろ村挙げてのお花見のイベントができるのではないかと、計画してはいかかかと皆さんにお話をさせていただきました。

また、6月1日になりますが、土曜日のあの中山間地のフォーラム、東大の佐藤先生をお招きして、守友先生、先生方のお話をいろいろ聞かせていただきました。中山間地でも、工夫さえすれば新たな活路が見出せる。皆さんもそういった思いになったのではないかと思います。

本村のことしの冬は、最低気温がマイナス10℃超えがなく、暖冬の上、降雪量も極端に少ない気象状況でありました。近年の地球温暖化の影響かと思われる異常気象でした。そのために、深刻な水不足で水稻作付が心配されましたが、先月21日に73ミリの降雨量がありました。これが幸い恵みの雨となり、代かき等ができ、ほぼ田植えが完了しました。これから先のお花見日以降の天候が特に大事でありますので、この時期の天候を期待するところであります。

次に、平成30年度の村税についてであります。大変厳しい環境のもとにある中で、納税組合取扱分につきましては全て完納し、継続62カ年完納を達成することができました。完納に向けてご協力いただきました区長さん初め、納税組長さん、そして全納税者の皆様方に心から感謝を申し上げます。

さて、今議会に提案している議案等ではありますが、報告案件が2件、条例案件が8議案、



令和元年度会計補正予算が、一般会計と4つの特別会計合わせまして5議案、合計13の議案と2件の報告案件であります。

条例案件の中には、ことし10月から施行されます消費税10%に対応する使用料の改正が含まれています。消費税は、平成26年に、それまでの5%から8%に、そしてその3年後に10%にアップすることになっていましたので、本村では26年当時は値上げをしないで、10%にアップする時点で料金に転嫁することとしていました。そのために、今議会に、村民保養施設、簡易水道料金、集落排水処理施設の使用料を10月から改正することとし、条例改正案を提出したものであります。

また、6月末日をもって任期満了となる監査委員について追加提案する予定であります。提出しました全議案につきまして、十分ご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） 以上で村長の挨拶は終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

2番 遠藤 貴人 君 及び

3番 堀川 照夫 君

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔5番 北條利雄君 登壇〕

○5番（北條利雄君） 去る5月27日午後3時より、議会運営委員会を開催し、令和元年第4回鮫川村議会定例会の運営につきまして協議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

本定例会に提出されます案件は、報告2件を含む村長提出議案15件となります。このほか

議員発議1件、請願がございました国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出の請願については、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。陳情書3件を受け付けしましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第130条の規定により、その写しを議員配付することにいたしました。

次に、一般質問ですが、8名の通告がございました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めております。

会期につきましては、本日6月11日から6月13日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月13日までの3日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

#### ◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 5番、北條利雄君。

〔5番 北條利雄君 登壇〕

○5番（北條利雄君） 5番、北條でございます。今般は、元号が変わりまして、令和初の定例会でございます。

さらに本日は、矢祭町議会議員の皆様を初め、管内の議員の皆さんが傍聴に訪れております。大変緊張いたしておりますけれども、通告どおり3点の一般質問をさせていただきます。まず、第1点はペーパーレス会議の導入についてであります。

ペーパーレス会議とは、会議に使用する資料を紙（印刷物）ではなく、デジタルデータをパソコンやタブレット端末で代替して行う会議でございます。会議には資料がつきものであります。その作成や更新に多大な時間と労力が割かれる場合がほとんどです。資料の量も、予算や決算資料ともなると、厚さが何センチにもなるケースがあります。そこまでではなくても、どこの部署でも会議前の準備や終了後の資料の整理や保管が課題でございます。会議のたびに大量に作成される資料の配布をやめることで、まず紙の使用料や印刷コスト、人件費を大幅に削減する効果がございます。

これまでのような資料の印刷・製本・配布が不要になることで、緊急な会議もすぐに始められたり、直前の資料の差しかえにも対応しやすくなるなど、会議事務局の負担も軽くなります。

さらに、重要な資料の持ち歩き・置き忘れによる情報漏えいを防止できるなど、何かとメリットが多いのがペーパーレス会議です。本村のICT化（情報・通信に関する技術）のさらなる流れの次の段階として、行政の持つ情報のオープンデータ（ネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータ）の取り組みによる情報の共有化とともに、電子データの活用によるペーパーレス会議の導入に向けた検討が必要であると考えます。

これらの課題を解決し、環境保護（省資源・省エネルギー）や業務の効率化、機密情報の漏えい防止といった理由から、最近特に民間企業や自治体においてペーパーレス会議を導入する事例がふえております。今後さらに加速するものと思われまます。

そこで、行政改革の推進という面からも、このような現状を改善することが必要であると考えます。本村のペーパーレス会議の導入に向けた考えをお伺いいたします。

1つは、ペーパーレス会議の導入の検討や調査研究の考え方について。

2つは、今後の検討や調査研究する委員会などの組織の立ち上げについてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、北條利雄議員の最初の質問、ペーパーレス会議の導入についての質問にお答えを申し上げます。

ご質問のペーパーレス会議の導入については、おただしのおおり、印刷代やコピー代、インク代、印刷製本作業にかかる人件費などの経費の削減が期待でき、また、会議などの場に

において、資料の更新、修正が即時に可能なことから、導入している企業や自治体があることは承知をしております。例えば、静岡県の焼津市では、タブレットを全職員に配付し、ふだん机の上で使用するときには、タブレットに21.5センチのディスプレイとキーボード、マウスなどをつないで、通常のパソコンと同時の使い方を確保した上で、資料などの作成に使用し、会議ではタブレット単体で使用することで、ペーパーレス化を図っているところであります。ペーパーレスだけを目的とした話ではありませんが、会議資料など、これまで紙を準備していたものから、タブレットに移行することは、総務省が目指しているデジタル・ガバメントへの先駆けとなるものであります。

ご質問の、ペーパーレス会議の導入の検討や調査研究の考え方についてですが、ペーパーレス化によるメリットとして挙げられる紙や印刷のコストや印刷製本にかかる人件費などは見えない、もしくは見えにくいコストである一方、導入に要するコストは、無線通信可能な端末の導入や無線通信のための庁舎内向けのネットワークの整備などに相当な費用がかかります。さらには、導入したとしても、これまでどおりの紙の資料を好む人や、電子機器へ抵抗を感じる人が多いことも予想されるため、浸透するまでにはまだ多くの時間を要することも懸念されます。導入したにもかかわらず、利用されないのは本末転倒であります。行政の情報化の先駆けとしての導入は十分価値はありますが、それにかかるコストが利点に見合うものなのか、村民や実際に利用する職員の理解が得られるかなど課題が多く、現状は検討する段階にまだ至っておりません。

また、2つ目の今後の検討や調査研究する委員会などの組織の立ち上げについてですが、今のところその予定はありません。現在、役場のパソコンは、主に3つの回線に分かれています。ほとんどの職員は、その中のLGWANと呼ばれる回線を利用して事務を行っているため、タブレットの導入を考えるとすれば、LGWAN回線のネットワークを整備する必要があります。

また、業務の効率に影響することなので、導入を検討するのであれば、職員の理解が得られるような体制で進めなければならないと思います。

現在、利用している役場のパソコンをウィンドウズ7からウィンドウズ10へ切りかえるため、昨年度から3年間の年次計画でパソコンの更新を行っているところであります。将来的には、ペーパーレス化についても検討しなければならないと思いますが、今は村ではその時期ではないと考えております。

タブレットの導入等によるペーパーレス化については、現在利用しているパソコンの次の

更新時期、恐らく5年ごとにはあります。その時期に検討してはいかがかと思えます。

以上で5番、北條議員の1つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、北條君。

○5番（北條利雄君） ペーパーレス化になかなか情報機器を使っての会議ということで、当然ふなれであります。きのうの国会でも、ペーパーレス会議の話も出ておりましたけれども、やはり国でも国会議員の皆さんも含めて、機器の扱いができない先生方もいらっしゃるということで、なかなか進まないということですが、やはり国としても、そこは今後進めていくということでもあります。

なお、埴町さんも議会でもタブレット端末を利用して会議を進めていると。当然、次年度から子供たちも情報機器、小学校は来年から、中学校は次の年からということで、義務教育化されて、子供たちが当然情報機器に義務教育の中でも親しんでいくということになると、当然次年度の東京オリンピックを初め、そういう情報機器が急速に発達すると思われま。当然、行政もできるできないにかかわらず、もうそういう時代になりつつあるということで、やはりそれを扱うことを見越して、やはり今から準備が必要なのではないかと私は思います。当然、先ほど質問しましたペーパーコストの削減とか資料作成の効率化、それからセキュリティー対策の強化、それから遠隔会議に対応できる、そういうメリットも当然あります。そして、さらにこのペーパーレス会議ではデメリットも当然、先ほど村長がおっしゃったとおりあります。一貫性の悪さがあつたり、メモがとりづらい。それから、情報機器にふなれな人にとっては利便性が悪い。そんなことに当然なるかと思えます。しかし、時代がそういう要求をしておりますので、やはり待ってはいはだめだし、やはりそういう時代が来ると予想しながら、やはり行政側、行政もそうです、議会もそうですが、やはりこれに順応した、対応した対策を今から進めていく、準備をする、そういうことが必要ではないかと私は思います。もう一度やはり、すぐには対応できなくても、やはりそれを含めた準備を、きちんと最初に行政側に組織としてやらせると。そういう方向性が必要ではないかと思えますので、村長にもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今までですと、自席で再質問には回答しました。きょうは、機器の調子が悪いということで……

まず、今ほどの北條議員の再質問ですが、ペーパーレス会議、そしてタブレット。

まず、まだ議員さんの中にも、私もそうです、ようやくガラケーからスマホにした、その

スマホもまだ使いなれておりません。こういったものをまずそれぞれ研修して、議員さん同士がしっかり連絡でき合える、そういうふうになってから、まずこういったことも考えてはよいのではないかと思います。

村の基本姿勢としては、先ほど申しあげましたように、ウィンドウズ7からウィンドウズ10に切りかえるのに、去年からですからあと2年かかります。恐らくこの後、もっと早くなって、「あと3年後あたりにまた11が」とかそういう話になると思います。そういったときは、職員も議員からこういう質問が出ているのだから、タブレットを使い回してなれていようということになると思います。そういったことで、まず埴町の議会のように、タブレットから入ってはいかがかだと思いますし、そういった準備をだんだんに、まず議員さんからそういう姿勢を見せてご協力いただければと思います。

ペーパーレス化はとても経費削減になると思います。よろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 5番、北條君。

○5番（北條利雄君） 情報機器になれていないということで、当然スマートフォン、タブレット、特に若い人たちはなれていますし、行政側も行政のやり方として仕組みを変えていく工夫が必要だと思うんです。例えば、きょうも議会がされていて、議会だよりも発行されるし、村も村民向けの広報紙を発行されていますが、全てが事業の終わった後の報告なんです。例えば、フェイスブックとかツイッターで情報発信する。それから情報を収集するというのは、もう今の時代、即、その場で、例えば鮫川でこんな事業もやっている、こんな行事がされているということが発信されているんです。当然、管内でも埴町議会ではフェイスブックかなんかは無料で発信していますし、その日に議会でどんなことをやっているのか、行政がどんなことをやっているかとかがわかるんです。鮫川でも、フェイスブックなどを使って、担当者がたまに発信されていますが、まだまだ不十分と私は思っています。そういう部分で、広報紙、ペーパーで、当然今までどおりやるのも一つの方向性だと思うし、特に高齢者はなかなか情報機器なんかわからないので、ペーパーを配布して、それを後で見るということも必要だと思うんですが、やはり今の時代、その日の出来事をその日に発信する、村の出来事、行政の出来事、議会の出来事をその日に発信してできる、そういう体制が必要だと思います。当然、フェイスブックとかツイッターとかという、本当にものすごい量で普及されておりますけれども、やはり、私もフェイスブックで毎日投稿させていただいています。村の行事のこと、村の景色のこと、人の動き、自分の感じたことの興味も含めて発信されています。友達ということで、いいね100件以上、1回投稿すると入ってくるんですが、若い人に一番好

かれているのは、若い人が近隣の町村に勤めていると。お昼に御飯を食べながらスマートフォンを見ると。その中で、鮫川でこういうことをやっているというのがわかるということで、若い人と友達が多いんです。自分より年下の人たちの友達が多い。それは本当に仲がいいかと言ったならば、議長もそうですか。議長もされていますけれども、そういう部分では、情報発信はやはり新しいものをすぐ発信する、情報収集をすぐにとれるということは、やはり絶対必要なんだと思うんです。私たちが日中勤めていて、村の会議をやってもなかなか集まらないとかという、当然立場がありますけれども、昼御飯を食べながらスマートフォンを操作しながら、村の情報なりを知っているんです。そういう部分では逆に、若い人たちは物事を知らないんじゃないくて、もう知っているんです。そういう情報収集の早さという部分では、扱いはやはり行政側もそれらを含めた対応を考えていかなければならないということになります。

やはり、来年のオリンピック以降は、多分高度経済成長なんて無理だと思うんですけれども、そういうICTを含めた情報発信収集が子供たちの教育も含めて変わります。本当にそれに対応するのに、すぐ対応できるような事前準備というのが、やはり必要だと思いますし、いろんな場面ですぐ対応できなくても、やはりそれらの準備を含めたことを、村のいろんな事務事業も含めた計画の中に積極的に入れていって、進めていただきたいと思います。

それらも含めてそういうことをやっていただきたいと思いますので、もう一度村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の再質問であります、これからそういった時代であります。時代に取りおくれないように、しっかり職員の教育もしてまいりたいと思います。ただ、私がここで早速取り組むというと、北條議員は、「村長、あのときの約束はどうなっているんだ」ということになりますから、まず3年後にあの新しいウィンドウズ11がそういったお話になったときに、まず10に切りかえてから検討させていただきたいと思いますし、職員にもそういったIT産業に取りおくれないように、常にお勉強しておくように指導はしておきます。

○議長（星 一彌君） 5番、北條君。

○5番（北條利雄君） ペーパーレス会議については、そういうことで、村長もこれからのことに対応し進めていくということで、ぜひやはり周りの環境、それから動きに取りおくれないように、やはり進めていっていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第2点でございます。

第2点は、公衆無線LAN（Wi-Fi）の公共施設への整備についてであります。

今や欠かせなくなっておりますスマートフォンやタブレットなど、多くの利用者がございます。大型商業施設やファミレス、コンビニなどでは、多岐の利用に整備されております。しかし、情報収集や発信に便利なスマートフォンやタブレットですが、データ通信の容量で基本料金が異なってくるだけに、通信使用量の制限などの不便さを感じることも多いのではないかと考えられます。そこで、データ通信の容量、通信使用制限を気にせず利用できる無料公衆無線LAN（Wi-Fi）を公共施設に整備し、若者や機器使用者の利便性を図っていく必要があるのではないかと考えます。携帯電話のインフラ網が整備され、スマートフォンやタブレット端末が活用されている現代、災害発生時の通信手段の確保が課題にもなっております。とりわけ大規模な災害発生時には、携帯電話回線の混雑によるトラブルなど、避難者が利用不能な状態が発生するおそれもあります。そういった場合に、固定回線をベースとする公衆Wi-Fiを無料開放し、連絡・情報収集を行える環境とすることが有効でもあります。国による整備支援策も進められているところであります。

さらに、公共施設において、Wi-Fi環境導入のメリットは災害時だけではなく、公共文化教育施設では、平常時は観光や教育の活性化につながる整備が可能であります。また、学校へ平常時も利用可能なWi-Fiを導入することで、教職員や生徒が授業で活用できる環境をも構築できるものであります。本村の無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の公共施設への整備についてお伺いをいたします。

1つは、我が村の現在の公共施設への整備状況についてであります。

2つは、第1問目の質問と同じく、今後の検討、それから調査研究に関する委員会などの組織の立ち上げについてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 5番、北條議員、2つ目の質問、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の公共施設への導入についての質問にお答えを申し上げます。

Wi-Fiは、北條議員ご指摘のとおり、災害発生時の通信手段として有効なのはもちろん、観光や教育などさまざまな方面で効果が期待できるものであります。

ご質問の、現在の公共施設への整備の状況についてであります。村内では、これまた恐



らく県下の町村でも珍しいかと思いますが、W i - F i の整備がされているところは1カ所もございません。

W i - F i が観光、教育、防災などさまざまな面で有効なツールであることはもちろん論をまたないところでありますが、W i - F i の環境を整備するには多額の費用がかかります。また、整備するときには国の補助金が活用できたとしても、その後のランニングコストには補助金がありませんので、その経費を将来にわたり継続して負担していくことが財政的に厳しいことから、これまでの整備に進まなかった一つでもあります。

村はこれまで、情報化の推進のために、光ファイバー網の整備や携帯電話のエリア整備などに積極的に取り組んできました。インターネットの光回線は、希望すれば村内のどこでも利用できるようになりました。また、携帯電話が自宅で利用可能な世帯カバー率は、89%までになりました。今後も情報化の推進に取り組んでいく考えであります。

ご質問の2番目の今後の検討や調査研究する委員会などの組織の立ち上げについてですが、今のところ、委員会などの組織の立ち上げは考えておりませんが、W i - F i の必要性や有効性については認識しておりますので、今後、公共施設への整備に向けて、設置箇所や財源など具体的に検討を進めてまいりたいと思います。

以上で、5番、北條議員の2つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、北條君。

○5番（北條利雄君） 村に公衆無線LAN（W i - F i）が一つもないということで、私が今回の一般質問に取り上げたのは、これは村民からの要望なんです。図書館利用者、それからトレセン利用者、「手・まめ・館」にいる人たちです。今、無料公衆無線（W i - F i）のつかない村があるんですかという話なんです。今はどこでも、コンビニでもそうですし、鮫川の直売所ありますし、「村民の店すまいる」もありますけれども、やはり人の集まるところ、外から村民だけではなくて、村外からも来る人の通信手段で、W i - F i が使えないところってあるんですかと、逆に笑われてしまったんです。悔しくてしょうがないので、今回質問に上げさせてもらいましたが、やはり今、村長がご答弁されたように、経費、コストも当然かかるでしょうけれども、最低限やはり村外から観光客、鮫川に来ていただく人たちのことを考えたり、村民の利用者も含めて考えると、やはり一つもないというのはちょっと悔しい。やはり、役場を中心としたところに、何カ所か最低限必要で、「ここではW i - F i 使えますよ」と自信を持って教えることができる場所が必要なはずです。ぜひこれは早急に、1カ所でも2カ所でもよろしいんですが設置願いたいのです。これは子供たちもそうな

んですが、使えないんですかという話。今コンビニでもそうですよ。村外の直売所でも使えますよ。ないのは鮫川。やはり鮫川で、「手・まめ・館」、直売所もそうですが、そうして1人でも2人でも村内に人を呼び込もうとすれば、やはりそういう外から来る人たちが考えている環境を、少しでも利便性の高いものに整備する必要があると、私は思います。

もう一度、村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 5番、北條議員のW i - F i の設置についての整備であります。私も、災害時には何でかんで必要な施設だなどと思っております。恐らく私のところでは、まだ災害は起きておりません。ですが、大きな災害が起きたときに、この電話回線が不通になったときのことを考えると、本当にW i - F i を入れておけばよかったなという思いがあるのではないかという、だんだんそういう気に、今回のお勉強でなりました。特にW i - F i はコンビニ、駅、あるいはホテルなどに行くと、全部W i - F i の番号があって、これでつながりますという案内があります。せめて鮫川村も役場、あるいは直売所、あるいは鹿角平の観光センター、こういったところにそういった設備をしなくてはならないのかなという思いでおります。大変、北條議員に恥をかかせて申しわけないと思っておりますが、それを鮫川は、安全な地域であったという自負ですね。ですが、災害は今は違います。いつどこで起きるかわからない危険な日本であります。その辺を考えて、早速職員には、整備の検討、総務省あたりの、無料での災害時における対策のために必要だということで、この辺をしっかり探して、何とか軽い整備費で整備できないかと今考えているところでありますので、早目に検討させていただきます。これを回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、北條君。

○5番（北條利雄君） 先ほど、村民の皆さん、子供たちの声として、私、この質問を上げたんですが、多分、鮫川にW i - F i を使えるところ1カ所もないと言ったならば、子供たちは「えー、何やっているの」と逆に思うんじゃないかと思えます。今、村長が言ったとおり、やはり、観光地、ここではW i - F i 使えますよと自信を持って教えることができる検討を、ぜひ進めていただきたい。お金も財政的にも負担が当然出てくるということなんです、国でも進めていて、無料で経費が軽く済むような事業もありますので、やはりそういうものにいち早く手を挙げて、やはり何カ所でも結構です。やはり設置することを、ぜひ今、村長が検討して進めるということなので、ぜひこの辺はお願いしたいと思います。当然この中心地に、役場にもない、「手・まめ・館」にもない、何を売り出しているんだという話になりま

すから、そういうことも含めて、ぜひ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）を、必ず今年中に1カ所でも2カ所でもつけていただきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に3点目の質問をさせていただきます。

3点目は、議員報酬と特別職給与についてであります。

この4月の村議選において、無投票という結果となりました。選挙結果については、重く受けとめる必要がございます。

本村は、平成の大合併でも近隣市町と合併をせずに独立独歩を選択して頑張ってきました。しかし、少子高齢化、定年制の延長などの影響もあり、議員のなり手不足が課題ともなりました。こうした中、住民の一体感をどのような形でつくっていくのが大きな課題にもなっております。全国的にも地方議員のなり手が不足しているため、危機感を持っている議会や自治体がふえておるのはご承知のとおりであります。今回の本村の選挙において、議員のなり手不足と村議の報酬の安さの2点がクローズアップされたように思われます。議員のなり手不足については、意欲や能力があってもチャレンジしにくいという点があり、その背景には、特に働き盛りの勤め人にとって、職場の理解と協力がなければなりません。また、雇用延長によって、65歳定年延長になってきております。場合によっては、本人が望めばもっと働くことが可能な場合もございます。

そのような状況で、勤め人にとっては立候補するリスクは非常に大きく、場合によっては職をなげうって出馬しなければならないケースも考えられます。出馬については「世のため、人のため」の考え方にちゅうちょせざるを得ないと考えられております。

そのために、年金受給者や農業や自営業の人などの特定の職種でなければ、立候補しにくくなってきているのではないかと考えております。

議員報酬の問題については、本日傍聴されている矢祭町の議員さんがおりますが、現在、日当制の1日3万円、これを除きまして、県内で58市町村の最低であります。町村議員の報酬は全国平均で月額約21万円とのことですが、本村の議員報酬はそれを下回っており、月額16万1,000円であります。この報酬は、時代の流れの中で、当時の議員みずからが25%減額したものであります。さらに、村長を初め特別職の給与も30%減額されております。村の財政を考えると、安易に議員報酬と特別職給与を上げることはできませんが、報酬が問題となって、若い人の出馬決断の障害となっているならば、残念なことであると思います。議員のなり手不足の問題は、議員報酬が問題の全てとは思いませんが、大きな問題の一つであることは事実であります。住民の声に耳を傾けて、地域の課題を的確に捉え、その解決策を議会

に提出する役割を果たせる人材や次世代の確保が議会に求められてもおります。

村議会としても、議員定数も含めて、この問題については真剣に考えて対処しなければならないと思います。次世代の発想、感覚が村政に反映されるようにするためにも、過去の議員報酬に最低限戻すなどの増額は必要かと思いますが、村長として議員報酬とみずからの特別職給与の考え方についてお伺いをいたします。

1つは、現在の議員報酬と特別職給与の考え方についてであります。

2つは、今後のあり方、検討、調査研究する委員会などの組織の立ち上げについて考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の3つ目のご質問、議員報酬と特別職給与についてのご質問にお答えを申し上げます。

議員のなり手不足については、本村だけの問題ではなく全国的な問題ですので、単に議員報酬が安いことだけが原因ではないと思います。北條議員がご指摘のように、さまざまな要因が絡み合っていることだとは思いますが。

最初の質問の、現在の議員報酬と特別職給与の考え方についてですが、議員報酬と特別職給与については、小泉政権時代に行われました三位一体の改革により、地方交付税が大幅に削減されるなどの厳しい財政状況を受けて、平成15年から特例措置による減額が行われました。これは特例措置で減額をさせていただきました。特別職は平成15年1月から5%減額し、議員の皆さんには15年4月から同じく5%の減額が行われました。平成16年1月からは、村長が20%、助役と収入役が10%、当時、助役と収入役はセットだったんです。もちろん、収入役は欠員とさせていただきましたが、今は副村長ですけれども。教育長が5%の減額を実施し、議員の皆さんは16年4月から8%の減額が行われました。極めて厳しい財政状況の中で、自立に向けた村づくりの取り組みとして、報酬などの見直しをするため、平成18年8月に議会議員定数特別職の報酬審議会を設置させていただきました。これは、村民の皆様から選ばれた人たちが、報酬や定数についての村長の諮問に対して、審議をいただいた年であります。平成18年11月20日に答申が出されました。

答申の主な内容は、議会議員の定数は10人が適当である。特別職の給与や議員報酬などについては、村長が25%、助役及び教育長が20%、議会議員が30%、それぞれ削減すべきとい

う答申がされました。この答申を受けて、平成19年4月から、村長が30%、助役及び教育長が20%、議会議員が25%削減した内容で特例措置ではなく、本則で鮫川村は条例を改正し、現在に至っております。本則ですから、これは議会議員で、また、改正されなければならない議決であります。

また、議会議員の定数については、これまで何度か見直しが行われ、平成15年に16人から14人、19年に14人から12人に、平成27年に12人から10人に削減されてきました。また、このときの答申書には、これは永久的なものではなく、今後の時代変化に伴い、定期的な見直しをする必要があると考えるという文言が入っております。本村の議員報酬は16万1,000円であり、日当制の矢祭町を除く県内の58市町村中最低であります。ちなみに、議員報酬が2番目に低いのは、昭和村の16万5,000円、3番目に低いのが三島町の16万6,000円となっております。議員報酬の安さが原因で優秀な人材の確保が阻害されるのは、村民が望むところではないと思います。

ただ、私は、北條議員にお願いしたいのは、若い人が出にくいという言葉がありました。若い人の声を、議員さん方の日々の議員活動の中で吸収し、それを議会に、村政に反映させてはいかげなという反論もございます。

ご質問の2の、今後のあり方の検討や調査研究する委員会などの立ち上げについてですが、本年10月に消費税の増税が予定されております。その影響で、いろいろな面で住民の負担が多くなることが予想されます。また、平成18年に答申が出されましたときに、人口が当時は4,300人余りでした。現在は、3,300人となっております。約1,000人、23%ほど減少している状況を考えると、安易に引き上げ、そして見直しができるような状況ではないと思いますが、平成18年の答申には、時代の変化に伴い、定期的な見直しをする必要があると考えるので、村民のご意見を伺いながら、慎重に判断していくためにも、時期を見て、委員会などの設置も検討しなければならない時期なのかなとも思います。

以上で、北條議員の3つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、北條君。

○5番（北條利雄君） 平成18年度に見直しを行ったということと、10月から消費税が上がるということで、これらも加味して、上げる時期ではないかなと思うのだけれども、委員会を立ち上げて検討する時期に来ているのかなという村長のご答弁でございます。

特に、先ほど鮫川の議員報酬については、全国の町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会ということで、全国まとめた冊子がございますが、市町村長の首長に対して、議長、

議員の報酬はどのくらいなのかなというモデルが示されています。例えば、議長については、首長の40%から54%相当、それから副議長は33%から37%。一般の議員は首長の給与の30%から31%という、それが全ての町村に当てはまるわけじゃないんですが、そういうモデルケースが示されております。

今、村長が答弁されたのもそうなんですが、議員のなり手不足については、その報酬というのは全国的に問題にされているので、全国の議長会でも、なぜそういうふうになってきたのかという部分では、ほとんどの議会なり自治体が、やはりそこが大きな問題の一つだと言われているんです。議員なんかやっているのならば、きちんと働いて金をもらったほうがいいと。世のため人のためにそんな頭ひねって体ひねって文句言われてやられるかという話になるわけです。前だったならば、それなりの自分の議員としての役割は何かということで、みんな必死になってけんかをしながらでも出馬して、選挙を戦って、多分、二元制の一つとして頑張ってこられた先輩方だったと思うんですが、今そんなのやられるか、ましてやその議員報酬そればっかしかいという話で、パートの賃金より安いというような話ですよ。議員さんってそんなにしかもらえないんですか。じゃ、何のためにやっているんですかというのもつらいんですけれども、そういう部分では、今、私も思っていますけれども、村長もそうですけれども、やはり福島県の中では最低、さらに矢祭さんは1日3万の日当ということで、それが是か非かと、私は判断はできないんですが、やはり結構今の時代、議員報酬は、若い人たちが、「出てもいいんだけど、そんなのそればっかしでやられるかという話のほうが、逆に多いんですよ。やっぱりそこは、逆に言ったならば、物の見方、考え方としては「ちょっと何言っているんだ。でも頑張るって村のため、人のためにやってみろ」という話を声かけたときにも、やはりそのやつが必ず出てくるんです。そういうのは、それがネックになって出馬を決断できないというのは、本当に残念なんです。やはり、議員活動をして、議員の質もそうですが、きちんと村民のために必死になって頑張れる、やはり多くの議会議員が必要なんだと私は思います。これから当然、人口も少なくなってくるし、ますます活動する人たちが少なくなってきたら、やはり村の中心、行政、議会の衰退に私はつながるのではないかと思います。やはり、今いる私たちが議員報酬を上げて満足するだけじゃなくて、やはり自治体にどのようにしてやりやすく伝えていくかということが、私は必要なんだと思うんです。だから、議員の給与のことを言うと、なかなか言いづらいんです。

「おまえら、自分らで議員報酬を上げて、大した仕事もやりもしねえで、上げるばっかしか能じゃねえだろ」と本当に言われます。しかし、私たちはやはり、きちんとその活動をする

保障をする金額というのは必要だと思います。やはり、この部分は本当に大変で、村の財政を考えたりすると本当に大変です。ですが、やはりここは、きちんと検討して、議員だけじゃなくて特別職の報酬もそうです。多分村長さんは、自宅で奥様が自営業をやっております。全然苦にはならないと思います。しかし、やはり、村長として、村のトップとして、きちんとここで活躍されていることを考えると、それが本当に首長としての報酬に見合うものなのかどうか、これも含めて、やはりきちんとした議論が必要だと思います。その人の今の生活だけじゃなくて、やはり、本当に村のトップリーダーとして、その片棒である議員たちの活動を保証する手段として、それが本当にベターなのかどうか。ここはやはりきちんと議論して、見直していくべきであると、私は思います。もう一度、村長に答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の質問であります。活動に見合った報酬をいただきたいというお話ですが、実は、私は平成15年に今ほど申し上げましたように、なったときには最悪の状態でした。三位一体の改革、あるいは交付金、そして補助金を下げて全員を移譲するという3つの方法で、国の負担が容易でないから地方への支援を減らす策だったんです。ですから、鮫川みたく税源が何もないところ、これはもう相当厳しい覚悟で自立を選んだ。そういったときに果たして、私はこの給料でいいのかと。私、給料を見たときに72万でした。村長の給料72万もらって、村民の暮らしはどうなのと、一番先に考えた。そのときに、矢祭の根本さんの考えを参考にさせていただきました。役場の中で一番忙しいのは、総務課長だと。首長と違う、総務課長だ。俺は総務課長より下の給料でいいんだと。私はそれを、頭に焼きつけられました。そうだな。俺よりいろいろ忙しいのは総務課長だなと。そう思ったときに、総務課長の給料を見たときに、これは30%削減すれば、総務課長のほうが年間の給料が高くなるんだと、そういう思いで30%を削減させていただきました。

その前に、議員になったときのお話です。

議員になったときの思いは単純でした。おやじが5期もやって、せがれがああとき52歳になって、議員を1期もやらないでお迎えに来てしまった、亡くなるようなことがあつては、そう、私の人生は何のための、議員ぐらいならいつでもできる。ああときちょうど、胃がんを患ったんです。胃袋の全摘手術をやったんです。そのときがおつていたから、皆さん大体、このやろうはお迎えに来ちゃうべと思っていたんです。ですから、胃袋抜いたって私は、まだまだ頑張れるよという思いを、皆さんに、村民に知らせてやろう。そういう思いで議員でいたんです。そして、ご褒美をつくりました。一番うれしかったのは、私は議員になって4

年目に、最後の議会だから研修旅行に行けるんだという話を聞きました。これはいいなど。そして、海外旅行を提案しました。公費を使つては問題ありますよね。公費は一銭も使わない。今、一緒に海外に行きそうな議員は1人だけです。あのとき一緒に行ったのは。前田議員と一緒にカナダに行ってきました。あれ5泊6日かね。そして、そのカナダ旅行の、余りカナダというところは金を使わないんだね。予定よりも金を使わなくて、金が余っちゃった。毎月2万ぐらいずつ積み立てたのかな、それで金が余っちゃったから、今度は反省会に行くべ、グアムに行くべと言って、反省会をグアムでやってきました。何、村民に怒られない。全部自分の金ですから。公費は一銭も使わなかったよね。

次の4年後です。私、2期やったんですけども、4年後どこに行くかと、そのとき考えてきました。今度はヨーロッパのほうに行こうということで、グアムで考えてきました。ですが、帰ってきたら、たちまち村長になっちゃったもので、皆さんから仲間外れ食いました。まぜられない。まず議員になったときに、ご褒美がたくさんあれば、議員楽しいな。本当に村長はつまらなかったです。議員はとても楽しかったです。ぜひ仲間づくり。皆さんが、一生懸命働いているんだ、頑張っているんだ、そのご褒美を母ちゃんにへそくったっていいんじゃない。月2万ぐらいずつ積み立てて、そして議員仲間とおもしろおかしく、そして帰ってからまた元気に、鮫川村民のために頑張ろうという気になれるんです。議員の報酬は、私はこの18年にお願ひしたとき、30%減額をやったときには、村民所得が前より、農家の皆さんの元気が、顔色がよくなったらばいつでも上げるよと。前田さん、そう約束したよね。村民所得が少しでも上がったらば、財政力指数、鮫川村、県下でもトップクラスです。0.16です。これじゃなくて、せめて埴、矢祭に追いつけるように0.24、0.25ぐらいになったらば、また考えてもいいな、そういう思いであります。しっかり頑張って、農業の振興を。皆さんの豊かな顔を議員さんが提案した事業で見られるようになれば、また違うのかな、上げても。みんなに何か考えて、「鮫川村豊かになったよ、ほかの町村とは違うよ」と。

先日、三井総研のお話があったときに、ハウス栽培を、よし、いい取り組みだと思って、10億ぐらい投資しよう、公設民営で農家の長男坊に入ってもらおうと思つたらば、誰も希望者ありませんでした。100万ほどかけた事業が宙に飛んじゃった。本当に情けない思いでした。これは、農家の父ちゃん、母ちゃん方が、「何、おまえ、戻ってきて百姓やんの。ばかなこと言うんじゃないねえ」。これなんですね。ですから、農家の皆さんが希望を持てるような、そういった農業政策を、ぜひ議員の提案でさせていただければ、私はいつでも削減どころか、前の給料の何%上乘せで、もとに戻すことができるのではないかと思います。



そういったことで、ぜひ鮫川村、基幹産業、農業、これは村が悪いのとは違う、日本の政治が悪い。本当にもってのほかの政治です。もう少し地方に、第一産業にと思っております。

こういったことで、ぜひ頑張ってくださいと思います。終わります。

○議長（星 一彌君） 5番、北條君。

○5番（北條利雄君） 今、村長みずからの特別報酬、給与削減、それから議員の削減の話も、国のその当時の状況も踏まえて、お話、答弁をいただきましたが、確かに、市町村の首長、それから各自治体の議員の人たちのあり方、活動の仕方、当然、それに見合った議員報酬なり特別職給与が、どれが正しいのか、見合っているのかというのは、大変難しいところではあります。ましてや、自身から「これだけ欲しい」とかというのは、なかなか言いづらいという部分で意外とタブー視しがちです。でも、ここはやはり、タブー視しないで、住民の皆さん、それから自治体の皆さんに明らかにしながら、これだけの議員報酬、特別職給与が必要なんだということが言えるような、やはり見直し、加増の仕方も含めて、真剣に考える必要があるんだと私は思います。村長の考え方もあるのですが、それが全てではありません。やはりきちんと、これからの鮫川村で活動すべき、活躍する、やるべき人たちに見合った報酬、給与を、やはりみんなに明らかにしながら決めていっていただきたい。私は、そう思います。

本日は、私も含めて8名の議員が一般質問に立ちます。いつもはもっと長いんですが、この辺で質問を終わりたいと思います。次の一般質問も、皆さんの関心がある質問であるみたいなので、この辺で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 令和元年の初議会ということで、2点について村長に答弁を求めたいと思います。

まず最初に、4期にわたる実績成果と課題についてを伺います。

先ほど、5番議員への答弁にもありましたように、もう16年前に村長が、自立する村づくりのために首長となられて、当時の思いを、今述べておられましたが、今回の私の質問、2問目にありますとおり、次期村長選にも関係することですので、村長の慎重なる明確な答弁をお願いしたいと思います。

平成合併の是非を問う投票により、村民は自立する鮫川村を決め、平成15年8月大楽村長が誕生し、以来16年間村政執行に携わってこられました。行政経験の浅い方、では失礼かもしれませんが、あったと思いますが、持ち前の知性のすぐれた方で、私も推薦した一人であり、大いに期待をし、村長も懸命に村政執行に努力されてこられたと思う。

そこで、今までの実績成果となし得なかった課題についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大楽勝弘君 登壇〕

○村長（大楽勝弘君） 9番、前田武久議員の1つ目の質問であります4期にわたる実績成果と課題についてのご質問にお答えを申し上げます。

私が初めて村長に就任したのは平成15年8月ですが、当時は三位一体の改革により、地方財政が大変厳しいときでありました。合併の是非を問う住民投票で、村民は自立の道を選択したわけですが、私は村長として、合併しないという村民の選択が正しかったと思えるような村づくり、住民の目線に立った行政、基幹産業である農業の振興を目標といたしたところでもあります。

まず本村も、交付税の削減により、財政運営が容易ではない状況でしたので、財政再建にまずは取り組みました。先ほどの、5番、北條議員の一般質問に対する答弁でも触れましたが、議員の皆さんや職員の皆さんの協力を得て、人件費の削減を実施させていただきました。大変皆さんの協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

さまざまな経費の削減にも努めました。財政の健全化に取り組んだということでもあります。

また、平成15年には、異常気象による冷害が発生した年でもありました。速やかに対策事業を実施し、被災農家の支援を行いました。米屋の村長が村長になって、冷害対策だったんですね。あのときは7分咲きの、本当に戸草、東野のほう、標高の高いところは本当に壊滅状態でした。ただ、この15年の冷害以降は、冷害はないんですね。これは鮫川にとっては幸いと言ったら叱られますけれども、地球の温暖化が、私は幸いしていると思います。就任後の冷害対策、そして冷害より、今は厳しい、低い米価対策が主流になってきて、悩ませているところでもあります。

高齢化の進行に伴って、年々ふえ続けた医療費の削減と高齢者の健康づくりと農業の振興を目的に始まったのが、「まめで達人な村づくり事業」であります。高齢者に大豆栽培をしてもらい、その大豆を村が買い取り、豆腐やみそ、きな粉などに加工して付加価値をつけて

販売することで、村の中に小さな経済を生み出し、基幹産業である農業の活性化に寄与することを目指したものであります。以来、「まめで達者な村づくり事業」は、村民皆様のご理解やご協力の中で、本村の村づくりの根幹をなす事業として、今日まで続いております。

また、小学校の統合に伴い、廃校となった4つの小学校の活用策も課題となっていました。平成16年度に作成しました「まめな暮らしを生かした村づくり」がスローガンの第3次振興計画がスタートした平成17年4月には、旧西野小学校をこどもセンターとして活用することができました。17年11月には、旧鮫川幼稚園を改修し、農産物加工直売所「手・まめ・館」をオープンさせることができました。「手・まめ・館」は、当初の想定を大きく上回り、年間の売り上げが1億円を超えるまでになり、出荷する農家にとっては生産の喜びを実感する場となったばかりでなく、新たに20人以上の雇用を創出することができました。

そのほかに、旧富田小学校は多目的利用施設として、旧西山小学校は特別養護老人ホームなど高齢者福祉の施設として、そして旧渡瀬小学校は校舎を解体撤去して、跡地に村営住宅を建設し、それぞれに活用することができました。

また、中心部の活性化のために、館山公園の整備に着手をしました。館山公園は、森林環境税交付金などを活用しながら、年次計画で整備をしてきました。整備を始めてから12年が経過した現在、桜などの花木も成長し、たくさんの花をつけるようになりました。来年あたりからはお花見のイベントを計画してはどうかと思っていますところであります。

また、バイオマスビレッジ構想に基づき、平成22年度から建設が始まった土づくりセンターも平成24年度に完成しました。村内に豊富に存在する家畜排せつ物や稲わら、もみ殻、落ち葉などの地域資源を活用して良質な堆肥を製造し、村内の農家に販売して農地に還元することで、安心・安全な農産物の生産に寄与しております。

また、小・中学校の耐震化、安全な教育環境の整備にも着手しました。鮫川村の耐震化は、平成18年に計画をさせていただきましたが、あの震災前の年、22年には全て耐震化は完了です。小学校、中学校、こどもセンターまで耐震化が完了したのは、県下をきって鮫川村がトップではなかったかと思います。これも、議員さんが真剣に、県に要望活動と一緒にやってきたり、そういったおかげであります。

3期目、4期目は、これは本当に後ろ向きな震災対策が、そして復興対策が中心となったんですね。これは嫌な思い出がたくさんあります。

村民保養施設さざり荘の改築工事が進んでいた、この村民保養施設も大したものだったね。これも議員さん方全員が賛成してくれました。平成23年3月11日、あの東日本大震災が発生

しました。そのために工事は多少おくれましたが、無事完成し、2カ月ほどおくれたのか、4月29日にリニューアルオープンすることができました。

さぎり荘は、まきボイラーで加温した温泉が好評で、村内外から多くの利用者が訪れるようになりました。東京電力福島第一原発の事故により汚染された農地や住宅地の除染にも努力しました。一番つらい思いをしたのは、瓦れきの減容化のために焼却による減容化が私は一番ではないかと思ひ、協力をいただいた青生野地区の皆さんには大変なご苦勞をおかけしてしまいました。丁寧な説明なしの事業に、それから後の事業にも影響した、あの減容化作戦でありました。ただ、福島県では一番先に減容化は成功したと思っております。この協力いただいた環境省、7億円の事業でした。村では一銭の負担もありませんでした。大変感謝をしております。

さらに、森林除染のための、今、森林再生事業にも取り組んでおります。

また、鹿角平観光牧場では、クロスカントリーを増設したり、コテージを建築したり、震災の影響でふぐあいが生じた天文台の望遠鏡を改修したり、集客力の向上にも努めました。

情報化に関しては、村内全域に光ファイバー網を整備しました。テレビ放送がアナログからデジタルに切りかわったとき、地デジの難視聴対策を実施し、難視聴世帯の解消を図りました。携帯電話の不通話解消のために、基地局の整備に積極的に取り組みました。平成18年度から30年度までに、20カ所の基地局を整備させていただきました。

定住促進のために、村営住宅や定住促進住宅を整備したほか、分譲地を造成し、定住のための環境整備にも力を注ぎました。道路や水道などのインフラ整備についても、国・県の補助金を活用しながら計画的に整備してまいりました。きれいなところには人は集まります。ごみのない手入れされた美しい里山の景観を守っていくため、最大限の努力をしてきました。

次に、なし得なかった課題ではありますが、たくさんあり過ぎます。やり直しできれば、また、引き返せることができればと、いつも考えているところであります。未来の鮫川村のためにやらなければならないと考えているのは、まずは中心地域の活性化事業であります。現在、役場内にプロジェクトチームを組織し、その計画について検討を進めているところでありますが、平成28年にこの計画を出したときに、議員2人の反対を食いました。この2人の議員が、私は、全議員が賛成していただく中でやりたい事業、これは本当に村の存続をかける大事業であります。ですから お休みしておきましたが、少しずつ反対した議員も理解していただけるような時期になったのではないかと思います。再度復活し、ぜひこれはやらなければならない事業と思っております。村の中心部に農産物直売所、飲食加工所、そして、

交流、情報発信、地域防災の5つの機能を持った中心地域、振興の拠点となる施設を整備したいと考えております。中心地域活性化については、2年前に基本構想が策定され、本村の活性化を図るため、活気ある地域づくりを生むような住民が集える場、村外からの来訪者の窓口になったり、村の情報を得たり、村をめぐるスタート地点となれば、地域の基幹産業である農林業の振興に寄与できれば、住民と行政の協働により、にぎわいをつくる場の5つの基本目標を設定し、具体的な施策の検討が図られた結果、新しい鮫川村の象徴としての中心地域整備の必要性が提言されました。これまでの施設整備を尊重し、継承しながら、資源の連携や付加価値を高め、農業を核とする産業の振興を図り、交流によるにぎわいの場や就労の場を創出することで、本村の活性化を実現したいと考えております。

もう一つは、旧つるや旅館の活用であります。

今議会に、旧つるや旅館取得のための予算を計上しております。取得ができた暁には、要望が多い宿泊施設として利用できるよう整備したいと考えております。やはり、「村内に1つぐらいの宿泊設備は」という皆さんの思いが強いようです。

もう一つ挙げたいと思うのが、鹿角平観光牧場の村での取得が大きな期待となっております。この観光牧場は農地です。農地を自治体は取得できないんです。ですから、この取得をするためには、別会社をつくる必要があると思います。こういったことで、皆さんと相談しながら、これを取得したいなという思いであります。

以上で、9番、前田武久議員の1つ目の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長、16年前、今度4期が終わるわけですけども、村民に基本姿勢というものを示したね、6つの基本姿勢。その中で開かれた行政、それから村民の意見を十分聞き入れる、あとそのほかに、大事な医療対策なんかも一つの村民に示された声であります。それらに対しての実現を目指して4期やってこられたと思うんです。それで先ほど、今回質問された議員に、議員が提案しないというようなことを申されておる。私は、過去ずっと現在まで、いろんな面、特に一般質問では数々の提案を示しておられるはずで、それら提案したものに対して、どれだけ執行機関がそれを実現化され、村民の、住民の声を聞いたかということはある程度見てまいりましたが、その中でほとんどその住民の声は反映されていないというふうに、私は見てきました。それらについて村長はどう考えておられるか。先ほど、最初、就任から現在までの一部の成果等を述べてこられましたけど、これは村民が周知のとおりであります。しかしながら、村民が一番求めておるのは所得の安定化です。

この村で住み続ける、この村で暮らしたい、それにはやはり雇用の場の確保です。課題として挙げてはいなかったんですが、村長が就任されてから、それまで先輩首長が苦勞して重ねた誘致工事を2社とも大きいです。これは本当に村の所得の一番期待された誘致工場2社とも撤退された。撤退された跡地の利用についても、廃校とか、利用は3校ともこれは現在便宜を図られておられますが、一番よかったというのは子供ですね。幼保、幼稚園とそれから保育所、あるいは十分村民から利用されておるし、これは一つの成果が上がったように私も評価しておりますが、雇用対策に対しては、少なくともないものを頼りにはできないですが、村にある資源、一番大きい、これから何とか活用したいというのは私も何回も質問で村長にただしておりますが、実現されるべき期待をしておったんですが、この森林資源の活用ですね。本当に我々の先祖から植林され、育林されて、そして今、伐期をとうに過ぎておる。それらの森林資源の活用。

それから、数年前求めた温泉資源。あれも全然活用を図ろうとしていない。これは村外の人もその活用に対して相当期待を寄せておるといふものであります。それにも全然手をつけていない。これは我々全議員が要望していることだし、提案していることなんです。あのさぎり荘周辺の開発、中心地活性化のために。今言われた中心地活性化、考えているのは、数年前に村長が諮問した諮問委員、村長が選んだ委員ですよ、あれ。それが村長の提案に一言も触れなかった。我々議員が反対したわけではないんですよ、あれは。先ほど、6つの基本姿勢に示された村民の開かれた村政、村民の意見を十分に聞くということには全然当てはまっていないですよ。そういう公約を自分が感じていない。

それから、もう私、再三、村長が我々議員、村民にうそをついている。大きなうそを3つ。前回もただしていますね。それらの公約を全部破棄しておる。それに対して、村民に一言もわびをしていない。今言ったことは、もう何回も過去に一般質問で村長にただしていますよ。詳しくはここで言わないですけども、金額まで言ってもいいですけども。そういう記録というのはみんな議事録書に全部載っていますし、私はいいかげんなことは言いたくありませんので、それはちゃんと伝えておきたいと思っております。

そういった反省というのは、今、示されていない。たった2人の議員が反対したからできなかった。それを実現したいというような、今答弁をされた。実現をしたいというのは、あと2カ月やそこら辺では実現できないはずですから、これは当然、あとの質問にも、私はもう、村長の考え、村長の決意は全部承知しておりますから。でも、最後にはそれは答弁を求めたいと思っております。

そういったことで、なぜあるものの資源を活用できないのか。みんな森林事業は森林組合に丸投げだよ。私、きのう富永組合長とも会ってきましたけれども、森林組合としては森林再生事業は大きな事業、収入源ですよ。30億で各4町村で幾らになりますか。これは森林組合としては大きな事業だけれども、鮫川村ではみんな丸投げですよ、あれ。だから、職員の人たちも、そんなことは十分考えている。それは職員を動かせるのが村長なんだから、村長がなぜできないんだと。自分で独断専行の行政を執行しているから、そういうことになるんですよ。十分職員の意見を聞き入れ、知恵を絞り出してやるというようなことを何回も約束していたって、それは実現していない。もう一度、先ほど私が3つの公約を実行していない、破棄している、それから保留にしている。そのことについてどう考えているか、それをお聞きしたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、私が村長に就任した当時から、税収を上げるには雇用の場の創出というのはとても大事な事業だと、これは認識しております。そして、いろいろ広報活動もやらせていただきました。いろいろ全国的に、インターネット、あるいは村の広報等で企業誘致を活動したところ、来た産業は全て、においがある、音が出る、そして世の中から嫌われている産業でありました。こういった産業を連れてきて、ごく一部の人の雇用の場ができて、多くの人に嫌な思いをさせてはということで、今回のこの事業は、皆さんお断りしようということで、職員で皆さんで協議をしながら、ジャガイモの皮をむいたポテトチップの後の整理とか、あとはにおいが出る事業とか音の出る事業。こういった企業は鮫川村にはもってのほかだと。自分らが汚さなければ汚れないこの地域を、環境を大事にしようということで、こういった企業誘致。そしてバブルがはじけたときに来てくれる産業はそういった産業なんです。ですから、今度は視点を変えました。ここから通われる道路の整備に力を入れて、白河あるいは須賀川等に通勤できる、そんな利便性を図って道路の整備をしていければ、また違った鮫川村は住宅地として住んでもらえるのではないかという思いもありました。1時間ぐらいの通勤距離は大丈夫じゃないのという思いでございました。そういったことが企業誘致のできなかった、そして、ある企業まで下においていったというお話であります。

また、森林資源の活用、温泉資源の活用、これもいろいろ森林資源の活用というのは、いろいろ容易ではないんですね。森林に携わっている皆さんが鮫川村、少ないところなんですね。ですから、皆さんで知恵を出し合って、どんな産業が森林産業にあるのかというのを、これは執行部だけの責任ではなくて、議会の皆さん方も、議会の議員の活動の中で、こうい

った提案をしていただければ、また違った開発ができたのではないかと思います。

温泉資源の活用もそうです。皆さんは、二、三カ所の場所を見てきましたが、いずれもこの今の時代に合っているのかな、この鮫川の温泉は36度ありました。この温泉を利用して効果があるのかなという思いであります。いろいろ検討させてもらった結果が、今、保留になっているところでもあります。やらないわけではなくて保留です。なかなか難しいです。ただ、あの付近の環境だけ整備をさせてもらって、次にどういったもので皆さんに喜んでもらえるか。あの湯の田温泉の付近の環境整備は、これから先、皆さんで考えていただきたいと思えますし、あの温泉利用もそうです。今、村では、かけ流しで精いっぱい利用しているところでもあります。これ以外の利用方法は、あの温泉の熱源を利用した利用になると思いますが、何せ36度ですから、それほど熱い温度ではないわけです。ですから、冬場の暖房の施設に使えるような温度ではない。この辺を考えながら、これから先も、ぜひこういった温度に合った事業は何かというのをみんなで考えていくべきだと思っております。できれば、余り自分本位に考えないで、村民の声、皆さんの声を反映させていただいたと思っておりますが、前田議員からすれば、それが足りなかったのかもしれませんが、それは、前田議員の提案したものが、余り実現されなかったという思いであります。そういった皆さんの意見がありましたら、ぜひ意見を出してもらって、次の村の発展に提案していただければと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長、今の答弁、余り我々が提案したものに対して検討していないですね。温泉の熱が36度。36.2度あるんですよ。

〔「32.6度です」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） 32.6度。32.6度というのは、決して冷たくない温度なんです。それで、逆に矢吹あたりの4号線沿いにある温泉、湧出しているものは、もう50度近いんですよ。それに要する冷却水、水道水を使うと、すごい高価な経費がかかるんです。かえって10度くらいの湯温を上げるための光熱費のほうが安くすむんですよ。そんなことは理由にならないですよ。大体やる気がないんですよ。さっき言った、数年前の中心地活性化の今の「手・まめ・館」を全部改築するんじゃなくて新築するんですよ、村長の構想は。それで、道の駅をつくりたい。そのほかに文化センターもつくるというような、そういうハード事業を当時示したね。文化センターではまずいから学習館にした。そういうような、自分の考えだけで、あれは誰からも村民からそんなの提案があったものじゃない。本当に独断的な考えでもって、



集会の場で。我々議員に提案する前に、一部の住民にそれをしゃべってしまう。村長は口が早いから当然です。このごろは慎重になってきたみたいですが、それでも。

そういうことで、先ほど言ったように、自分がつくった諮問委員会のほとんどが道の駅、それから文化センター、学習館、「手・まめ・館」の移転などは一言もなかったと、私たちは報告を受けていますよ。我々議員が反対したわけではないんですよ、あれは。それで、我々が提案しているのは、もうこれは、村長、何回も耳が痛くなるほど私たち言っているんですけども、さざり荘周辺の温泉を活用された多目的広場の設置と、それからやっぱり住民が皆望んでいるんですよ、あれは、ほとんど。基本施策の6つの中に、住民の声を聞き入れるというようなことを真っ先にうたっていて、それを聞き入れていない。そして今後、これから再選されれば、断念せざるを得なかった、その構想をまた復活したいというようなことを述べている。雇用対策をどうするんだか。道の駅をつくれば、雇用が生み出せるのかね。349国道沿いにはなりますけれども、交通量、それから今の人口、それから将来性から見て国土交通省が認可するような道の駅はできないですよ。建築物には一時金として入るかもしれないけれども、あとの維持費は村民が全部、運営に経費を持つようになる。今の「手・まめ・館」だって、あれはこの前、村長が村の開発構想を示してくれる先生方が来てくれて、評価してくれるということで、我々もその席に臨んだ。真っ先に「手・まめ・館」、15年にもなっている「手・まめ・館」を、なぜ村の財源を持ち出しして運営しなければならないんだと。とうにあれは、振興公社に立ち上げて自立させるべきだというような指摘を受けているんじゃないですか。それもできない。15年前に村長は、平成17年に、あれは振興公社を立ち上げるとちゃんと公言しているんです。公約しているんですよ、あれは。それもできなくて、今度の「手・まめ・館」は耐震構造には確かになっていないかもしれませんが、前の幼稚園から何回も改築をされて、決して建物としては不足を来していないですよ。耐震構造に合わないからあれを潰すなんていうのは、そんな強権なことは誰もできないはずですから。十分あそこで店舗の営業は、これは可能であります。つくるならば、やはり、村民の大多数の意見を取り入れてやるべきですよ。それを真っ先に10人の議員に提案して、それで議決を求めて決めればいいんだと。ハード事業を、これから残された任期をやっていくと、そういう構想では、住民は決して納得しないはずですよ。やっぱり広く村民の意見を聞き入れるべきです。我々は選挙で選ばれてきて、今回は無投票であったけれども、100人以上の人からの意思をちゃんと受け継いでいるんですよ。村長は1票ももらっていないんです。1人でなったような気をしているからそういう考えを持つんだよね。だからその辺、どう考えている

かもう一度簡明な答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の前田議員の質問は、恐らく私が少し軽はずみに「手・まめ・館」の移転のことをお話ししましたから、そちらのほうに焦点が行ったようではありますが、私は、これは、命がけで、村の農業の振興には、皆さんの元気を応援するには、ああいった施設の改修が必要だ、あの「手・まめ・館」の前の幼稚園は、昭和54年の建物です。ですから、もう40年近い年月が過ぎております。耐震診断を受けても、食堂の部分がとても耐震診断ではペケを食っております。ですから、改修するよりは、もっと。一番、あの建物の奥にトイレがあるんですね。衛生的でもない。もちろん、その外には、新しいトイレをつくりましたから、潰せばいいんですけども、そんな費用をかけているよりは。そして、「手・まめ・館」、役目も十分果たしたのではないかと感じております。30年以上使ったのだから、そろそろ無罪放免で、そして、「きょうまでここでやっていたよ、あしたからここですよ」というような、利用者に不便をかけないような新築の施設でお客さんをお迎えしたいという気持ちで、これは、大変申しわけないんですが、あの「手・まめ・館」は、村の大きな負担になっております。ですが、いつまでも振興公社を立ち上げて、独立すべきだというんですが、独立できないのが現状であります。これは、村からの大きな財政支援がなければ自立できない施設であるからです。あの施設は経済的な問題ばかりではありません。あそこの直売所の販売によって、農家の皆さんの元気が、じいちゃん、ばあちゃん方の元気が、消費者に、今、いろいろと利用されております。こういった元気をつくり出すのが、あの「手・まめ・館」の直売所の役割であります。ぜひこれは、村の大きな財政負担になっていることは百も承知であります、ご協力を、ご賛同をいただきたいと思います。

以上、これで答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 質問を重ねても、村長の答弁は大体限界に尽きているというふうに感じております。

とにかく私は、「手・まめ・館」を潰せとか、これは本当にあそこに入っている組合の人ですね、これは一生懸命、自分の生きがいとして励みになっておるのは承知しております。ただ、前にも言ったように、村長が公約しているんですよ。公約を絶対実現はできないというふうに私は、村長も実現できないと前にも言っている。そうじゃなくして、自立させるためには、自立というか意欲を持たせるためには、振興公社、それから第三セクター方式にし

て、不足のものは、ある程度行政でつくったものですから、これは面倒を見てやろうと、そういう姿勢で意欲を持たせなければ、企業として成り立たないんですよ。村の行政だって企業ですよ、一つの企業。みんなの税金を使うから幾ら借金をしても構わない。赤字になっても構わない。採算とれなくても構わない。でも、住民に負担をかけてはならないんですよ。そういった気持ちで、やはり、ああいう施設、村の施設、そのほかにいっぱいありますけれども、みんな1,000万以上の持ち出しですね。そういうものは、できるだけ健全財政に向かうような努力はするべきだと、私はそういうふうに考えて申し上げておるつもりであります。

さっぱり森林資源の活用策などは、全然考えなど持ち合わせていないみたいでありますし、前にも例を挙げて、古殿町のそういう施策なども申し上げております。古殿町ではかなり、町のそういう補助事業でもって恩恵を受けていると。森林農家が喜んでおると。そういう事例を、やっぱり勉強してもらって、そして鮫川に取り入れると。我々議員はちゃんと言っているんですよ。提案しているんですから。

これ以上、再質問を重ねてもしょうがないので、これで村長、後ほど決断の意思を示されると思いますんで、次の2点目に入りたいと思います。

先般の一般質問で、6月定例議会までには明らかにすると答弁であり、既に決意されておると思います。村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2つ目の質問にお答えを申し上げます。

まずは、3月の定例議会での9番、北條議員の一般質問、村政の発展への決意と村長選への進退についての質問にお答えしたとおりであります。5期目の進退についても、後援会の皆様の意見を優先にと考えております。暖かくなりました時期に後援会の皆様と集まりを持ち、進退を明らかにとおっしゃっているとお答えをさせていただきました。田植えも済んだころ合いを見計らい、先月5月19日に後援会の役員会を持ちました。後援会の皆さんには、北條議員にお答えしたとおりの、そろそろ私も普通の生活に戻りたいと申し上げさせていただきました。いろいろ要因はありますが、一つには、73歳になりましたこと、もう一つには、後継者が、あちらこちらでできたというお話を聞いたこと。議員さんの中から2人ほど、一般の村民から1人とのうわさの候補者の話をさせていただきました。そろそろ、そういった皆さんの出番かな、新しい風、若い風をと、お願いをしました。その時点で私自身も確信がありませんでしたし、村外のお話なものですから、その候補者のお名前は控えさせていただきます。

したが、後援会の皆さんの合意といいますか、理解を得ることができなく、5選目を目指すべきとの指示をいただき、今、正直なところ悩んでいるところであります。8月下旬の選挙となるわけですが、優柔不断で、皆さんに迷惑をかけて申しわけございませんが、早い時期に決断のお話をさせていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 即、決断の意思を示されるのかなというふうに、正直思っております。しかし、その早い時期というのはいつなんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 何せ、私が余り早目に立候補を表明しますと、いろいろ迷惑がかかる方もいるかと思えます。新しい人が早目に名乗りを挙げて、私の後を継いでくれそうでもないようなときには、私は後から、8月になってからでも、私の意見を反映できないときにはと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長の言うとおりの、私も、出馬する意思のある者は、当然、昨年暮れあたりからことし初めに名乗りを挙げて、運動はされるべきと。それから、村民に姿勢を問うべきだというふうに思っておりますけれども、私は、村長選には一切かかわりないのであれですが、村長の相手に対する言い分としては当然のことであろうかと思えます。しかし、村長もまさか8月初旬ころまでに引っ張るとは思っていなかったもので、これははっきり村民に意思を示してくれるのかなというふうに考えておりましたが、そういう答弁でありますので、ここで質問を打ち切りたいと思えます。答弁ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで午前中の一般質問は終わります。

13時30分から再開いたします。

（午後 零時03分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

◇ 森 隆 之 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

1 番、森隆之君。

〔1 番 森 隆之君 登壇〕

○1 番（森 隆之君） 1 番の森でございます。初の議会、初の一般質問ということで、少し勝手がわからなくて失礼な点あるかと思いますが、何分ご了承お願いいたします。

それでは、私のほうなんですけれども、第4次鮫川村振興計画の進捗状況についてということで、私も一応、第4次鮫川村振興計画の委員としまして、今から5年前携わらせていただきました。

それで、1 点目、第4次鮫川村振興計画も前半の5年が経過しようとしております。そこで、前期基本計画にある29項目の成果指標（ベンチマーク）が現在達成されている項目数と、未達成の項目数、また全体目標の何%達成されているのか、進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

もう1 点目なんですけれども、また、未達成の項目は今後達成可能なものなのか、あるいは、修正見直しを行わなければいけないものなのかもあわせてお聞かせ願います。

3 点目になります。今後、修正するものと取りやめるもの、取りやめる項目とを再度検証し、検討委員会を立ち上げ、社会情勢を踏まえて精度の高い数値を積み上げていかなければいけないのではないかと思います。検討委員会などの立ち上げがあるのか、ないかもお聞かせ願います。

よろしくお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1 番、森隆之議員の第4次の鮫川村振興計画の進捗状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

第4次の鮫川村振興計画は、本村の特性や課題を総合的に勘案し、目指す将来像と、その実現に向けた分野ごとの目標や施策の方針等を示したものであります。基本構想の期間を平成27年度からの10年間、ですから平成36年度までですから、元号が変わりまして令和の6年となります。令和6年までの10年間、前期基本計画を平成27年度から平成31年度、令和元年度までの5年間としております。

前期基本計画は29の施策について、それぞれ成果指標が設定されており、その数は全部で100項目あります。成果指標の達成状況、進捗状況についてですが、昨年までの実績で100項

目のうち25の項目で目標を達成し、55の項目が未達成であります。残りの20項目については、成果指標が施策に対する村民の満足度など、現時点ではアンケート調査などを実施していないため、達成状況が不明なものであります。

未達成のものについては、今後、達成可能なものかどうかですが、例えば乳幼児健康診査受診率や、公民館講座、教室の参加者数など、もう少しで達成できそうなものもありますが、反対に認定農業者数や特別栽培認定者数、図書の貸し出しの冊数、スポーツ施設の利用者数など、すぐに目標達成するものは難しい状況の項目もあります。

今後の見直しについてであります。例えば、特別栽培認定者数について見ますと、平成25年度は、認定者が12人で、認定件数は30件でありました。平成30年度は、認定者数は10人ですが、認定件数は46件でありました。このことから、認定者数より認定件数を指標としたほうが、より実態に即した数値が得られるのではないかと、指標を見直したほうがよいのではないかという意見もあります。

また、成果指標には子育て支援体制に関する満足度や雇用対策の状況に関する満足度など、アンケート調査の結果を指標にしているものが幾つかあります。これらについても、よりわかりやすい指標に見直したほうがよいのではないかと思います。もちろん成果指標ばかりでなく、社会情勢の変化に伴い、新たに必要な施策も出てきますので、計画そのものについては見直しもしなければならぬと考えております。

また、現在、国では第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度で終わるのを受けて、来年度から始まる第2期の総合戦略の作成に向けて、まち・ひと・しごと等創生基本方針2019の策定を進めているところであります。現在、検討中の国の第2期総合戦略では、推進すべき重要テーマとして、人材組織の育成と関係人口、稼げる仕事と働き方、未来戦術と地方創生、そして、少子化対策、全世代活躍まちづくりなどが掲げられているようであります。

まち・ひと・しごと創生基本方針が決定すれば、それを受けて国の総合戦略が策定され、そして、市町村も第2期総合戦略を策定するという流れになってきますので、振興計画の見直しについては、第2期総合戦略の策定を見据えながらの作業になっていくものと考えております。検討委員会などの立ち上げについては、その時期は未定ですが、立ち上げて皆さんで検討しなければならないと考えております。

以上、森議員の最初の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、森君。

○1番（森 隆之君） ありがとうございます。

私もこの資料を見まして、人口のところで考えてみますと、私たちの当初の計画の段階では、平成36年度には鮫川村の人口が3,100人まで、ぎりぎりまで頑張ろうという計画だったと思うんですけども、現在3,100人を下回っている状況です。そうしますと思ったほど社会の流れが速いというか、社会情勢が速い、当初計画した目標よりももっと前倒しでやらないと、なかなか鮫川村はついていけないんじゃないかということで考えておりました、例えば、先ほども北條議員が質問されましたけれども、公衆無線LANのアクセスポイント数ということで31年度目標は10カ所になっているわけです。それが現在ゼロということで、なかなかこれも達成が難しい案件じゃないかと思います。

また、携帯電話、世帯カバー率なんですけれども、村長の答えでは、先ほど現在89%ということで、目標としましては95%、31年度なっておりますけれども、実際、私のうちではまだ携帯が入っていないんです。そうすると残りの6%の中にまだ入っているのかなと。そういう世帯が多々あるのかなと。そういうのを勘案しまして、ここでやるべきもの、優先すべきもの、まず組み分けしなきゃいけないのかなということで、最重要課題、この目標の中で最重要課題は何なのか、その下、重要課題、またその下の課題ということで、また委員会を立ち上げて検討していかなければいけないのかなと。

ただ、この目標は5年前につくられたもので、実際、社会情勢に応じてなかなか全てが実現するようなものではございません。なので、とりあえず皆さんでもう一度会議をしていただいて、できるものとできないものをこの際はっきりさせたほうがいいんじゃないかと思います。誰が悪いということではないんですけれども、予想以上に専門家もわからなかった状況なので、これだけ人口減少が激しいというのは誰も予想できなかったのも、それはそれで仕方がないので、皆さんでもう一度ちょっとできるものとできないもの、できないものは仕方がないと思います。村民の皆さんに説明して、こういう状況なのでできませんとはっきり言って、なあなあにしたり、風呂敷を大きく広げずに、できるものだけを重点的にやっていると、まず何が大事なのか、その話し合いが必要ではないかと思うのですけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 森隆之議員の再質問であります。まず人口、急激に減少している人口等ありますが、策定当時は村の現住人口と、あとは国勢調査時の人口とでちょっとずれがあるんです。例えば、今現住人口ですと3,339人なんです。毎月、広報で皆さんにお知らせしておきます。私も隆之君の質問を受けたときに確認しました。6月も3,339人、5月も

なんです。同じ人口。そういったことで、村は現住人口でやっていて、住民票の登録者数でやっているんです。そういったことで大変、県は国勢調査でずっと追ってきています。ですから平成17年の人口からずっと落ちているんです。平成17年4,322人、22年、この5年ごとの人口で3,989人、27年が3,577人、こういった数字を追ってこられると、今3,100人ということであります。ただいま私らは3,339人ということで目標を置いておりますが、ただこれはこれでしっかり3,100人という数字も受けとめなければならない数字だと思っております。こういったところでお話のとおり、しっかりこの見直しも皆さんで図らなければならない時期だと思っております。当然、ことしが見直しの時期ですから、そうさせていただきたいと思っております。

例えば、急を要する、今ほど質問にありました携帯電話の普及率、これは95%という目標を掲げましたのは、村民にそんな不自由をかけさせたくない職員の思いがこういった数字にあらわれたかと思えます。大石草地区に1基、2社あるんです。ですから、あの辺で網羅できると思ったらば、たまたま久保地区が不通話地区になっている。

それで、ドコモには話したんです。NTTドコモでは話したんですけども、NTTドコモの調査ですと、網に入っているそうです。これは聞き取れる地域なんだと、そんな地域にはドコモは出てこないんです。本当にそれは申しわけないと思うんですけども、電波の流れには山あり谷ありの地区は難しいようです。そして、デジタル化になりまして、なおさらちょっと不都合ですと完全に不通和になるんです。半端機器にはならないんです。いいか悪いか、イエスカノーかしかならないんです。その辺で、今職員で気をもんでやっているのは、ドコモでだめならばauだとか、あるいはということで、今そういった皆さんの不通和地域を解消しようとして今努力しているところであります。

ことしも2社ほど入ってきましたから、そういった地区の不利益をこうむっている皆さんには、本当に早目の解消ということで、ドコモとは違うんですけども、そういったところで今頑張っております。どうぞ森君の久保地域にもそういった、恐らく役場にはお話ししてあるのかな、その辺、確認はしているんでしょうけれども、早目の対策と思っております。ことしが見直しの時期でありますから、早目にそういったできるものとはできないもの、村民の皆さんにお知らせをして、安全をして、安心を図っていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、森君。

○1番（森 隆之君） ありがとうございます。

私の携帯の話になってしまったんですけども、私が言いたいのは、とりあえずこの10年



計画ではちょっと古過ぎるということなので、今後5年ないし3年、短期の計画で常に精度の高い計画をつくってほしいということで、本当に包み隠さずに、できないことはできないと、やれるものはやりますよというのを曖昧にしないで言っていたきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

---

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 令和元年、第4回議会定例会において、2点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目、宿泊施設のあり方と今後の検討についてお伺いいたします。

現在、交渉中の旧つるや旅館の購入後の生かし方をどのように考えているのか、人口減少が進む中で、施策によっては雇用の場の確保、誘客の取り組みなどにより、定住人口の確保・拡大につながるものと思いますが、いかがでしょうか。

また、既存の村施設や今後の宿泊施設を含めた接客業としてのありようを再度検討してはとありますが、村長のご所見をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田雅之議員の1つ目の質問にお答えを申し上げます。

大字赤坂東野字広畑地内の旅館、旧つるやにつきましては、土地と建物の所有者が異なっているため、村での適正な購入価格算定のため、不動産鑑定士に不動産価格等を調査を依頼したところであります。その結果をもとに土地の所有者並びに建物の所有者にかわる後見人と交渉をするところであります。

また、この旅館の購入に合わせ運営方法の検討、施設改修に向けた調査と、施設開業に向けた準備を進めているところであります。温泉を利用した宿泊施設として営業する予定であり、鮫川出身の方が帰省をした際の宿泊場所として、また、温泉湯治客や観光客の利用も見込んだ施設として利用する考えであります。

運営形態も直営、公設民営、業務委託及び指定管理者制度など、さまざまな検討をしながら、どこまで経費を抑えることができるかが課題となっております。これらも皆さんと相談をしながら直営がいいのか、あるいは業務委託がいいのか、その辺も検討してまいりたいと思います。運営形態によっては、村内外からの雇用や、定住人口の確保にもつながるのではないかと考えられます。また、「手・まめ・館」や「ほっとはうす・さめがわ」などの既存施設を含めて、公社設立に向けての作業も進めていることから、公社での運営も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

以上で、10番宗田議員への回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 旅館業、これはサービス業なんですけれども、例えば、改築が始まってから人材教育、接客業とかそういう教育はやったでは、ちょっと遅いんだと私は思っております。以前に、こういう改築計画とあわせて、それなりの人を選定して、教育すべきではないかと思いますが、村長の考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、確かに運営形態が、方針が決定していればそうなんですけれども、何せまだ委託するか、あるいは直営でやるか、その辺が定かでないところが悩みであります。ただ、あそこには前の板前さん、そして、働いていた方がまだおります。その辺との絡みもあります。あの人たちがいなくて、果たしてあのボイラーが上手に稼働するのかなという、そういう思いもあります。この人たちに委託するか、あるいは雇用しての形態にするか、その辺も恐らくあわせて皆さんと協議するようになると思います。あと、そういった2人が入りますと、あと村でのそれぞれの働いた人たちの知識がある人が何人かおります。こういった方からも問い合わせがあります。村であのつるや旅館の後を買うというお話ですが、ぜひ村で運営するようになった暁には、ぜひ私らにもそういった働く機会を与えていただければという方が、正直のところ2名ぐらい申し込みがあります。こういった皆さんもいますし、その辺検討しながら、あとほっとはうすで働いていた皆さんも、今違う場所で頑張っているようです。こういった皆さんの力もかりられるのではないかと思います。そういったことで、早目の事業形態をまず確定させてもらって、それより前に、あそこをいかに村のものにするかということです。その辺に精を出していきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 雇用の少ない本村において、やはり地場産業、旧つるや旅館の経営

形態、あとは午前中にも出ました「手・まめ・館」の問題、これらの経営形態、つくり、やはり人づくりというのは企業にとっては本当に大事なことなんでしょうと私は思っております。旧つるや旅館をやる以上は、ここで雇用拡大できるような形態づくりは、私はぜひとも必要ではないかと思っております。これらの対策を早急をお願いしたいと思います。

また、あわせてつるや旅館の修繕、整備は以前にも取り上げておりますが、あそこの景観整備はやってあると思っておりますが、その後も全然あそこは動いていないように思いますので、その点について再度お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の再質問であります、あのつるや旅館の景観づくりであります、ことに皆さんにご報告したとおりであります。間伐が終わりました。そして、余計な杉は間伐より全伐になっていると思います。この辺で植栽も始まります。植栽が始まると、できるだけ間伐材を出したときに遊歩道の整備まで考えて搬出土をとということをお願いしておきました。そのとおりにその搬出土はできているようであります。ですからその搬出土が遊歩道になりました。この周りに花木をこれから、ことしの予算の中で植える計画になっております。そうすると、さざり荘の後ろの山がきれいになれば、つるやさんからの景観もよくなるのではないかと思っております。そういったことで、湯の田周辺の景観づくりには、皆さんであわせて、恐らく館山と同じです。館山もきょうまでに平成18年から始まりまして、十二、三年かかっているんです。十二、三年かかってもまだ下刈りは抜けません。恐らくさざり荘もそういうことになると思います。しっかり管理しながら景観づくり、鮫川の景色を、観光を守っていきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 宿泊施設の改修、改築、そして人材育成は、雇用の場の確保、そして定住人口の確保につながるものと思っておりますので、ぜひとも同時進行で教育を含めて、ご指導、教育をお願いいたしまして、1問目の質問を終わります。

2点目の質問をいたします。子供の意識の高揚と教育について。

子供たちの理想と夢をかなえさせてやるために、子供たちが勉強をする理由、運動をする理由、努力をする理由、なぜやるかという動機が文字どおりの力となり、子供たちを努力させ、進歩させ、念があつて初めて人が動くものと考えますが、この動機づけ教育の現状と、今後の学力向上のための教育委員会としての施策をお伺いいたします。

学力の向上は、子供たちに将来の夢の選択の幅を広げるものと考えますので、教育長、よ

ろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 教育長に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 10番、宗田雅之議員の2番目のご質問にお答えいたします。

村内の学校では、教育の効果を上げるためにさまざまな実践を今してきております。指導者、それから学ぶ対象、学ぶ内容などを組み合わせると、その学びは実に複雑多岐にわたっております。

今、学校教育で行われていることについてご説明いたします。

教育を一つの観点で、見方で分けてみますと、2つの側面が考えられます。1つは、さまざまなことを知るという認知的な側面、もう一つは、おもしろみや夢に向かい努力するなどの非認知的な側面です。

初めの認知ということは、覚える、理解するという、質や量の問題と同時に、忘れ、忘却するということがかかわってまいります。覚えることが少ないときはそれでもよかったのですが、複雑化していく社会、学習する内容が年とともに、学年とともに次第に多くなってまいります。特に入学試験などがあると、学習意欲の問題よりもいかに効率よく学ぶか、社会全体が変わってまいります。もちろん知識など身につけることで、よりよい理解につながり、学習意欲がますます強化される子供もいます。

学校では、幼稚園の教育を含め、子供一人一人の意欲を大事にし、授業、つまりコミュニケーションが、これは先生と子供、子供同士のコミュニケーションが行われるような指導力の向上に努めております。

指導力の向上と一口で申しますが、それは簡単ではございません。子供の知識、理解やこれまで身につけてきた構え方、態度といいますけれども、それぞれ違うからです。

学校や教育委員会では、最重要課題として、先生が大好き、勉強や運動が好きという子供になるように、そして、こだわりを持ち学習に自信の持てるようなきっかけづくりをして、指導に当たる教職員の皆さんを支援しています。これまで便宜上教育の作用を認知的側面と非認知的な側面に分けてきましたが、人間ですね、人の学びについて説明いたしますと、既に人間は三、四歳ころで、子供は母語、日本の場合は日本語になります。を生きた知識として学んでいきます。その学び方を見ると、例えば、リンゴ、バナナなどの単語を子供たちが一人で、これは果物と捉えるなど、言葉の意味を知ることはいつでも使えるようにまでに

なっています。このことは何を物語っているのかといいますと、家庭における親子のコミュニケーションがいかに大切かを示しています。学校も教育委員会も、テストの平均だけというのではなく、一人一人の子供が非認知的側面の意欲や、社会力を身につけられるように努力しております。

以上、10番宗田議員のご質問の答えといたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今、子供たちの行動とか、何か、私は見ている限りでは、意識づけとか、何というんですか、何をもって勉強するのか、何をもってスポーツをやるのか、そういう意識づけが漠然と、漫然としていて、将来の希望というのが見えないような私は感じがしているものですから、この意識づけ教育というのを取り上げてみたわけなんですけれども、こういう意識づけというのはもちろん親であって、まして教育現場でもこれは必要なことだと私は思っております。親の教育というのも、これはもちろん教育委員会で教育長のおっしゃるとおり、親の教育もこれは大事だと思いますけれども、教育現場における意識づけというのも私たちは本当に必要なことではないかと思っております。

こういう方がおまして、私はある本でこれはちょっと読ませていただきました。この方は結局、親たちがサラ金の連帯保証人になって大分苦勞したらしいんですけども、その方が先生方のご指導、あとは顧問弁護士のご指導によって弁護士になり、本当に貧しい、そして大変な現状から立ち上がって弁護士になって、これもやはり教育者の導き、弁護士の導き、これあって弱いものを助けるということで、本人が弁護士になってもっと弁護士よりも法律をつくらなきゃならないということで国会議員になった方がおります。こういう道づくりというのもやはり教育現場で私は本当に大事なことなんじゃないかと思いますが、そういう道づけとか、教育現場では考えていらっしゃるのか、教育長にお伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 宗田議員のおっしゃるとおり、これは小さな子供、幼稚園はわかりませんが、小学生とか中学、高校、あるいはもっと上の段階で、こういうことは公にはなりませんけれども、大体が行われているのではないかと思っております。学校でもなれる人じゃなく、なりたい人になろうということで、ここずっと校長初め教職員の皆さんがそういうスローガンで子供たちを変えようということで頑張っているかと思っております。

具体的に申し上げますと、これはそれぞれみんな違いますので、差し当たって何か目標を持てる、子供自身が目標を持てる、あるいは動機づけができる、そういうきっかけは学校で、

特に教室の中でも学校全体の中でも大事にしております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私、私の独自の考えでいたかもしれないですけども、目的意識のない教育の果てに、現状にあるひきこもり、いじめ、教育一点張りでやった果ての教育が、そういうひきこもりとか何かを引き出しているんじゃないかと私は最近、特にこういういろいろなテレビで事件を拝聴するたびに思っておりますけれども、教育長、そういう事件を鑑みてどのようなご所見があるかお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 教育についてですけども、ひきこもりとか、それから無気力というんですか、こういうことに一つ一つ申し上げると大変なんですけれども、実際にこういう社会問題となっている方々がどうして日本でこんなに起きるのだろうかということを私自身も考えております。そういう中から幾つかの見える、あるいはひもとく事例がございます。1つは、ひきこもりというと、社会が悪いということよりも、むしろ親と家庭の中で、親子の関係すらできていないということは、やはり何か考えるきっかけがあるだろうと思います。

それから、欲望といいますか、きょうも何か物騒な事件があったようですけども、そういういろいろの社会的な、社会に迷惑をかけるような問題、これはもちろん一個人の問題でもあるけれども、また別な問題があるだろうということはわかっております。具体的に言うと、我々日本、昔のことを皆さんご存じだと思いますけれども、本当に隣同士がよくうまくいっていて、そういう世の中と、それから今は奪えるものなら何でも奪ってしまえと、お金になるものは、そういう世相も子供たちには反映しているとははっきり申し上げられませんが、そういう中で子供たちが生きていけるとなると、やはり教育の問題でもあるけれども、むしろ別な問題があるだろうと。あることを私個人ということですが、ちょっと申し上げますと、経済学というのを皆さんきつとご存じだと思いますけれども、その経済学は私たちが子供のころは、もう日本の最先端を行く学問だったわけです。その経済学は何のためにあったのかというと、人間をより豊かに、そして、よりよくという学問が経済学だったんです。ところが、今変わってきているんです。そういう学問はだめなんです。いかに利潤を追求するか、そういうふうに変化してくると、やはり人間の生き方も変わらざるを得ないのではないかなと、これが私の個人としての考えであります。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ありがとうございます。

もう一つお伺いしたい点がございます。現在、環境的に恵まれない子供たちの教育への助言、将来の夢づくりへの助成は、親の貧富にかかわらず、これは大事なことだと思っております。どんなに恵まれない子供でもやはり教育を受ける権利はあるし、大学まで、そして、大学を目指して勉強をする、これは権利があると思います。ただ体制的に大変なところもあって、途中で挫折する子供たちも多くいるんだろうと思っております。そういう環境的に恵まれない子供たちの助成等について教育長のご意見をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 本当に子供がひとしく環境、あるいはいろいろな面で恵まれているということは望ましいことです。教育基本法の中にも一番最初に、教育はその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有するというのがございます。これが、親が例えどんな貧しい親であっても、ひとしく能力に応じて教育を受ける権利があるということで、今、鮫川村もそうですけれども、国全体としてそういう子供たちへの支援を行っていることだろうと思います。それは本当に大事なことだと思いますけれども、もう一つ、そのひとしくということ、やはり誤解を受けて、能力に応じるんじゃなくて、能力はみんな違うんです。はっきり言いまして、大きなどんぶりのような器を持っている子供もいるし、小さなおちょこのような力しか持っていないお子さんもいらっしゃいます。これは先ほども申し上げましたように、いろいろな条件でありますので、ひとしくということについて、みんな同じようにという、そこが今までいろいろな問題があったので、やはり少なくとも2つ以上の物差しで子供たちを温かく育てていかなきゃならないのかなというふうに私は考えております。そういう恵まれない、あるいは恵まれないということも社会でみんなでカバーし合うような、そういう地域にしていきたいなど、こんなふうに考えています。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 教育は、大都市もこんな小さな村でも環境的には私は変わらないと思っています。教育によって村の振興は何ほでも図れるんだろうと思っております。こういう動機づけ、子供たちに勉強をする理由とか、スポーツする理由とか、そういうのをきちんと教育委員会としても、親としても、動機づけをしてあげることによって、子供たちは伸びるものだと思っておりますので、ぜひともそういう動機づけ教育を推進していただいて、今後の教育振興をお願いをいたしまして、2番目の質問とします。

ありがとうございました。

---

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 6番、関根英也君。

〔6番 関根英也君 登壇〕

○6番（関根英也君） 6番、関根英也でございます。

第4回の定例議会におきまして、人口減少の対策について村長にお伺いをいたしたいと思  
います。

県内の市町村別人口が新聞に発表されました。鮫川村の人口は、2019年4月1日現在で  
3,144人と記されておりました。鮫川村人口ビジョン、総合戦略の冊子を見ますと、目指す  
べき将来の方向、人口の将来展望に記載されていますように、2040年に3,089人に対して、  
総合戦略を展開することにより、2020年に3,590人、2040年に3,090人を維持していくこと  
を目標としてありますが、このまま推移すれば人口ビジョンの目標である2020年3,590人ど  
ころではなく、現実には村の計画と逆の方向に推移しており、相当な危機感を持って対処す  
ることが求められているが、村長のご所見をお伺いいたします。

また、5月3日の民報新聞社のアンケート令和時代の最重要課題とその対応の問いに、急  
激な人口減少対策として、地方ならではの魅力づくりと中山間地域での農業の振興に努力を  
しなければならないと回答しておりました。稲作、畜産、村の資源を活用した振興策を目標  
値などを含め具体策をお示しをしていただきたいと思います。

さらに企業誘致が厳しい現状の中、高校、大学を卒業した若者やIターン、Uターンの希  
望者が安心して勤められる公設公営、公設民営の産業を振興し、雇用を促進させ人口の減少  
に歯どめをかけるべきと考えますが、村長のご所見を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、関根英也議員の質問、人口減少対策についての質問にお答えを  
申し上げます。

まず、1つ目の急激な人口減少についてであります。鮫川村の人口ビジョン総合戦略で  
は、2010年、平成22年の国勢調査、人口が3,989人を起点に将来の人口の推計を行っており  
ます。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本村の人口は2020年に3,405人、2040年



に2,460人、2060年に1,618人まで減少するとされておりました。これを総合戦略を実施することにより、減少幅を抑え、2020年が3,590人、2040年が3,090人、2060年が2,710人の人口を確保するというのが総合戦略に掲げた目標であります。新聞に発表されました2019年4月1日現在の3,144人という数値は、2015年、平成27年の国勢調査人口3,577人を基準に、毎月の出生や死亡による自然増減及び転入、転出による社会増減などを加減して、福島県が毎月出している推計人口の数値であります。人口ビジョン総合戦略を策定したときに推計した人口の減少率を上回るスピードで人口減少が進んでいることについては、大変憂慮をしているところであります。ただ人口減少問題は、本村だけの問題ではなく、日本全体の問題でもあります。

昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によると、2030年には全ての都道府県が人口が減少し、日本の人口は2045年には1億642万人、2060年には1億を切り、9,284万人となると予想しています。2015年の総人口が1億2,709万人でしたので、30年間で2,000万人以上減少することになります。

人口減少は税収の減少をもたらす、経済全般に悪影響を与えます。社会保障の担い手である労働力人口が減り、年金、医療、介護といった社会保障制度の持続可能が困難になるなど、社会全体にマイナスの影響があると考えられます。人口減少そのものを解決する方法として、一つには出生率を飛躍的にふやすことが考えられます。日本は、これまでも各種の少子化対策を講じてきておりますが、目に見えた成果が上がらず、少子化の流れをとめることができませんでした。本村も例外ではありません。今後も尋常な方法では出生率を上げることは難しいと思います。

これを解決する対策としては、積極的な出産、育児支援を行い、子供を安心して産める環境づくりと所得制限なしで家族手当がもらえたり、税金が免除されたりなど、子供が多いほど充実したサービスが受けられるようにすること、そして、高等教育にもお金のかからないようにするなど、子供を持つことが人生のハンディキャップにならないよう仕組みづくり、子供を持たなければ損をするぐらいに国が指導をして、制度を変えていくことが必要ではないかと思います。

また、国策としては、移民政策にも取り組んでいく必要があるのではないかと思います。移民政策にはアレルギーが強く、反対する人が多いですが、急激に人口が減っていくこの国の衰退に歯どめをかけるには、少子化対策だけでは足りず、長期的な視野に立って移民政策にも取り組む必要があると思います。人口減少問題は日本が国として覚悟を決めて取り組ま

なければならぬ重大な問題だと思えます。

一方、本村の現状に目を向ければ、急激な人口減少は事実であります。人口が減ったからといって嘆いてばかりではられません。確かに一定規模の人口を確保することは自治体に求められる各種機能を維持していくためには大切なことだと思えますが、一方では、少ない人口ならば少ない人口なりに知恵を絞り、工夫をしながらしっかりした行政を行っていけばよいのではないかという考えもござります。本村は、これまで子育て支援については、他の市町村よりも手厚い政策を行ってきました。また、長年にわたり各種の過疎対策事業にも取り組んできました。それでも人口減少に歯どめをかけることはできませんでした。私はお母さん方の頑張りにも期待したいと思います。お母さん方がよくママちゃん同士の社交の場があります。お話し合いをし、子供たちのために大勢の同級生、大勢のお友達で楽しく勉強できる子供たち、鮫川村のこどもセンター、あるいは学校生活を通して大勢の仲間と一緒に大きくなっていく、ぜひ人口減少問題をお母さん方みんなでも共有していただきたいということでもあります。解決できるのは子供を産むことのできるお母さん方の、私は頑張りであると思えます。

全国的に大きなうねり、人口減少に対して小さな自治体でできることには限界があります。できることを一つずつきちっとやっていくしかないと思っております。これからも村としてできる限りの少子化対策や積極的な移住の受け入れなど、人口減少に歯どめをかける施策を推進し、総合戦略の基本であります子供、若者、そして女性の自己実現ができる環境づくりを目指していく考えであります。

2つ目の地方ならではの魅力づくりと、中山間地域での農業振興についてですが、東北地方の中山間地域を長年にわたり調査をしてきた民俗研究家の結城登美雄氏は、地域づくりにとって大切な7つのテーマを挙げております。1つに、よい仕事づくり。2つ目に、よい居住環境づくり。3つ目に、よい文化づくり。4つ目に、よい学びの場づくり。5つ目に、よい仲間づくり。そして6つ目に、自然と風土の上手な活用。最後に、よい行政の7つのテーマです。

1つ目のよい仕事づくりでは、農林業などの生産を安定させること。この30年で急速に普及した農産物直売所は、現場の実情に即応した希望の拠点だそうです。

2つ目に、よい居住環境づくりは、道路や上下水道などのインフラの整備。

3つ目のよい文化づくりは、伝統的祭りのように村民みんなで楽しむ場をつくることだそうです。

4つ目のよい学びの場づくりでは、知識主義ではなく、地域で生きていくための知恵や身近な資源を生かすためのわざを習得することだそうです。

5つ目によい仲間づくりは、人は一人では生きられない。ともに支え合っていく隣人、友人の大切さ。

6つ目には、自然と風土の上手な活用は、人間は自然とともに生きるもの。水、風、光、土を大切に持続可能な生存と生活の土台を築くこと。

そして、最後のよい行政とは、主体なき地域づくりはない。よい村をつくるのは、そこに生きる村民が中心である。地域の人々の声に耳を傾け、その願いや悩みを受けとめ、その活動に寄り添う行政が大切だと言っています。

この7つのテーマは、鮫川村がこれまで頑張り、取り組んできた村づくりがそのまま当てはまるのではないかと私は思います。鮫川村の魅力は自分が汚さなければ汚れない、きれいな水と澄んだ空気、豊かな自然があることだと思います。この自然環境を生かして農業や畜産を守りながら、都市との交流などで新たなつながりをつくり、発展させていくことが大事なことだと思っております。

3つ目の公設公営、公設民営の産業を振興し、雇用を促進し、人口減少に歯どめをかけるべきというおただしであります。今年度地方創生推進交付金事業の中で、村づくり会社の設立について準備を進めてまいります。

村づくり会社は、村が抱える課題ごとの経営部門を創設し、課題解決に向けた事業を構築します。例えば、農業部門では、大豆の栽培や農産物の生産を行い、産業の6次化を推進する役割を担います。また、耕作放棄地防止対策としては、農業部門での農地の借り受けを行い、農業振興に寄与します。その他、加工販売、観光誘客、環境保全部門などを設け、会社設立による雇用の場の創出を定住人口の確保を図り、産業の育成と地域のにぎわいづくりを担う組織として確立し、これから先、議員さんと相談をしながら、この組織の確立ということになります。そういったことで計画をしておりますので、関根議員の適切なお発言もお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、関根君。

○6番（関根英也君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

人口が減っても、減ったなりの行政を行えばいいという答弁だったと思いますが、私は決して村長が16年前、鮫川村合併をしない自立した村づくりをすると。そのやはり先頭に立って鮫川村の自立を考えて、そして、村民の大多数から絶大の信頼を受けて村長になって16年

が過ぎようとしております。その間、大樂村長が村長になったときに、約5,000人ぐらいはいたと思うんですが、それから16年で約2,000人ほど人口が減っております。多分、村の総生産額も減っているのではないかなと思っております。その中で自立した村づくりを村民から負託を受けて頑張っ、本当に一生懸命頑張っているのは私たちも見ておりますが、村民の負託に対して応えられたと、そのように思っているでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの関根議員の、私にしてみれば大変厳しい質問であります、私が村長になりましたのは、一つの動機としては、皆さんに推薦されて村長になったわけですが、まず最初に議会の皆さんから推薦されました。このときに果たして私でいいのかなという思いのときに、私は商売柄鮫川の農業をこの中の議員さんの中では一番知っているのではないかという、そういう自負がありました。そして、鮫川村に工場誘致、工業誘致、企業誘致、これは無理だろうなど。皆さんの力をかりて農業振興が一番の村の自立につながる、そういう思いで頑張ってきたところに、いろいろ農産物の鮫川の特産物であるたばこ、あるいはコンニャク、こういったものが輸入品に押されて、それで大変厳しい状況にあったわけで、耕作放棄地が出てまいりました。あちこちにある耕作放棄地こそ、鮫川村の景観を損ねる敵だなという思いが強くなりました。

このときに、まず皆さんにお願いしたのは、これは私の勝手なことでありましたが、私は高校を卒業して、まず最初にやりたいと思ったことは、おふくろの手をきれいにしようということでありました。何でかという、小学6年生ごろまでは、おふくろと一緒に風呂に入っておりました。おふくろに背中を流してもらったときにたわしは要りませんでした。おふくろの手がたわしより荒れていました。うちのおやじは皆さんご承知のとおりです。何にもやらないで電話ここにあっても、おーい電話だぞ、おふくろが田んぼで草むしりしていても、おーい電話だぞ、呼ばるおやじでした。私の最初の仕事は、おふくろの手をつるつるにすること、それがずっと小さいころからの夢でした。長男坊でもあったし、地元の商業高等学校を出て、大学ということは全然考えていません。そのころは余り進学ということは考えていませんでしたし、商売が大好きでした。そして、おふくろも大好きでした。おふくろのそばを離れることはできませんでした。今でも女房にはマザコンと言われてます。もちろんおふくろは平成14年に亡くなりましたが。そのおふくろを大事にし過ぎて糖尿病にしまいました。おふくろを長生きさせたかったらば、やはり外でせっせせせと働かせることだったんです。それをちょっと油断しました。おふくろは大事、大事に、ばあちゃんいつも電話

のそばに座っていればいいんだよ、お客さん来たらお茶を出していればいいんだよ、そういうことで飾っておりました。これがたちまち高血圧になり、糖尿病になり、80歳で大事なおふくろを、そのことがとても残念に思っ

て。そういうことで私は8月26日に当選して、9月1日から議員になって最初の仕事が敬老会のお祝いだったのね。おやじ、おふくろが見ているような気がしたね。あのときなかなか皆さんに挨拶できなかった、これはおやじ、おふくろを思い出したからです。そういったことで、私は年寄りを外に出すこと、あのころは医療費が6億5,000万円かかっていました。それはたまたまなんですけれども、次の年は4億5,000万円でした。たまたまこれは鮫川は小さい人口だから、それこそその1人、2人が病気になるとえらい出費になるんです。1億円ほど医療費の削減が見られました。これは年寄りが忙しくて医者に行っている暇がないということで、そのぐらい元気なんです。年寄りというのは隣の畑、隣の田んぼで見比べするんです。少し手入れすれば大豆も田んぼも真っ青になるんです。それが生きる力になっていたんです。働く喜びを感じたんです。もちろんもともと70代、80代の、私が50代のころは、そういったじいちゃん、ばあちゃん方は戦争を体験している人なんです。戦時中の苦しい生活を耐え忍んだ人たちなんです。そういう力があつた人たちです。今の人たちはどうだか。大変ご活躍をいただきまして、ただ、今のそういった16年前に活躍したじいちゃん、ばあちゃんが大体いなくなっちゃったかな。

ですから、大豆の栽培者も年々減っています。これは汗をかくことの嫌いな人たちが多くなったからです。汗をかくことを手まめな仕事を全然苦しめない、ああいった戦争を体験した人がいなくなった。私はそれだけできれいな村づくり、きれいな村づくりは田んぼや畑が整然と耕作放棄地がなく栽培されている。そして、シルバーの力もかりました。道路のり面はできるだけ2メートルも3メートルも刈ってくればありがたいですということで仕事をさせていただきました。こういったことが、私はきれいな村づくりが他町村から来た人たちに、お、鮫川に入った途端にペットボトルとか空瓶がない、きれいな村だということで、やはり里山の景観のきれいなごみのない村づくりというのは、農家の皆さんの協力があつて、田んぼや畑を整然と耕している。これが私は今も続いていることは、私になつてよかったなと、自慢の一つです。余りそれ以上はありません。あと、よかったのは、これも職員の頑張りもありました。原発事故以降の牧草地の配布事業です。ああいったのは鮫川の職員でなくちゃできない仕事だったと思います。こういったことで畜産の衰退を防ぐことができたのではないかと思います。

こういったことをお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、関根君。

○6番（関根英也君） 人口減少対策問題とちょっと私の質問が悪かったのか、ちょっとずれてしまいましたが、私が村長に言いたいのは、前にも復興支援、…（聴取不能）…を使った畜産の肉用牛の大規模経営の質問をしたことがあったと思いますが、本当に今鮫川村も、鮫川村自体でなく、日本全体が変わろうとしている、そういう時期に来ているのかなとは思いますが、この人口減少が激しいときこそ行政の役割というのは非常に大きいんだと思います。

やはり国でも進めております地方創生の制度や復興支援のそういう制度などを十分に活用して、この鮫川村に経済の活性化を図る、そういう施策が今一番求められているのではないかと、そういうことが人口減少を食いとめる一つの方法にもなるのではないかなと、私は思っております。

本当に私も団塊の世代でありまして、目標の2040年には私も90になります。多分、一番この鮫川に残って、今この年代の人が一番活躍しているのかなと思うんですが、この人たちがあと20年で自然消滅していくのかなと、そういうことを思っておりますし、そのためにも今この鮫川村に、この鮫川村の資源や資産、当然、観光資源などもありますが、それをフル活用して、経済の活性化を図っていかないと次の世代を担う、次の世代、鮫川村を引き継いでいっていただけるそういう若者に残っていただくことができないのではないかと。そういう対策を今が一番行政に求められている一番大事な使命なのではないかなと私は思っております。

村長のお話を聞いていますと、人口の減少も自然なんだと、やむを得ないんだと、残った人が幸せになればいいんでないかというような、その挨拶の中でちらっと聞くことがありますが、でもやはり少しでも人口減少を食いとめるための努力はしなくちゃならない。このように私も思っております。この問題は、やはり結構大事な問題で、常に議論をしていかなくちゃならない問題だと思っております。

ただ、きょう一つ残念だったのは、同僚議員の進退伺いのこの質問がありましたが、その中でも去年の12月から、またことしの3月議会でも、今回もありましたが、村長の明快な答えが聞けなかったと、私としては、まだまだ村長には、館山もまだ今、発展途上でありまして、鮫川村も宝物として買った湯の田温泉、あれは非常に経済効果を、使い方によってはすごい経済効果をもたらして、地域に経済波及をするものだと、そういうふう信じておりますし、その道筋をつけていただくまでは、村長には、きちんと私はもう1回やるんだと、もう1期やる。そういうことを明確に答えていただきたいなと、このように思っております。

答弁ひとつお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、関根英也議員に最初の私が村長になったときの平成15年4月の人口ですが、4,634人だったんです。それからずっと減り続けて、本当に人口減少がこれほど急激な人口減少が来るとは思わなかったです。本当に残念なことでありますが、こういった地方を第一産業を私はいつも言うのは、国の先生方をお願いします。先生方、地方でこういうふうに疲弊しているのは、百姓で食えないからだよ。農家の皆さんが田んぼ、昔は3町歩もつくっていると、それこそ大学教育までできたんだよね。それが今30町歩つくったって容易ではないんだよね。こういうのを先生何とかしなくちゃならないでしょう。地方税なんて少し手を加えれば、農業者の戸別所得補償、あれはせいぜい1兆4,000億円ぐらいなんです。使った金が。あの事業をもうちょっと継続してもらおうと農家の皆さんは元気出たんですよ。1反歩1万5,000円の生産費と、あとは生産原価を割ったときの補填、あれは22年、23年かな実行されたのは。ああいう制度がしっかり農業を支えてくれればという思いで、こんな急激な人口減少は起きなかった。田んぼをつくってもくそにもならない。逆に休んだほうが金になる。私の友達も言いました。郵便局へ勤めていて、5年前に1町2反の田んぼを6反歩だけつくっていた。6反歩は貸していた。やめたから、じゃ、今度は1町2反全部つくるんだと思ったら、今度は全部貸した。何だおまえやめたのに何をやるんだと言ったら、今までは郵便局の給料の中から6反歩分の1反歩5,000円ずつ出したそうです。3万円補填して、自分の米をつくっていたけれども、貸したらば5,000円もらって、1町2反貸したらば6万円もらえるから、それは得だ。そういう情けないのが米政策なんです。

こういったことで農業が衰退していくと何もここで暮らす必要がない。下におりていったほうがいいということで、大変私も何か手助けできないかなということで考えておるところですが、今ほど、26年のお話を先ほど、三菱総研のお話をさせていただきました。あれは10億円ぐらいの投資をして、それこそ公設民営で農家の長男坊に施設園芸に入ってもらいたいな、そういった技術は矢祭あたりに行くと花卉栽培やっている人もいるし、イチゴ栽培なんかやっている人もいます。こういったなぜか知識ある人が少ないんです。なかなか農業後継者で大学を出てきて、今の農業後継者は本当にしっかり大学を出てこないと無理です。高度になってきて。そういったことで大変あるとき三菱総研の力をかりて、あれは西山の宮城会の石川さんのお世話で、二本松でだめになった事業を私が、じゃ、俺のほうにやらせてってお願いしたんです。そしたら、だめ、本当に五、六人来た。しっかり農業経営をやっている

い人ばかりきた。様子を見に来た。おまえらやるのかと言ったら、様子見だ。そういった人たちが来られなかった。残念で本当に無駄な投資だったんですけども、こういった公設民営でもなんでもいい。特に英也議員には、埴町那倉の畜産、あれは立派な施設できました。ああいったのを鮫川にも本当は必要なんですけれども、鮫川こそ必要だったんです。埴町にはべこないんだから。けどやっぱり、力でしたよね。その辺、議員やっているうちに畜産の振興ということで、いろいろそういった情報を仕入れて、鮫川にも逆に今度は石川に近いほうにでもつくれば、また違った申請が可能になるのではないかと考えています。そういったことで、ぜひ農業の振興を図っていただければと思います。

あと、私の進退ですが、私は4期やらせてもらいました。5期目までこういった若い人が今ほど言ったように議員の中でも2人の人が出たいと言っている。あと一般の人も1人がいる。そういったときに何で選挙やってまでという気持ちが本当にあります。私は争い事は余り好きじゃないです。昔は好きだったの、大好きだったの。けんかばかりやっていた。けど今は、結構おとなしくなりました。孫の勉強のお手伝いをし、孫が大学受験の年になってきました。お手伝いしてもいいのかなという思いもあります。こういったことで、あとはただ後援会の人たちに聞かなきゃいけないです。ばかなこと言うじゃない、おめえは誰のために村長4期もできたんだということありました。この辺もよく相談をしながら、答えを出していきたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、関根君。

○6番（関根英也君） 答弁ありがとうございました。

非常に鮫川村を、将来の人口減少や経済の活性化、財政等でいろいろと大変な時期を迎えますが、村長にはまだまだリーダーシップをとっていただきまして、ひとつ村民のためにご尽力いただくことをお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

---

◇ 堀 川 照 夫 君

○議長（星 一彌君） 3番、堀川照夫君。

〔3番 堀川照夫君 登壇〕

○3番（堀川照夫君） 令和元年6月定例議会において、1点の質問をさせていただきます。

和牛の繁殖、農業のヘルパー制度の導入と担い手の育成について。



本村の畜産業は、県内においても和牛の繁殖農家が重要な基幹産業として村の経済を大きく支えています。近年、繁殖牛の子牛価格が高値が続いていて、大きな下落もなく安定しているところです。これからの繁殖農家は、年々経営者の高齢化や担い手不足も懸念されていますが、酪農家には既に導入されているヘルパー制度を繁殖農家にも導入し、村独自の支援策を講じるべきと考えますが、村長の考えを伺います。

また、畜産農家の担い手、育成対策についてもあわせて村長の考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、堀川照夫議員の質問にお答えを申し上げます。

本村の畜産業は、和牛の繁殖農家が重要な役割を占め、平成30年度には94戸の飼養農家で、年間706頭、税抜き価格で約5億円の子牛の販売額となっております。全国的に繁殖農家の高齢化や担い手不足により生産される子牛の頭数も減少しているための高値の取引が続いているようであります。

さて、酪農で導入されているヘルパー制度ですが、酪農経営において乳牛の飼養管理のほか、搾乳の業務が大きな仕事を占め、酪農家の休みを確保するために自主的な組織として各地から生み出され、全国協会の設立や助成制度が整備されたものであります。ヘルパーの利用目的は、冠婚葬祭や休養のほか、家族旅行、子供の学校行事参加などの家族団らんのためが多く利用されており、近年には事故や病気理由による利用がふえているようであります。

しかし、酪農戸数の減少やヘルパー利用日数の減少で、ヘルパー組織も経営が厳しい状態で、国や自治体の助成により運営しているのが実態であります。福島県内でも平成30年度から、福島県酪農業協同組合酪農ヘルパー利用組合に統合されたところであります。肉用牛に対するヘルパー制度ですが、全国では、飼養管理のほか、飼料生産や家畜市場への出荷などの作業で肉用牛のヘルパー制度が利用されております。県内でも本宮市場への出荷の際に、家畜輸送ヘルパーや市場ヘルパーなどの利用が行われております。

堀川議員のご質問にある肉用牛に対するヘルパー制度の導入と、村独自の支援策の件ですが、ヘルパー導入については、旧農協単位で肉用牛ヘルパー組合が組織されおり、東西しらかわ肉用牛ヘルパー組合があります。組合の規約では、業務に関する詳細が規定されておりますが、家畜輸送と市場ヘルパーのみの活動なので、事業主体となる東西しらかわ肉用牛ヘルパー組合に肉用牛の飼養管理代行事業の創設を要望することが必要かと思われま

さらに、村独自の支援策を行うためには、ヘルパーの利用を希望する畜産農家の規模や農家数、派遣するために登録されるヘルパーのなり手がいるかも課題であります。また、畜産業の担い手の育成対策としては、平成28年度から37年度までの鮫川村酪農肉用牛生産近代化計画の中で、新規就農を希望する若者や定年帰農者に対しては、離農跡地や後継者不在農地の情報提供、相談窓口の機能の充実及び県農業総合センターにおける農業技術経営への研修機能を許可するとともに、関係団体等が連携して新規就農者を支援していくと定めており、現在、村では青年就労者給付金等の受給農家2軒に対しまして、関係機関がサポートのチームを編成し、年2回の現地調査、指導、助言を行っているところであります。今後、畜産農家への支援として、どのようなことが必要なのか、畜産団体とも協議して、検討していきたいと考えております。こういった畜産団体との協議の場に、堀川議員も、そして、役場職員も参加して、鮫川村にとりましてはとても大事な繁殖牛畜産であります。ぜひ応援していきたいと思っておりますので、ご相談いただければと思います。

以上で、3番、堀川議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、堀川君。

○3番（堀川照夫君） 村独自のヘルパーというものは、村が、役場が窓口となり、ちょっとした冠婚葬祭だの、あと旅行へ行くなんていう家の人からの連絡があったときに、牛の餌かせ、そういう簡単なことから始まっていたきたいと思いますが、各方面にちゃんとヘルパーさんが配ってもらってもそれは結構ですが、村独自で窓口になって連絡して、そして連絡を受けたら、その農家に行って餌のやり方をメモして、それで1日2回ぐらいの目安にやっていたければ幸いかと思いますが、村長のご意見を伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 堀川議員のお話はわかります。ただ、その担い手ですが、ヘルパーになり手です。これはやはり役場職員ではとても無理です。技術も、そして畜産に対する愛情も違います。やはり畜産農家のグループでそういった組織をつくって、役場が窓口になり、そういった事案が生じた場合の資金的な援助、あるいはつなぎにはできると思うんですけども、その辺が仕組みづくり、組織づくりを皆さんでやってみて、そういった労働力の労賃、そういったところを村で応援できればという考えであります。村の職員が餌を給餌に行く、これはちょっと難しいと思います。皆さんなれている仲間同士でお互いの畜産農家同士の互助精神でやって、その互助精神のときに出る費用、労賃、そういうのは村でサポートできる。ただ、下手に牛に餌を与えに行くと、それが牛の体調を崩したりすると、これは難しいです。

それはなれている、餌を与えている畜産農家の皆さんに、そういった現場では働いてもらう。お互いのそういった結いの精神で、互助の精神でそういったグループ活動をやってもらう。それを支えるのは、村でいろいろ工夫はさせていただきますということであります。その辺、どうぞ畜産農家の仲間同士でお話し合いをして、こういった形がいいのか、こういった形で村がお手伝いできるのか、係と一緒に相談していきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、堀川君。

○3番（堀川照夫君） それでは、あと役場のほうのあれで一貫として、牛の繁殖から肥育、うまいもの祭りに肉を食わせられる、そういう一貫経営のことは考えることはないですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 鮫川村のうまいもの祭りのための鮫川の牛を、あのころは今ほどより私が青年会で活躍していた時代でありますから、それこそ昭和の時代の話であります。うまいもの祭りは昭和62年に第1回を催させていただいたんですけれども、それこそ鮫川の牛を、自分らで育てた牛をとということで、子牛を2頭ほど買って、畜産農家に頼んだんです。ただばらつきが多いんです。2頭潰して皆さんに供給できたんですけれども、ばらつきがあって、いいところと悪いところがたくさんできちゃって、小言を食いました。あと、牛によってかたいのやわらかいのいろいろあるんです。その辺、とても難しいのがわかりました。今の牛の肉の提供は、肉屋さんに頼んでいます。これは恐らくあの鹿角平で食べている肉は福島県でお願いしていますけれども、恐らく100頭ぐらいの肉の中から選んで、部位を集めてきていると思います。2頭の肉ではちょっとばらつきがあるんです。1回やったことあるんです。商工会青年部時代に。とても難しかったです。小言も食いました。かたい、やわらかい、そして、部位がたくさんいいところと悪いところができちゃうんです。なかなか2,000人のお客さんに公平に支給するのは2頭では無理です。恐らく50頭ぐらいの牛の部分も持ってこないと無理なような気がします。

そういったことで1回経験して、ちょっと断念したことあります。そういったことで、福島県産ぐらいの今縛りしかできないのかなと思っております。肉屋さんにはそういったことで、輸入牛などは絶対使わないように、できるだけ福島県産でお願いしますよということで、鮫川のうまい肉は開催しているのは実態かと思えます。

○議長（星 一彌君） 3番、堀川君。

○3番（堀川照夫君） それでは、やはり村のほうではそういうことは手を出さないで、あとはヘルパーのほうに対しては、これから話をしながら煮詰めて、お願いしたいと思えますの

で、よろしく申し上げます。

これで私の一般質問終わりになります。

ありがとうございます。

---

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の6月定例議会、障害者の福祉の支援、さらには定住人口の確保、そして感謝の村づくりということで、3点、一般質問を通告させていただきました。また、ご答弁よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、第1点目でございます。障害者福祉支援の充実についての質問であります。

第4次鮫川村障害者計画は平成27年度に制定され、この計画は3年ごとに見直されておるようであります。それらの各計画は順調に推移しているのかお伺いをいたします。

また、次の各点についての現状と課題、今後の支援策や計画についてあわせてお伺いをいたします。

1番目、鮫川福祉会に譲渡した中沢入り口の旧保養施設活用の共同生活支援施設（グループホーム）の建設の経過と今後の支援策についてお伺いをいたします。

2番目、視覚障害者、聴覚障害者への情報提供への支援策の現状と課題は何か。

3番目、村内公的施設のバリアフリー化の現状と推進策はあるか。

4番目、心のバリアフリーの啓蒙活動と住民への広報等、福祉教育の推進策はどのようになっているか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の障害者福祉支援の充実についてのご質問にお答えをいたします。

本村が行うべき障害者施策に関する基本的な計画を定める鮫川村障害者計画の第4次並びに本村における障害者福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を明らかにしようとする鮫川村障害者福祉計画の第4期は平成27年度に策定しており、3年後の見直しとなる平成30年度に第5期鮫川村障害者福祉計画並びに第1期鮫

川村障害児の福祉計画を策定し、平成30年6月定例議会で議員の皆様方にお配りしたところ  
であります。

関根議員、4点のおただしの1点目、鮫川福祉会に譲渡した中沢入り口の旧保養施設活用  
の共同生活支援施設（グループホーム）の建設になりますが、施策の経過と今後の支援策に  
つきましては、平成30年2月23日に鮫川福祉会理事長及び保護者会長の連名で障害者の地域  
生活支援を推進するためのグループホームを整備し、障害者の自立を支援するとともに、地  
域住民とかかわりを持ち、障害者が将来安心して暮らせる地域づくりを行うとする趣旨の実  
現のために、中沢入り口保養所の土地及び建物の譲渡と建物の改修費用に係る助成の要望書  
が村に提出され、平成30年4月1日に当該施設の不動産贈与契約を締結し、平成30年5月10  
日に土地約708平方メートル、地目、宅地です。建物1階が195平方メートル、2階が139の  
所有権移転の手続を完了しております。

平成30年7月21日に社会福祉法人鮫川福祉会は福島県社会福祉施設等（自立支援関連施設）  
として施設整備費の補助金を申請し、同年9月26日に福島県障がい福祉課のヒアリングが行  
われています。同年12月の県への追加資料提出以降、県からは連絡がなく、その後、鮫川福  
祉会から県へ問い合わせしておりますが、国からの通知がありませんとする回答とのことで  
あります。

鮫川福祉会では、事業採択決定後に実施設計を発注するとしており、実施設計にて事業費  
の詳細が決定することから、事業資金の調達協議もまだ先になる見込みと話しておる  
ところ  
であります。

2点目の視覚障害者、聴覚障害者への情報提供の支援策の現状と課題につきまして、まず  
本村においての障害者の方ですが、平成30年度末現在で身体障害者手帳交付者が183名、精  
神保健福祉手帳交付者が27名、療養手帳交付者が49名でありまして、合わせて259名の方  
であります。うち、視覚障害者、聴覚障害者につきましては、それぞれ15名、12名となり  
ます。

障害者のための保健福祉施策は、障害者福祉支援法によりまして、一人一人の障害者の状  
況などを踏まえ個別に支援が行われています。市町村の支援は、自立支援給付と地域生活支  
援事業でありまして、特に自立支援給付では、相談支援に基づき提供される障害者福祉サー  
ビスや自立支援医療費、補装具などがあります。昨年度、延べ54名の障害者の方に支援をさ  
せていただきました。助成額は9,122万9,978円です。視覚障害者、聴覚障害者への支援は延  
べ8件であり、療育や福祉支援も要することから、合わせて助成した額は591万7,430円  
でした。本年度も昨年同様の支援を行うべき9,226万9,000円の予算措置を行い、助成支援を行っ

てまいります。

また、本年は村公民館を会場に福島県障害者総合福祉センター主催による聴覚障害者相談会を開催します。7月9日開催予定の本相談会は、障害の有無にかかわらず、耳の聞こえが悪くなってきた方や生活に不便を感じる方に対して、医療相談や補聴器の要否判定を行いますので、対象者とともに広く村民へ周知を図ってまいりたいと考えています。

3点目の村内公共施設のバリアフリー化の現状と推進策につきましては、役場本庁舎、公民館、保健センター、農業者トレーニングセンターにおいて車椅子使用者の利用を考慮したスロープ、車椅子使用者トイレを設置するほかに、施設ごとになりますが、視覚に障害のある方の利用を考慮した構内道路の整備や、窓口業務を行う事務室の出入り口の自動ドア化等、所要の措置を講じてきたところであります。

また、各行政区集会での開催につきましても、行政区ごとの要望に応じた老朽化対策とバリアフリー化を支援しており、100万円を上限とした助成事業を実施してまいりました。バリアフリー特化にしては、平成30年度までは7行政区のうち2行政区にて総額119万円を助成し、高齢者、障害者に配慮した施設設備の変更が図られています。担当課では、未着手の行政区、5つの行政区への支援を今後も進めてまいります。

4点目の心のバリアフリーの啓蒙活動と住民への広報等、福祉教育への推進策につきましては、内閣官房が推進する心のバリアフリーとは、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です」としています。

高齢者や障害を持った方の自立と社会参加を促進するには、バリアフリー施設の整備といったハード面だけでなく、村民一人一人が高齢者や障害のある方の移動制限者を見た際に進んで手を差し伸べる環境づくりといったソフト面の対応も重要であります。多くの住民が高齢者や障害のある方などに対する基礎的知識を学び、車椅子利用体験や視覚障害者疑似体験、介助体験を行うことを通じてバリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、誰もが高齢者や障害のある方に対して自然に快くサポートできる心のバリアフリー社会の実現を目指すことを目的として、国ではバリアフリー教室を開催しています。福島県では差別解消の観点に立った心のバリアフリー関連事業を本年度から着手することです。村内には、精神保健福祉ボランティア団体のやまゆりの会が日常生活訓練事業ややまゆりの会の運営を献身的に協力、支援していただいているところであります。

こうした心のバリアフリーという垣根のない社会環境を醸成すべく、村民への情報発信を

重ね、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を推進してまいりたいと思います。

以上をもちまして、8番、関根政雄議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） まず、第1点目の鮫川福祉会たんぽぽの家のグループホーム、この件につきましては、同僚議員、また私も数年前から何度か質問させていただいてきております。中沢入り口の保養所の施設を無償譲渡したということで、その後、あのままの建物で開始をして施設となり得るための費用を見積もったところ、新築に同等するお金がかかってしまうということで、たんぽぽの家としては老朽化している建物を改修するよりも新築を計画したほうが後々のためにいいのではないかと判断されたようでありますが、そうしますと、まずは現建物の解体費用、それと新築するための設計費用、さらには地質調査とか建物の建設費用、さらには備品費の購入費用ということで、多額な金額が多分かかるのではないかと推測するわけですが、たんぽぽの家からの要望書の中にそういった自治体として資産、国・県の補助金がどのくらいであって、そして総費用がこのくらいかかると。また、自治体のほうには、このくらいの金額を補助金いただけないかという、そういった要望があったのか、ないのか。あったとすれば、自治体としてどのくらいの金額をご支援いただきたいということ。あと、福祉法人の自己資金というのが多分あると思うんですけども、その諸関係ですね。そういった試算をされたものが当局に出されているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 鮫川福祉会たんぽぽの家の中沢入り口の施設であります。今、議員おただしのとおり、解体をしたほうがかえって経費がかからない。鮫川村の青生野小学校と同じです。ああいったことで、解体を計画しているようでありますが、この事業の採択がまだないそうです。国のほうに、県のほうでは採択して、県のほうに伺いを立てて、県のほうからのそれが来ないということで、国・県の採択が決まった時点で鮫川にはお願いに来るという話であります。早目にしろという指示だけは出しておきました。

そういったことで県の、国の採択が決まった時点で、鮫川にも相談に来るそうですが、福祉会がまだ当初の建物の、今使っている建物、建設費用が、返済があと2年かかるんですね、完済するまでに。その辺を考えているのかなということで、大変厳しい中でのああいった事業所の運営になっています。村もどんなお手伝いをできればということで配慮して、皆さんと一緒に障害者でも老後が安定して生活できるような、そういった協力をしていきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村としても早期に支援をしていきたいという答弁でございます。

現在、たんぼぼの家、33名の通所者がおられて、村内外からおいでになっているようですし、調査をすると約半数以上、17件の親の会の方々がすぐに、早急にグループホームの建設を望んでいるという状態だそうでございます。

実は、施設長に状況をちょっと聞いてきましたところ、7月に国の採択というか、今まで申請していたものが、採択されるのか、ないかと、そのような話をしておりました。それで、じゃ7月に採択されるとなると、この建設計画はどうなんですかと聞くところによると、1年以内に完成しなくてはならないという話だそうです。これ、7月に採択を受けて1年以内の建設という、これからですから、これはとても窮屈どころじゃなくて、間に合うのか間に合わないのかというところで。

ただ、その自治体の支援金の内諾等ももらわないと、なかなか申請が出せない状況というんですね。採択を受けてから建設計画がスタートできないという内情なので、そうすると村としても精力的に計画性をきちんと精査して、そして本当に幾らかかるのか、五、六千万かかるのか、その内容を精査して、あと自己財源。今、村長おっしゃるように現建物、償還も実はあるわけで、それでグループホームをたてると利用者の家賃が発生するらしいんですけども、食事から含めて。それを今度、返済金に充てたいと、こうしているんですが、なかなか施設の通所者の中身、経済事情からいうとなかなか難しいということなんで、これは早急に、村としても7月の内定、採択が受かるということを前提に進めて、なお、それがゴーサインが出れば予算計上、議会も当然綿密な計画を説明していただいて、これは承認を得ないと多分支出できるお金はないと思いますが、その辺のところ、どうでしょう、村長。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず大事なのは、国・県の事業の採択であります。この採択をされた暁には、あと村でも大変厳しい中でやっているんだから、皆さんの満足いくような100%の回答はできないぞ、やはり自助努力で、皆さんも資金の調達にはやっぱり奔走してもらわなくちゃならないというおおむねのお話だけはさせていただきました。自分らでもしっかり募金活動をして、そして、その不足部分を村で、皆さんで支援できるような体制づくりにお話をさせていただくということで、お話をさせていただいております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 次に、福祉ボランティアの支援もあわせて支援したいというご答弁で



あります。実は、私の友人に車椅子の議員さんが実はおりまして、もう一人は聴覚障害を持った議員がおります。市会議員なんですけれども。彼は議場で声は出せますので、一般質問するんですけれども、答弁を聞けないんですね。というのは、その自治体で個々に手話の方を必ず交代で用意されておけるんですね。今はそういう時代なんです。議員でも障害を持っている方もこういう議場に来て、いろんな施策を述べるというのが当たり前といえば当たり前なんですけれども、そのようになっております。

ところで、村で福祉ボランティアを支援するというところで、1つは、障害者対応実施計画の中に視覚障害者からこういうのを広報にお願いしたいとされたアンケートがあるんですね。こういうのを広報。要するに、目が見えないので、全盲の方が、目が見えない方がこういった広報ですね、お知らせ版。村の広報ですね。それを声で教えていただきたいという要望が冊子の中にはあります。

それと逆に、今言った聴覚障害者、耳の聞こえない方の支援として、手話のサークルとか、今ちょっと、村の現状が私ちょっとわからないものですから、そういった福祉ボランティアの養成講座等々、今取り組まれているのか、これから取り組む考えがあるのか。

また、さっき言った、先ほど言った声の広報、聴覚障害を持っている1級の方も何人もいらっしゃるんですね。大体9人くらい、1級から5級まで約10人近くいらっしゃるんですけれども、そういった方々は情報の提供、もう諦めているんですね。ですから、声の広報、要するに村のお知らせするものを声で、音声でいただきたいというのがここにあるんですけれども、そういったことまで含めて今後の支援策というか、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、視覚障害者、聴覚障害者に対する村の政策であります。声の対応というのは私ちょっと聞いていなかったような気がします。申しわけないです。そういったことで、これはこういった人たちも普通に社会活動に参加できる、生きがいくくりには必要なことだと思います。もちろん、これは国も県もそういった支援策はあると思います。こういったところに希望者があればというより、こういった声に応えるように、そういった方に連絡をしながらこういったサービスまで提供するのが当たり前だと、行政の仕事だと思っております。まず、国・県にお願いして、国・県同様の施策は講じていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 3年ごとに見直されている障害者計画は、先ほど村長が一番最新のは

30年ということであったとおり、最後には障害者関係者の団体とその当事者のニーズに合わせて計画の変更や事業の見直しをしますとあって締めてありますので、どうかの現状に鑑み、現状を把握した上での早急な福祉サービスの充実を大いに期待をしたいと思っております。

続いて、2番目の質問でございます。

定住人口確保の住宅政策の推進についてでございます。

急激な人口減と若者の村外流出に歯どめをかけるべき公営住宅の建設、村営宅地分譲地の造成や宅地の取得奨励金及び助成金制度の制定には、定住促進の施策として広く村内の方から大きく注目をされております。

しかしながら、公営住宅においては依然として空き家が見受けられております。入居状況と今後の入居の見込みはどうか伺いたいと思います。

さらに、宅地分譲地の販売状況と、どのようにして広報されているのか。さらに、若者の村内への住宅新築への支援策についてもあわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の定住人口確保の住宅施策の政策の推進についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1つ目の公営住宅の入居状況と今後の見込みについてでございますが、現在、村が管理している住宅は3種類あります。これは議員ご承知ですよね。村の条例により管理されている定住促進住宅と移住定住促進住宅、そして公営住宅法と村の条例に基づいて管理されている村営住宅であります。これらの住宅の入居状況と今後の見込みであります。5月末現在で定住促進住宅は25戸のうち5戸が空室となっております。老朽化が激しい、著しい4戸の宿ノ入住宅2戸及び中山住宅2戸は解体を計画しておりますので、入居募集は今停止しております。ですから、5戸のうち4戸は停止ですから、1戸だけ、水口の単身用の住宅でございますが、これは教育委員会の問い合わせがあり、8月に着任する予定の語学指導助手の住宅として確保していただきました。ですから、今のところ、定住促進住宅はあきがないということでもあります。

移住定住促進住宅については、4戸のうち1戸、越虫住宅があいております。村では移住定住促進住宅のとき、普通財産として売却することを予定しております。本会議の移住定住促進住宅設置条例の改正に関する条例を提案しております。村営住宅については、61戸のう

ち10戸が空室となっております。61戸のうちの10戸です。内訳につきましては、見渡団地が2戸、渡瀬団地が5戸、前田団地が3戸となっておりますが、現在、前田団地につきましては新規募集は行っておりません。これもやはり老朽化したための解体予定の住宅となっております。村営住宅の空室が多いのは、入居希望者の所得等の入居要件で入居をお断りしていることや、給与所得の向上などにより家賃の高額化や仕事の事情などで退去し、そのまま空室となってしまったということにあるようであります。

実際に、毎月数件、入居の問い合わせがあります。4月下旬に、水口住宅1戸、見渡住宅1戸、5月下旬に見渡団地に1戸、広畑団地に1戸が新たに入居をしております。渡瀬団地1戸が入居手続中であることから、入居可能住宅で空室になっているのは見渡団地に1戸、渡瀬団地4戸の計5戸となります。

次に、宅地分譲地の販売状況と広報策でございますが、定住住宅用地として昨年度見渡地内へ全区画で11区画の宅地造成工事を実施、1月から先行予約の受け付けを開始、平成31年4月1日に販売を開始しております。販売状況でございますが、先行予約を受け付けした3名の方と平成31年4月付で売買契約を締結いたしました。ほかにも問い合わせは数件ございましたが、本契約まで至っていないのが実情であります。

広報策としては、村民向けに先行予約開始のチラシの全戸配布を行い、村内外に向けては村のホームページに分譲地の販売についてのお知らせを掲載しております。現在の購入者3名の方は、村営住宅入居者であることから、今後も村営住宅入居者の方で取得要件等により転居を検討している方に分譲地の購入を提案できればと考えております。あわせて、ホームページを更新しながら子育て世代の若者に情報を発信させてまいります。

次に、3つ目の若者の村内への住宅新築への支援策でございますが、昨年の12月定例議会で説明いたしましたが、分譲地の販売促進と子育て世代の住宅建設の負担軽減につながる支援策として鮫川村宅地分譲販売促進事業補助金交付要綱を平成31年4月1日から施行いたしました。分譲地の売買契約締結後3年以内に住宅を新築するため、工事請負契約を締結したものに對しまして、村内の請負業者であれば100万円、村外の請負業者であれば50万円、あわせて義務教育修了前の子供1人につき10万円を加算し、補助金を交付するものでございます。

この事業は、村の分譲地を購入して住宅を建設する場合、対象となります。厳しい財政状況の中で自主財源で行う事業でございますが、今後全ての子育て世代を対象とする住宅支援ができないものかと考えているところでございます。ご理解とご協力をお願いいたしまして、

8番議員の関根議員への質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 以前の一般質問の答弁よりも、また空き家が少しずつ解消されてきているんだということのようにお見受けをいたしました。

それで、定住促進住宅についてはほぼ入居者が埋まっていると。当然、家賃が一定であるのかどうかというところです。

それから、問題なのは村営住宅が国・県の補助金があって、収入が高騰すると家賃が上がる仕掛けになっているということで、そういうような状況で、収入が高くなるとやむなく出る若い夫婦が多いということも聞いております。

実は、さまざまな子育て支援策を講じていただいて、11区画の中で3戸もふえていますが、まだまだこれから売らなくてはならないかと思えます。

それで、話を村営住宅に戻しますが、要するに、子育て中の方というのは、当然どんどんと義務教育の中で、また高校生活までいくと、夫婦の中では共稼ぎをして働かなくてはならないと。当然収入がふえてくると家賃が高くなるということの、そのような決まりで、3万円台ぐらいだと何とかいけるんですけども、家賃が6万円から7万円くらいという方も、調査した中では以前おりました。7万円払うとやっぱり1軒、別なところに建て売りでもローンを組み買えるという金額なので村を後にするというケースが出ておりました。

そこで、前にも提案をしたと思いますが、空き家を見渡、渡瀬で、何が原因で空き家なのか理由はともかくとして、空き家にしておくよりも子育て中の若い方々がそのような高騰することで入れないという、家賃が高くて入れないということなのであれば、その高い部分の補填、要するに3万か4万の一定の料金はこれは当たり前ですけども、その上乗せする部分、要するに、働いている夫婦というのは、共稼ぎでどんどんと収入が入ってきても、子供の養育費にかかるわけですね。それプラス、家賃にまた加算されると本当に家庭内は大変な状況になるんですね。ですから、その上乗せの部分を村として何とか定住促進として、そして、子育て支援の一つとして補填できるような、そのような決まりをつくっていただければ、それは条件をつけてですよ。どなたにもということじゃなくて、子育て中、それから若い方々と、これから子育てをしたいという方々に限り、そういった補填策を講じると、また空き家もなくなる、村としても最低限度の家賃確保が、収入源が見込めるということなんですけれども、その辺のお考えあるかどうか、ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、村営住宅に入っている人たちが3万ぐらいの家賃ですと本当にいいんですけども、2人で稼ぐようになると7万台になってくるんですね。本当に私もびっくりしました。それで自宅に戻ったり、あるいは村外に住宅を新築するために転出したりということが、二、三ありました。こういったことを防ぐための本当、移住定住促進住宅なんですけれども、定住促進住宅もそうですが、定住促進住宅もいっぱいになっちゃったんですね。それで、村営住宅の空き家をそういった利用できないか、村営住宅はちょっと無理ですよ。だから、その支援策ですよ、支援策。果たして、その支援策、どのような方法で、それこそ2万ぐらい支援すればいいんだわね。その辺、そういった方にはできれば村のこの宅地分譲している、そういうところを買ってもらおうというのが一番ベストなんだけれどもね。いろいろ考えてみますよ。

ただ、そのために村外に移住するということになっちゃうんですね。そういったのがありました。ぜひそういったときには相談に応じて。ただ、夫婦の稼ぎがよくなった、家賃上がる、それで公営住宅にいられない。難しいですね。どんな方法があるか。よその町ではどういう支援策しているのか。その辺、あわせて考えて。ただ、きょう、この場で、じゃ2万円の補填しましょうというわけにはいかないですね。いろいろと検討させていただきたいと思います。

申しわけないです、即答できなくて。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） その件は定住促進策、さらには人口減策として検討したいということですので、各関係者、また当然議会の承認も必要でしょうから、前向きなご検討をお願いしたいと思っております。

それでは、3番目の最後の質問でございます。

「感謝の村づくり運動」の推進についてでございます。

本村の諸行政、文化・スポーツ、教育、産業、福祉等の各分野において、多くの村民の皆様の郷土愛の精神と汗により、多くの村民によって受け継がれてきております。村には鮫川村表彰規程が定められております。これらの規程を軸として功労者表彰とともにご功労をたたえる「ありがとう・感謝の村づくり」をさらに推進してはいかがでしょうか。規程は昭和44年に制定されたとホームページ等で見えておりますが、規程の改正も視野に入れながら、この規程以外にもあらゆる分野で活躍する老若男女、また、大事な子供たちがございます。柔軟性とアイデアを駆使しての表彰のユニークな新設をご提案いたします。

また、この表彰に関しては、現在までの事例と経過を含めて、今後の推進策について村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の3点目の質問、「感謝の村づくり運動」の推進についてのご質問にお答えを申し上げます。

鮫川村の表彰規程では、表彰の対象として、1つとして、地方自治の進展、教育、学芸と文化の発展に著しい寄与があった者、2つ目に、産業の振興に著しい功労のあった者、3つ目に、民生の安定に関して著しい功労のあった者、4つ目に、人命救助または消防、水防に関して著しい功労のあった者、5番目に、公務に関し功労のあった者、6番目に、その他功績顕著であって他の模範とするに足る者の6つが規定とされております。

村が行った表彰の事例としては、平成元年11月に開催しました村制施行100周年記念式典で、歴代村長を初め村発展に寄与された198名の個人と22の団体を表彰しております。また、平成9年3月に開催した地方自治50周年記念式典では、個人が97名、団体が6団体、合計103件の表彰を行っております。内訳は、自治功労者が2名、行政功労者が34名、統計功労賞が7名、民生功労賞が2名、1団体、教育功労賞が4名、納税教育奨励賞が1団体、教育功績賞が1団体、体育奨励賞が1名、地方文化功績賞が1団体、文化功労賞が2名、文化行政功労賞が1名、社会体育功労賞が9名、産業功労賞が3名、畜産功労賞が2名、産業功労賞が2名、農業功績者が2名、農業奨励賞が1団体、都市交流功績賞が1名、1団体、永年勤続賞が25名となっております。

また、このほかに、村では表彰規程に該当するまではないが、村の産業、経済、教育、文化、社会福祉、さまざま各般にわたり村政の振興に寄与し、または衆人の模範と認められる行為のあった個人または団体に感謝し、村政のさらなる進展を図ることを目的に、平成23年4月に鮫川村感謝状贈呈要綱を制定して運用をしております。この感謝状贈呈の最初となる基準は、村で実施する事業用地に無償提供した個人または団体、2つ目に、村に対して一度につき多額の金品を寄附した個人または団体、3つ目に、道路沿線の美化、その他景観に継続して奉仕活動をしている団体または個人、4つ目に、社会福祉の奉仕活動に継続している個人または団体、5つ目に、その他村長が特に認める個人または団体となっております。表彰の候補者については、行政区長や課長から内申してもらい、課長会において審議して、村長に上申し決定しております。この要綱による感謝状の贈呈を毎年、納税表彰式において善

行者に対する感謝状の贈呈として行っているところであります。平成23年度から昨年度までに10人、6団体に対し感謝状の贈呈を行っております。

また、村では、スポーツや文化関係の全国大会に出場する個人や団体に敬意を表し、奨励金を交付し、その努力をたたえるということもしております。人は他人から認められることでやる気が出たり、喜びを感じたりするものだと思います。表彰状や感謝状が郷土愛の醸成や地域振興に効果があるとすれば、大変意義のあることだと思います。関根議員ご提案のあらゆる分野で活躍する村民をたたえる「ありがとう・感謝の村づくり」推進のための表彰の新設については、必要性を含め、今後検討してまいりたいと思います。

以上で8番、関根議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 本村では感謝状の規程もあるということでは、私どもも組長大会のときに多くの方が感謝状をお受けになっている姿を見ております。今はもう、各自治体や議会からもあらゆる分野の村民の表彰のほかに、各自治体から子供の表彰というのが多くあるようがございます。県大会、全国大会等々に行く子供への金品の授与、それから激励を村からはしていると思いますが、小学校、中学校もさまざまな表彰規程が多分あるかと思いますが、本村としてもそういった青少年の表彰、それから、あとはこの規程にない村長みずからそういった感謝状をお渡しして、そのご功労をねぎらいたいという方がおありであれば、さらにこの感謝の運動を広げて、今、まさしく言われたとおり、褒める地域づくり、褒める教育を推進していただきたいと思っています。

実は、私、子供のときに、お母さんとお嫁さんに感謝する会というのがあって、会場が満タンになる、あの姿が焼きついております。これは、農作業とか全て日常生活にどうしてもご苦労されているお母さん、それから、来たばかりで大変な思いをしているお嫁さんを慰労しましょうという、これは村の施策であのような大きな感謝祭があったかと思いますが、そういったものを復活したらどうだと、よく議長おっしゃっておりますけれども、復活したらどうだべなということもあって、村民のコミュニティーの場所、また感謝の意を表するというような、そういったものも文化祭とかそういった村の大きな行事のときにご案内を申し上げ、お母さんが来れば子供も来ると、子供が来たときにはバス停のあたりさ保育所を設けてテレビでも置くと、子供らは一生懸命そこで見るので、お母さんもそういった催し物に参加できるという、そういった復活、こういったものもあわせて、村民に感謝をする日をどういった形で設けるということも運動の一つかと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 村では余り勸奨していないんですけれども、体育協会では子供たちが、全国大会や地方大会で活躍した子供たちを表彰する規程があるんですね。それで体育協会の人が、あと、体育大会を開催されたその会場でお渡ししている場面に私、出くわしたことがあります。つい最近では、小学校のバレーの子供たちが、あれはスポーツクラブかな、ああいったところで体育協会から表彰を受けていました。

今ほどのお母さん、お嫁さんに感謝する会、私も何となく、温かな雰囲気があった会でしたよね。ただ、今の嫁さんはお母さんより、しゅうと様より偉いんでね、大事大事にされて。今のお母様が一番気の毒かな。昔は嫁いびりってあったんだね。だって、今は嫁いびりしたらお母さんがいびられちゃう。そのぐらいになって嫁さんが強くなっていますね。今の母ちゃんの年代、一番かわいそうかなと思っております。私はこういったお嫁さん、そしてお母さんに感謝する会、何かの機会に、あれわざわざやったのかね、組長大会に合わせてやったのかね。文化祭ですか、文化祭だったそうです。そういったことで、ぜひ復活も皆さんで検討していただければと思います。ぜひ提案していただければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 以上をもちまして、3点の一般質問を終了させていただきます。

最後の、本当にありがとうという村民に感謝の意を表するという心の心を、子供のうちからずっと育てて育てると、感謝された子供は将来大きくなってからまたありがとうという心を持つと言われておりますが、ぜひ村民運動の一つとしてご提案を申し上げて、3つの質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

---

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 2番、遠藤貴人君。

[2番 遠藤貴人君 登壇]

○2番（遠藤貴人君） 本日10時より始まりましたこの一般質問も、私で最終、最後ということになりました。傍聴者を含めましたこの議場全体が非常に重い疲労感でいっぱいでありまして、私で最後でありますので、最終、最後までどうぞおつき合いのほどをよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

高校生の通学支援金についてです。



平成28年度から支給されている高校生通学支援金ですが、村外から鮫川高に通学している生徒にも9,000円が支払われています。入学者が減少し続ける鮫川高を存続させるための施策ということは十分に理解をしておりますが、村のお金が他町から通学する者に支払われることについての考えを伺います。

また、歩いて通学する場合、バスや電車を乗り継いで通学する場合、どちらの場合にも一律に支援金が現在支払われていますが、平等の上に不平等が成り立っているのではないかと感じ得ております。あわせて考えを伺います。

○議長（星 一彌君） 教育長に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 2番、遠藤貴人議員の高校生通学支援金についてのご質問にお答えいたします。

初めに、村外から修明高校鮫川校に通学する生徒に対する支援についてお答えいたします。

平成28年度から村外から鮫川校に通う生徒の保護者に対して、月額9,000円の支援金を交付しております。その目的は、議員ご指摘のとおり、入学する生徒を確保するということがあります。村の活性化に寄与し、あるいは地域に根差した鮫川校をつくり上げてくれている生徒の皆さんを支援する意味も込められているものと理解しております。

平成29年度に鮫川校が実施しました学校評価アンケートの結果を見ても、「村内に鮫川校があることはよいことである」と肯定的な回答は実に90%を超えております。また、「村と学校の交流活動は活発である」との回答も70%を超えております。これらの数字は、鮫川校の生徒たちが大豆栽培を通して村内の農家の皆さんと、そして親善ゲートボール大会を通じて、特に村内の高齢者の皆さんとの交流が図られていることなど、村と鮫川校が有機的に結びついていることがうかがえるアンケート結果であると捉えております。

次に、通学の方法を問わず一律に支援金を交付しているというご指摘についてお答えいたします。

この制度を創設するきっかけは、白河市内の高校に通学する生徒及び保護者の負担軽減のために通学バスの運行の是非を検討したことがあります。平成27年6月に保護者が発起人となり、白河市内高校通学バス運行意見交換会を開催し、保護者の皆さんから意見をいただきました。その結果、通学バスの運行よりもバスの定期券代の補助や送迎用の自家用車の燃料代への助成を望む声が多くありました。

このことを受けて、補助金の交付の対象を高校等に通う全ての生徒の保護者とし、経済的

負担の軽減、子育て環境の向上、そして人材育成に寄与することを目的とし、通学の手段にかかわらず一律に交付するという制度設計のもと条例を制定したものであります。通学支援金というネーミングから通学経費への助成と捉えがちですが、それだけではなく、就学に対する助成としての側面をあわせ持つ制度として整備しております。

平成28年4月の施行以来、保護者からこの制度に対する不満等の声はありませんので、一定の理解は得られているものと考えております。

以上を申し上げ、2番、遠藤議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 2番、遠藤君。

○2番（遠藤貴人君） ただいま、にぎわいづくりとか、鮫川校があることはよいことだというようなアンケート結果のお話ありましたけれども、もちろん、それはそのとおりでありまして、村と高校が非常にいい関係を構築しているというのは、これは大変喜ばしいことであるというふうに私は思っています。

ただ、県のそういった高校の統廃合ということが今、東白川郡内でも非常に問題になっており、取り上げられていますけれども、その統廃合の一つに鮫川校も数えられているわけでありまして、募集を停止するといったことも言われております。ということは、存続そのものもあわせてそういったにぎわいづくりのためにやってきた通学支援というものも、根幹もまた揺らいでしまうのかなというふうに私は思うんですけれども、募集停止ということが決定した際にも、当然これ、やめるということが言えないというのはわかるんですけれども、ですから、やっぱり始まる時にもっと議論に議論を重ねて、いろいろ今、教育長お答えいただきましたけれども、僕は端的に聞きたいのは、村のお金がですよ、他町に使われていることにどういうふうにお感じになっているかということをお聞きたくて、それがなくてもにぎわいはつくれると思いますし、いい関係を構築していくことは、それとはまた別問題なんではないのかなというふうに私のほうは考えているんですけれども、村のお金が村の人に使われないということに対して、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 議員ご指摘のとおり、本来ですとこういう使われ方はないだろうと思います。しかし、今回鮫川校ということの幾度か、半分割れということがありました。そこで、これは本当に臨時的な措置として皆さんが考えたんだろうと、こんなふうに思います。決して、これが、ここにいらっしゃる方どなたも正しい使われ方でないということはお理解しているのかなと、こんなふうに思います。

できるだけ村民の皆さん、多くの皆さんも鮫川校存続のためにということで努力をされてきたわけですが、残念ながら、いろいろご説明のとおり子供の数が少なくなっていると、やむを得ないところに来ているのかなと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、遠藤君。

○2番（遠藤貴人君） 保護者の方から、先ほど不満がないというようなお話もありましたけれども、お金をいただけることに対して不満を言う人、当たり前ですけどもいませんよね、これね。ですから、やはりこういった制度設計するときに、こういった抜け穴というか、やっぱりそういったことが発生しないようにきちんと議論に議論を重ねて、それでこういった支援というものを行っていくべきではないのかなというふうに私は感じています。ですから、これからこういった助成補助、必ずあるでしょうから、そういったときにはこういったことも起きないように、ぜひやはり慎重に検討していくべきものだというふうに私は考えております。

私が今回このような質問をしたのは、私も妻の中に命が宿りまして、そういって、これが1つではなくて同時に2つの命を、同時に授かることになりまして、そういったことに対して希望も非常にありますけれども、それ以上に非常にこれは不安な気持ちがあります。

しかし、その希望や不安以上に、私の胸を去来するものは、これはもう責任という二文字であります。私も38年生きてきて、一通り人生の酸いも甘いも経験してきたつもりではありますけれども、このような責任に押し潰されてしまいそうな感覚というものは、これはまさに初めてでありまして、こういった気持ちが人の親になるということなんだなというふうに日増しにそれを強く感じているところであります。

私は、ばらまきというふうに言われます助成や補助というものは、実は本懐ではないんです。給食費の件は今回通告外ですので、ここで触れることははばかりですが、子供を食べさせる、それから学校に通わせる、こういったものは親の責任なんだと。これはやはり、正しいことは正しく言うべきであると思いますし、教育長、村長、何言っているんだよ、うちの子供は歩いて高校通っているんだから1万円なんか要らないよというふうに、そういうことを言うていただけるような気風をつくっていくことも、やはり持続可能な地域を創出する意味では非常に私は大事なことなんだろうというふうに考えています。いいよね、〇〇町は、給食費が無料で。こういった感覚というのは、非常に私は恐ろしいものだというふうに思っています。福祉を充実させればさせるほど国は減んでいくと私は思っています。

まさにそれを、今、欧米がその道を歩んでいるものと考えますが、ここでその話を大きく広げるつもりはありませんので、話はもとに戻しますけれども。

これは子育て世代に限ったことではなくて、この村に住み暮らす人々が鮫川村にもたれ、寄りかかり、食い潰していくのではなく、村を食わせて、むしろ太らせていくんだと、こういったまさに鮫川人としての気骨を見せていかなければならないんだらうというふうに私は考えております。

あるおばあちゃんに、国ではこういった援助もあるんですよというようなお話をしたときに、そのおばあちゃんが、「いや、お上の世話にはなれねえ」というふうに言ったわけです。私はこの「お上の世話になれない」というこの感覚、先ほど、村長も戦争を経験した世代というようなお話がありましたけれども、まさにこういった人様に迷惑をかけないんだというような価値観というものは、今、現役世代である私たちが学んでいかなければいけないことだなというふうに、私は強くそのときに感じました。

この部分に関しては、もちろん積極的に支援していきますが、しかし、応分の汗はかいてくださいよと、こういったことというのは、私は非常に大事なことだと思っていまして、もう要するに桃源はあり得ない、ユートピアというものはあり得ないので、村長も教育長も、学生または我々のような現役世代、そしてご年配の方々のいろいろな集まりや式典なんかでご挨拶をする機会も多いと思いますので、こういったことは積極的に支援をしていくけれども、皆さんにも汗もかいていただきたいというふうなことを啓蒙していくとか、人ごとではないんだと、まさにこれは自分ごとなんですよということをどンドン発信してもいいのかなというふうに私は思っておりますので、ぜひそういった機会があれば、そういったことを皆さんの中に植えつけていっていただければなというふうに感じております。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

すみません、忘れました。1つだけ聞かせてください。

教育長の答弁の中で、白河市内に通う高校生に対してバスを出すというところから、この議論が始まったというような答弁ありましたけれども、白河市内に通う高校生にバスを出すというところから議論が始まって通学支援金ということになったのであれば、白河に通う高校生に対して助成をしていくというのは自然な形なのかなというふうに、私、今、お話を聞いてちょっと思ったんですけれども、白河に通う、例えばバスを出すところから、なぜ全員補助対象というふうになってしまったのか、そのいきさつだけちょっとお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） お答えいたします。

このバスについては、いろいろご承知のとおり、鮫川村から高校に通うというときは、当然、塙、棚倉、それから白河、郡山、石川ということでもありますけれども、当初、一番多く高校生が希望するところは、やはり白河、現実的に白河方面だったものですから、白河方面、いろいろ接続とか何かで大変なものですから、それを考えてみました。

ところが、実際にお集まりいただいた保護者の皆さんからは、そういういろいろの意見が出てまいりまして、最終的に先ほど申し上げたとおりになりました。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、遠藤君。

○2番（遠藤貴人君） やっぱり私の感覚ですと、やはり鮫川という立地の不利をハンディとさせないような補助というのは、やはりこれは行政にしかできないんだろうなというふうに私は思っています。であるならば、「俺は安積高校に行って勉強して、どんどん僕の能力を伸ばしたいんだ」といったときに、「いや、申しわけないな、郡山まで通わせられるだけのお金が家にはないから、近くに通ってくれ」というような理由で可能性をもし狭めてしまうことがあったら、それはやはり非常にゆゆしき、もったいない。棚倉にもし住まいがあれば、駅から電車に乗って郡山に行って、それだったら通わせてやれたのに、鮫川からじゃ無理だというような、もしご家庭があればですよ、そういった方に支援をして、いや、お母さん、心配しないでくださいと、棚倉までをもっていたいただければ、棚倉から郡山までの分はそこは村で支援をしていきますというような。そうすれば子供も、ありがたいと、村のお世話になって高校通えた、何か村に恩返しをしたい、鮫川村、郷土愛、そういったことに私はつながっていくのかなというふうに考えるんですよね。歩いて高校通っているのに1万円もらった、小遣いもらった、よかった。私ここに、余り意味はないとは言わないんですけれども、ただ、その重さとしてはやはり変わってきちゃうのかなというような気が非常にいたしております。

出す人、出さない人を色分けするというのは、非常にこれは行政としては大変というか、難しいというか、不平不満もあると思います。でも、こういったことをきちんと理路整然と説明して納得していただくというようなことも必要なんだろうというふうに思います。高校というのは義務教育ではないんですよね、皆さんご存じでしょうけれども。やっぱり行かないという選択肢もある中で、そういった、もし通学支援金で減額になって、浮いたお金があれば、それは、僕は小学生や中学生や、やはり義務教育の人たちに平たく使ってあげることが、それがまさに平等なんじゃないかなというふうに私は感じております。

ご答弁は求めませんが、やはりこの制度、非常にいい制度だと私も思います。先ほど言いましたように、お金もらってもうけようという人はいません。でも、やはりこれは、正しく使うべきところには使わなくちゃいけないというような議論は、再度必要な施策なんだろうなというふうに思いますので、それらは引き続き検討しながらよりよい制度にしていかなければいけないなというふうに私も思っております。

大変申しわけありませんでした。

それでは、2つ目の質問にまいらせていただきます。

高度不妊治療支援についてです。

現代において、子供を望む夫婦にあっては、その願いがかなわないことが数多くあります。晩婚、食生活、現代ストレス、さまざまな要因に起因するようですが、妊娠・出産は以前に比べてより困難になっているようです。国の助成金も存在しますが、体外受精、顕微授精からの適応であり、人工授精、一般不妊治療には該当いたしません。高度不妊治療を受けられる婦人科は、一番近くても郡山市である上に、その治療が5年、10年と長きに及ぶこともあり、精神的・資金的な理由から途中で断念してしまうケースも多いようです。

村には手厚い子育て支援が存在しています。手厚い子育て支援には、まだ生まれぬ命に対する支援も必要であると思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 2番、遠藤貴人議員の2つ目の質問、高度不妊治療支援についての質問にお答を申し上げます。

不妊に悩み、不妊についての検査や治療を受けている夫婦は全国的に増加しております。50歳未満の夫婦を対象とした厚生労働省の出生動向基本調査によりますと、不妊に悩む夫婦の割合は平成17年25.8%から27年の35.0%と上昇しています。このうち不妊検査や治療を受けた場合は、13.4%から18.2%に上昇し、6組に1組の夫婦が受診している状況であります。

福島県の現行制度は、体外受精、顕微授精や男性不妊治療など保険適用されない特定不妊治療が対象です。県内在住で年間所得730万未満の夫婦に、40歳未満の方には43歳まで通算6回まで、40歳以上43歳の方は43歳までに通算3回までの上限が設けられ、1回当たり15万円を助成しています。また、上乗せ助成は、初回申請時の治療終了日により、通算3回目まで5万円上乗せ。また、初回助成上限が30万円となります。

本村における不妊治療に対する助成につきましては、医療保険適用外の高額の治療種の一

部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子供を望む夫婦が治療を受けやすい環境の整備を目的としており、助成対象や対象医療機関などを県の助成とほぼ同一にすることにより、福島県へ申請した助成額を超える自己負担額の一部を村が支援しようとするものであります。助成額は1回当たり15万円で、通算回数や上乗せ助成等も県と同様としております。

相談窓口としては、住民福祉課健康係が対応しており、医学的な相談は県の不妊専門相談センターや最寄りの指定医療機関を紹介しております。村の助成制度は平成27年度に開始され、平成30年度までの4年間の申請、問い合わせはともに少数ではございますので、村助成事業の周知を努めるとともにさらなる支援推進等してまいりたいと考えております。

以上で2番、貴人議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、遠藤君。

○2番（遠藤貴人君） この質問も実は、私先ほど、子供授かったというなお話をしましたけれども、実は不妊治療に通いました。やはり郡山であります。一般不妊治療は数多くあると思うんですけども、高度不妊治療やっているところは郡山でも3カ所しかなくて、ちょっと不慮の事故がありまして、事件がありまして、2つに産婦人科、婦人科ですか、減ってしまったようなんですけれども。非常に、私は1年で子供を授かれたので、まだ早いほうのかなというふうに思うんですけども、この鮫川に住んでいる私の友人は、郡山に7年間通いました。これは本当にもう意地だったんだろかなというふうな、僕は思いですけれども、7年間いろんな、仕事もそうですけれども、家族といろいろなそういった中であっても、重圧であったりプレッシャーであったりいろんな感覚の中で、本当に苦労して子供を授かったなというふうな思いで。私もその彼から、子供ができたんだよというふうなことを聞いたときには、本当に僕は嬉しかったし、本当に子供を望む家庭にはやはり授かってほしいなというふうな思いであります。

国・県の高度不妊治療に対する補助金はあるんですけども、やはり一般不妊治療、先ほどから鮫川の立地の話をしていますけれども、郡山も婦人科まで1時間半やっぴりかかるんですよ。仕事終わった後に1時間半かけて治療を受けて、また1時間半かけて帰ってくる。これは非常にやはり大変でした。家が須賀川だったらな、15分で着くのになと思いながら、妻の実家を過ぎて鮫川に車を走らせましたけれども。

ですから、そういった立地のハンディをやはり消してくれるような、そういった助成というのは非常に、やはり子供を望む夫婦にはありがたいでしょうし、子供が生まれれば当然子供を育てていくわけですから、私は広報の議員の抱負のほうに、多子社会の実現こそがまさ

にこの持続可能な社会をつくっていくということを書かせていただきましたけれども、その郡山の婦人科の先生とお話しすることがありまして、鮫川村のじゃ、出生率どのぐらいかななんてパソコンで見ていただいたんですけれども、これは村がなくなるねと言われました。それは、まさに現実なんだろうというふうに私は思っております。

ですから、子供を望むご夫婦には、やはり子供を産んでいただくということが、もう持続可能な村、地域をつくっていく、本当に僕は、1丁目1番地のことがそれなのかなというふうに私は思っていますので。先ほどは助成を絞れというような話をされていて、今度は助成をじゃんじゃん上げろという話で、非常に矛盾しているように感じるかもしれませんが、やはり子供を産んでいただくような助成というのは、これは全く質が、全く本当に異なって、非常に大事なことだなというふうに思っていますので、こういったこともぜひ皆さんで議論して、何とかいい形にしていきたいなというふうに私は考えておりますので、その部分におきまして、村長、もう一度答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、遠藤議員の切々たる思いを今、議場で聞かせていただきましたが、遠藤議員は去年6月9日でしたから、結婚して1年ぐらいは本当にとっと思ったんですけれども、大分真剣に考えたんですね。私はそれこそ新婚旅行のときにできちゃった子供で、長男坊。まさにもちがよかった。

1つは歳ですよ。今はみんな晩婚になっているんですね。解決策の一つとして、やはり早目の結婚がいいですね。早目に子供をつくる。やむを得ず事情がおくれて遠藤君みたいに30を過ぎてからの結婚となると、そういった困難さも増してくると思います。こういった人たちが、せつかく相手が見つかって幸せな家庭を築こうというときにそういった悩み事があると、大変ご苦労なさったと思います。

この特定不妊治療費の医療費はさまざまな症例があるそうですね。ですから一概に言えないから、いろいろ定額でおさまる場合もあれば、それは100万超す場合もあるって、大変難儀をおかけしますが、いろいろな面で村もそういった事業に相談をしながら、今の規定の中では県と同額を出しておりますが、その辺をどういった支援が必要なのか、皆さんで検討して、直接本人の要望を聞くのが一番いいのかな。そういった、住民課のほうによくお話をさせていただきます。内密でいろいろな支援方法あると思います。ただ、これは余り公表できないんですね。ですが、内々でそういった人助け、人口増加、とても大事なものは、その辺、この人口減少問題にストップかけるのはそういった年代の、子供のできる年代の頑張りであ



りますから、ぜひ前向きな支援をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、遠藤君。

○2番（遠藤貴人君） 私も今の村長の答弁と同じように、子供はつくる気になればすぐでできるでしょうというような感覚でいたんですけども、それは非常に男性目線の感覚といたしますか、私も妻に非常に怒られました。そんな簡単にできるものじゃないんだよということで、やっぱり非常に、もちろん年齢が高くなればなるほどリスクというか、不妊のリスクはふえてくるんですけども、これはやっぱり一概に年齢だけでもなくて、20代であろうが、やはりなかなか不妊に悩む人は多いというのが非常に現実で、その不妊ということを経験した人からすると、そういうことにはばかるといって、余り皆さんの前と言うような感覚ではなかったんだろうと思いますけれども、今はやはり、これだけ周りに普通にいますので、だから今のやっぱり子供を産める年齢の女性には、余り、不妊だということに対して余り抵抗がないようで、そういったことを普通の会話の中で、私も不妊治療に通って子供を授かったんだというようなことは本当に気軽にお話ししているような感覚だなというのは私は感じました。

ですから、男の人が幾らこれ議論してもやはりなかなか、いいものなかなか見えてこないと思いますので、やはり保健師さんもいらっしゃいますし、そういった女性の価値観とか考えをかりながら、いいものをつくっていければなというふうにも私も考えております。

最後に、やはり公金という村のお金は、やはり我々の財布のお金とはその価値が違うんだろうというふうには私は考えております。1円なりとも無駄にせず、しかし、かつ議論を重ねて、これは必要だといったことには思い切って大きなお金を使っていくというような、そういった感覚が非常に、やっぱり行政においては大事なんだろうなというふうには考えております。

私もやはり一丸となって、村を前に進めるために、よくするために皆さんこうして議論しているわけですので、孫子の世代に1ミリでも進んだ地域を渡していけるように、ともに頑張っていきたいと思っております。

以上で私の質問、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

16時40分まで休憩いたします。

（午後 4時30分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時40分）

---

◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） ここで、会議時間の延長についてお諮りします。

会議規則第9条に規定されております会議時間は、午後5時までとなっておりますが、本日の議事日程について、時間内での終了が見込めないため、会議時間の延長についてお諮りします。

本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程は全部終了するまで会議時間も延長することと決定いたしました。

---

◎報告第1号～報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第5、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第6、報告第2号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2件を一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第1号、報告第2号の2件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページ、2ページをごらん願います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度鮫川村の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業の詳細は、2ページの一覧表のとおりであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、プレミアム付の商品券事業54万5,000円ほか、4 事業合わせまして1億2,580万4,000円であります。

それぞれの事業の繰り越し理由については、さきの議会で説明をいたしておりますので、説明は省略させていただきます。

令和元年度中に全事業が完了するよう、工程管理に万全を期するものであります。

次に、議案書の3ページから10ページをお開き願います。

報告第2号です。白河地方土地開発公社の経営状況についてのご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明書類を議会に提出するものであります。

令和元年度の事業計画及び平成30年度の事業年度の事業報告及び決算報告書は、議案書に添付した資料のとおりであります。

以上で報告第1号及び第2号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号から報告第2号までの報告は終わります。

---

#### ◎議案第54号～議案第61号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第54号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第61号 鮫川村ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例までの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第54号から61号までの8議案につきましてご説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

初めに、議案第54号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、学校教育法の改正により、条例において引用している条項が移動したため改正するものであります。

次に、議案書の12ページをお開き願います。

議案第55号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、平成23年4月の村民保養施設リニューアルオープン以降、平成26年4月の消費税率引き上げ5%から8%時に実施しなかった入館料等の改正を、令和元年10月1日の消費税率の引き上げ8%から10%に伴い、部屋使用料の見直しとあわせて実施するものであります。

改正の内容は、入館料について、幼児を除く各区分単価を100円増額するとともに、午後4時以降の入館料を新設し、5時以降については今までどおり、一般は500円、高齢者と小・中学生は300円に据え置くものとします。

また、大広間及びカラオケ・楽の間使用料を見直し、部屋の広さ、用途に応じた金額の設定をするものであります。

また、現在要綱に規定している個室の2部屋使用時の減免について、明確化を図るため、部屋の使用料において限定するものであります。

次に、議案書の14ページをお開き願います。

議案第56号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、平成16年4月1日の改正以来、使用料の見直しを行っていないため、消費税率5%のままの料金になっている水道について、令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げるに伴い、見直しを行っていない消費税率分として5%増額する料金改定を行うものであります。

次に、議案書16ページをお開き願います。

議案第57号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

令和元年度の国民健康保険事業の所要額を確保するため、国民健康保険税の案分率などを定める条例を改正するものであります。

お手元の議案用紙の最後のページ、鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料をあわせてごらんください。

令和元年の国民健康保険税案分率の決定に当たりましては、被保険者1人当たりの税負担を抑えるため、県の標準保険料率ではなく独自の保険料率を採用し、保険事業費支払準備基金から624万6,000円を繰り入れすることといたしました。この結果、医療給付費分で均等分については7,342円、平等割分が5,994円それぞれ引き上げとなりますが、所得割が0.18%引き下げとなり、軽減措置を受けない一般世帯の1世帯当たりの負担額で1万1,211円の増額、1人当たりの負担額では8,505円の増額となります。

後期高齢者支援金分では、均等割で587円、平等割で725円、それぞれ引き上げとなりますが、所得割が0.78%引き下げとなり、一般世帯では1世帯当たりでは5,235円、1人当たりの負担額では2,086円の減額となります。

介護保険給付金では、均等割837円、平等割1,050円がそれぞれ引き上げとなりますが、所得割が0.53%の引き下げとなり、一般世帯では1世帯当たりの負担額が3,368円、1人当たりの負担額では1,745円、それぞれ減額となります。

これらの条例改正については、5月27日に開催いたしました第1回鮫川村国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、同日付でこの条例改正案は適当である旨の答申を得ているところであります。

次に、議案書の18ページをお開き願います。

議案第58号です。鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、消費税増税による低所得者軽減強化に伴い、第1号被保険者の第1段階から第3段階までを対象に、令和元年度及び令和2年度の保険料を改定し、低所得者の負担の軽減を図るものであります。

次に、議案書の19ページをお開き願います。

議案第59号です。鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、越虫の移住定住促進住宅を売却するため、行政財産から普通財産にかえるための改正であります。

次に、議案書20ページをお開き願います。

議案第60号 鮫川村集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

ます。

この条例は、平成12年4月1日改正以来、使用料の見直しを行っていないため、消費税率が5%時の料金となっている集落排水使用について、令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げるのに伴い、見直しを行っていない消費税率分として5%増額する料金改定を行うものであります。

次に、議案書の22ページをお開き願います。

議案第61号です。鮫川村ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、老人福祉法や身体障害者福祉法など国の法律の改正に伴い、必要がなくなった鮫川村ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止するものであります。

以上で議案第54号から61号までの8議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

---

#### ◎議案第62号～議案第66号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第15、議案第62号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第19、議案第66号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第62号から議案第66号までの5議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第62号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の23ページから25ページ、歳入歳出補正予算書事項別明細書は1ページをお開き願います。

事項別明細書でご説明を申し上げます。

補正前の予算額28億8,000万円に対し、今回8,537万3,000円を増額し、補正後の予算総額を29億6,537万3,000円とするものであります。

歳入です。

次のページです。2ページをお開き願います。

主なものをご説明いたします。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、5節低所得者保険料軽減負担金104万2,000円の増額は、消費税増税に伴う介護保険料軽減の強化により、第1段階から3段階までの軽減額が増加したことによるものであります。

同じく2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費の補助金666万1,000円の増額は、プレミアム付商品券事業補助による増額分であります。

同じく3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金128万6,000円の増額は、緊急風しん抗体検査等事業費によるものであります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節保険基盤安定負担金77万7,000円の増額は、国民健康保険税軽減分の増額によるものであります。

同じく5節低所得者保険料軽減負担金52万1,000円の増額は、消費税増税に伴う介護保険料の軽減強化により、第1段階から3段階までの軽減額が増加したことによる増額分であります。

同じく2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉補助金605万円の増額は、幼児教育無償化に対応するため、子ども・子育て支援システムの開始を行うための補助金の増額であります。

3ページです。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金970万円は、診療所運営費に充てるための繰入金です。

同じく10目1節公有施設整備基金繰入金4,670万円は、旧つるや旅館の土地及び建物を取得する宿泊施設取得整備事業に4,590万円、また、棚倉消防署鮫川分署の建てかえ工事に伴う消防施設費を用地の整備事業に50万を充てるなどのための繰入金であります。

19款諸収入、5項1目1節の雑入1,696万円は、一般社団法人福島県電源地域振興財団のみらいを描く市町村等支援事業助成金89万7,000円や、プレミアム付商品券売りさばき1,600円などの増額によるものであります。

4ページです。

20款1項村債ですが、議案書は26ページです。第2表の地方債補正をあわせてごらんいただきたいと思います。

2目1節過疎事業債410万円の減額は、当初予定していた買い物弱者支援事業や高校生の通学支援事業、緑のふるさと協力隊事業の事業費の減額に伴う過疎地域自立促進特別事業債の減額によるものであります。これ、緑のふるさと協力隊はことしは隊員が見つからなかったようであります。

歳出です。

5ページをごらんください。

各款とも2節給料、3節職員手当、4節共済費などは、職員の人事異動等に伴うものであります。

2款総務費、1項総務管理費、7目地方振興費、19節負担金、補助及び交付金38万1,000円は、西山区集落センターの屋根塗装の工事及び赤坂西野区民センターの空調設備設置工事に伴う補助金であります。

6ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

7ページです、20節です。

扶助費2,000万円は、プレミアム付商品券事業給付費です。1人当たり2万5,000円で800人分を見込んでいるそうです。2万5,000円、800人分。

同じく28節繰出金120万8,000円の増額は、保険基盤安定負担金の増額に伴う国民健康保険特別会計事業勘定に対する繰出金の増額であります。

同じく4目介護保険事務費、28節繰出金208万6,000円は、低所得者保険料軽減負担金の増額に伴う介護保険特別会計の繰出金の増額であります。

8ページをお開き願います。

同じく2項児童福祉費、5目こどもセンター費、13節委託料609万6,000円は、保育料無償化に対応するため行う子ども・子育て支援システムの改修業務605万円などによるものであります。

9ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料292万6,000円、この200万は風しんの追加的対策に伴う健康管理維持システムの改修業務や、緊急風しん抗体検査業務、定期予防接種業務などによる増額であります。



同じく 5 目診療所費、28 節繰出金 974 万 1,000 円は、国民健康保険特別会計直診勘定への繰出金であります。

10 ページをお開き願います。

6 款です。農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、8 節報償費の 60 万 6,000 円の増額は、大豆の生産と消費の推進のために村内全戸に「達者の味噌」を配布するための予算であります。これは、組長大会の当日に商品券を渡すそうです。引き換え券ですか。

同じく 7 目農村振興費、11 節需用費のうち、印刷製本費 135 万円の増額は、みらいを描く市町村等支援事業助成金の採択を受けて実施します「手・まめ・館」の商品販売促進用パッケージの印刷費です。

同じく 19 節負担金、補助及び交付金 144 万円の減額は、当初予定していた緑のふるさと協力隊の隊員の受け入れが今年度はなかったことによる減額であります。

11 ページです。

7 款 1 項商工費、3 目観光費、13 節委託料 1,109 万 3,000 円と、17 節公有財産購入費 3,600 万円は、いずれも旧つるや旅館に係るものであります。

12 ページをお開き願います。

8 款土木費です。3 項住宅費、2 目定住対策費、25 節積立金 8 万 3,000 円は、西野団地の分譲地売払収入の増額分を定住促進奨励金に積み立てるための増額補正であります。これは、3 区画分の売り上げです。

9 款 1 項消防費、2 目消防施設費、13 節委託料 50 万円及び 17 節公有財産購入費 56 万円は、消防署鮫川分署の建てかえ工事のための通路の拡張だそうです。門口をちょっと広げたいということです。用地を取得するための経費について増額補正するものであります。

14 ページをお開き願います。

14 ページです。

10 款教育費、5 項社会教育費、2 目公民館費、15 節工事請負費の消防用設備改修 37 万 1,000 円は、公民館の避難口の誘導灯 4 カ所の工事費であります。公民館の避難誘導灯がふぐあいだそうです。

次に、議案第 63 号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

議案書は 27 ページですが、事項別明細書は 19 ページをお開きください。

事業別明細書事業勘定 19 ページ。

補正前の予算総額が4億3,245万4,000円に対しまして、今回155万1,000円を増額し、補正後の予算総額を4億3,400万5,000円とするものであります。

事項別明細書20ページをお開き願います。

歳入です。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は415万5,000円を減額補正します。

同じく2節後期高齢者支援金分の現年課税分は170万5,000円の減額。

同じく3節介護納付金分の現年課税分は19万1,000円を増額であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分の現年課税分17万9,000円を減額補正します。

同じく2節の後期高齢者支援金分現年課税分は6万5,000円の減額であります。

3節介護納付金分現年課税分は1万円の増額となります。

これらは、それぞれ当初予算に計上しました国民健康保険税現年課税分について、賦課額が確定したことによる補正であります。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金103万7,000円を増額は、国民健康保険税軽減分の保険基盤安定繰入金の増額であります。

同じく2項基金繰入金、1目事業費支払準備基金繰入金、1節繰入金624万6,000円は、国保会計に基金から繰り入れするものであります。

歳出の補正です。

事項別明細書は21ページをごらん願います。

3款国民健康保険事業費の給付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、19節負担金、補助及び交付金103万5,000円の減額は、納付金額の確定による減額補正分であります。

次に、議案第64号です。令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は29ページ、事項別明細書は25ページをお開き願います。

補正前の予算額6,420万8,000円に対しまして、今回974万1,000円を増額し、補正後の予算総額を7,394万9,000円とするものであります。

26ページをお願いします。

歳入です。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金974万1,000円は、運営費の繰入金です。

歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費の補正は、診療所医師の交代に伴う補正であります。

次に、議案第65号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は31ページですが、事項別明細書は29ページをお開き願います。

予算総額の増減はありません。

30ページをお開き願います。

歳出において、2 款施設費、1 項 1 目施設管理費、15 節工事請負費45万円は、本年2月に発生した漏水事故に伴い、仮舗装していた県道の舗装を本復旧するため工事費を増額補正するものであります。財源には、1 款総務費の増額分を充当するものであります。

次に、議案第66号です。令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は33ページ、事項別明細書も33ページであります。

事項別明細書、33ページをお開き願います。

予算総額の増減はありません。

歳入です。

34ページをお開き願います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、1 節現年度特別徴収保険料208万5,000円の減額は、消費税増税に伴う低所得者の保険料軽減強化により、第1段階から第3段階までの軽減額がふえたことによる減額の補正であります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、5 節低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減分を一般会計から繰り入れる増額補正であります。

歳出の補正は、財源の内訳の変更のみであります。

以上で議案第62号から66号までの5議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは両常任委員会の合同議案調査、13日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 5時16分）

第 4 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和元年第4回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和元年6月13日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第54号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第55号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第56号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第57号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第58号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第59号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第60号 鮫川村集体排水処理施設条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第61号 鮫川村ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第62号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)  
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第63号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)  
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第64号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第12 議案第65号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第13 議案第66号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第14 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

日程第15 請願第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める請願について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程と同じ

追加日程第1 議案第67号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 発議第3号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求めることについて

趣旨説明・質疑・討論・採決

追加日程第3 閉会中の継続審査申し出について

---

出席議員（10名）

1番 森 隆之君

2番 遠藤貴人君

3番 堀川照夫君

5番 北條利雄君

6番 関根英也君

7番 前田雅秀君

8番 関根政雄君

9番 前田武久君

10番 宗田雅之君

11番 星 一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 村長        | 大 樂 勝 弘 君 | 副 村 長     | 白 坂 利 幸 君 |
| 教 育 長     | 奥 貫 洋 君   | 総 務 課 長   | 鎗 木 重 正 君 |
| 住 民 福 祉 課 | 齊 藤 利 己 君 | 農 林 商 工 課 | 星 徹 君     |
| 地 域 整 備 課 | 鈴 木 守 弘 君 | 教 育 課 長   | 渡 邊 敬 君   |

---

職務のため出席した者の職氏名

|           |         |     |         |
|-----------|---------|-----|---------|
| 議 事 務 局 長 | 古 舘 甚 子 | 書 記 | 矢 吹 かおり |
|-----------|---------|-----|---------|



---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎議案第54号～議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第54号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第61号 鮫川村ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、北條利雄君。

○5番（北條利雄君） 5番、北條でございます。

きのう議案調査をして、担当課長、担当者にいろいろお伺いしましたが、この中で議案第57号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例が提案されております。村の保険税の税率を改正するものでございますが、これは平成30年度に各市町村の保険者が県一本化されて運営されているということで、必要な医療費というか鮫川村が負担すべきやつをこの税率で確保するという仕組みになってございます。

当然、私も知っているつもりではあるんですが、やはり国保、国民健康保険は、国民皆保険制度のやはり最後のとりでというか、そういうことで市町村が運営されているわけです。応益部分でいきますと、赤ちゃんも負担しているということになります。さらに、担当課からお聞きしますと、被保険者が減っているということになります。さらに、担当課からお聞きしますと、被保険者が減っていると、それから雇用形態が変わってパートの方も社会保険に加入し、生産世代というかその人たちも国保から離れていると、しかし、後期高齢者が70以上ですから、それ以前の人やはり、勤務を退職して国保に加入すると、どっちか

というと所得が低くなっていく、そういう人たち、それから自営業の人が加入しているという中で、相当な運営になっているとお聞きしておりますけれども、鮫川村で私も職員時代担当したのですが、国・県の負担というのはやはり50%ありました。多分国が32%、県が18%合わせて50%は国・県の負担がされていたということでもあります。

県連に運営が一本化されて、必要なものが鮫川村に示されて、この按分率を決定する上では村も大変苦労されて決定して今回提案されたと思うのですが、この前年度の按分率、国保税の按分率を比較しますと、かなり重いなと感じております。

16日に納税組長大会があって村長のほうから提案し、ご理解いただくことになると思うのですが、これらの、何でもかんでも高くなるのかなんて、国・県から示されたからという話で済まされていいのかなと私感じているんですね。やはり皆保険で国民の最後のとりである保険、これが被保険者の仕組みというか、あれが逆に言うと低所得者が多い中で相当これが続くと大変かな、繰入額も600万ということで、今の残高を見ますと、これからこういうお金が5年以内続くと、もう相当、破綻するんじゃないかと私考えているんですね。

県が一本化して県内一本化で運営されているのでありますけれども、やはりもう少し国・県の負担をふやしていただく、そういうその仕組みをやはり鮫川村も福島県ももう国全体でもう少しその負担をふやしていただけないのかと、意外とこの市町村枠のどこの市町村も多分この税率改定、按分率を決定する上では相当苦しんで決定しているのかなと思います。特に、被保険者である低所得者、高齢者の方が相当苦しんでいるのかなと思います。

村長、できれば県から示され、また確保するための努力はわかりますけれども、やはり県に対して、それから国に対して、いろんな機会があるでしょうね、これからも町村会なども踏まえてもう少し国・県の責任で自治体の税率を安くするためのご努力をいただけないかという部分で要請をぜひお願いしたいと思います。

16日も納税組長さんの皆さんに説明するわけですが、やはりその辺もきちんとご説明申し上げて、納得しながらことしの按分率を進めていただきたいと思いますので、村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどの国保税の按分率であります、ことしの按分率は皆さんに示したとおりであります。

まず、大きな一つの原因として、鮫川村が負担増になった原因は、これは全国的でありま

すが、やはり被保険者数が減っているということでもあります。ことしも減少率7%、六十何人が去年と比較すると減っております。こういったことが一番であります、ちょっと無理してこれも緩和策として、今繰越金が、積立金ですね、これが3,400万ほどありましたものですから、ただ、この積立金を取り崩すと、重症患者が出た場合の決算がこの金を使うようになるんですね。あるいはインフルエンザが蔓延したというときにこのくらいのお金を3,000万、恐らく鮫川村あたりの事業所で年間4億5,000万くらいの医療費です。これくらいのところでは、やはり5,000万ぐらいの準備基金は必要なかなと私は思っております。それができない、毎年の繰越金は全部繰り入れるようにしているんですけども、そういった中で少しでも皆さんの負担を、ということで600万ほどこの準備基金、基金から繰り入れさせていただき、今2,800万ほどの基金の残高であります。

国には、町村長の全国大会たびに、今国ではこの国保会計に3,400ほど年間投入しているんですね。これではますます高齢化社会になってきて、国保加入者の負担がふえてくる、皆保険が、これはすばらしい世界に類のない保険制度なんですけれども、もう少し国の負担増をということで毎年毎年お願いしています。ことしもお願いしましたが、やはり昨年と同様の、国のほうではこれを幾ら何でも減らしたいという考えなんです。そうでなくて、3,400万を堅持することに今いっぱいなんです。これは全国の市町村がそうです。村もぜひということをお願いしております。

こういったことで、まず一番は健康な村づくり、健康運動、福島県も必死になって今、知事を先頭に復興福島ということで健康ふくしま、健康のけんは、こうが違うんですね。健康で幸せな健康づくり、今、長寿の日本一が長野県だそうです。福島県と比べると福島県は40番くらいですね、民報新聞にも出ています。

どこの違いかという、きのうも社会学級の開級式がありますからその席で話してきましたが、やはり長寿の秘訣は野菜をいっぱいとることだということ、野菜の摂取そして塩分を控え目にするということ、その辺を福島県と長野県、どう違いなんだと比較したところ、野菜も350グラムくらいとっている、福島県もとっている、長野県若干多いけれどもせいぜい二、三十グラムの違いだと、塩もどうだと、10グラム以下になっていると、何が違うんだかというやはり自主的な運動だそうです。自主的な高齢者の社会参加だそうです。踊りを踊ったり、ボランティア活動に参加したりあるいはスポーツに参加したり、これを嫌々参加しているのが福島県だと、長野県は高齢者がみずから自分らのグループでボランティア作業にも運動にも参加している、みずからが自主的にこういった活動に参加することが

健康の源なんだということを言ってましたね。

だから、福島県はそういうことを言われると、あれっ、福島県、各地区のリーダーが頑張っていて皆さんを誘い合ってやっているのが悪いのかなという重い気持ちになりましたが、そういった、皆さんが健康は大事なんだよ、健康社会づくりに積極的に参加するんだよという仕組みづくりで健康になって、長寿の福島県になっていただきたいという思いが今福島県で頑張っています。それがひいては医療費の節減になるということでもありますので、その辺村でも、交付金があるんですね、そういった医療費の節減になった村には。せいぜい100万程度なんですけれども、これまたこの会計に入れて軽減策を図っています。ただ、ことし余り下げると来年今度はすぐしっぺ返しくるんですね。

そういったことで、今回の按分率にはぜひご理解をいただき、そして国のほうにも県のほうにも常に安定的な国保会計、国民皆保険制度に力を注いでくれるには運動させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 鮫川村集体排水処理施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 鮫川村ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号～議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第62号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第66号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、遠藤貴人君。

○2番（遠藤貴人君） 議案第62号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）につきまして、質疑をさせていただきます。

事項別明細書11ページ、7款1項3目委託料と公有財産購入費についてであります。

「さぎり荘」の施設の土地及び家屋を購入するものだと思いますが、私もやはり、宿泊施設は村内に必要ではあるというふうに考えておりますし、場所についてもですね、これはやっぱりどこでもいいということではなくて、やはり使っていただく方には温泉があるというのは一つの魅力であろうというふうに私も考えております。用地買収の件であったり、非常に、なかなか思うように進まずに苦労を、この問題についてはされていることとは思いますが、もう、宿泊施設に関する用地の問題であったり、そういったことに関しまして、もう万策が尽きたと、もうこの方法しかないんだといったことであるのかどうか、まずそれをお聞かせ願います。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、このお話をするには、少し時間がかかります。「さぎり荘」ですか、あれ、椅子ないのかい。ああ、椅子ないんだ。大丈夫かい。私の説明、長いときには椅子あったほうが便利だよ。

「さぎり荘」は昭和48年に、これは村で建てた施設でないですね。これは白河広域圏で47年に建てて、そしてその経営を48年に一切村に移管されたんですね。その辺がその、みそなんですね。鮫川村で建てれば、恐らく借地には建てないですよ。借地に何回ももう、5年に一度更新しているんですけども、そのたびに何とかお譲りを、そしてこの人は今村内にいないもんですから、親戚の人に毎回毎回5年に1回は本当に必死になって、職員もお願いして、身内の人にもお願いしてですね、ですが、やはり、この持ち主の方は一旦は売って

もいい、だが子どもの就職とかそういうのでどうだという声もあったんですよ。あつ、そのとき、しめたものだなと思った。

ただ、土地と引きかえに職員に採用しては、何のための試験なんだ、恐らく試験の結果によつては、これまた厳しいとは思いますが、ある程度の、村で定めている平均ぐらいは都会の子どもですからとれるんだと思ったのね。それは、と、思つて、ちょっと喜んだら、何、その話もだめになって、受験してくれなかったり、本当にそういった、何回も毎年というか5年に一度そういったその、何とか土地のお譲りを、今、村では借地をなしに、今、借地、議員も承知のとおり、500万近くかかっているんだね。だから借地代じゃなくて、いつときの負担で済むようにということで、お譲りをということでお願いしているんですけども、やはり一昨年です。これもだめでした。

こういったことで、あとあそこの、改修のときもそうですね。改修のときも実はあそこ48年に建ったものですから、ちょうど私が村長で2期目のときでした。23年に私は任期が終わるものですから、議員さんに言いました。たまたまその議員さん、何か一緒にレンタカーに乗ったんですね。バスの中で、どうだ皆さん、私が村長になったときに基金が5億だったんだ、それが今皆さんの努力のおかげで10億になった、倍になった、5億ふえたんだから5億皆使つてやべつべと、何か記念になるような足跡を残さないかいと言って、何か事業ないべか、5億皆使つちやつていいからと提案したら、ある議員から、いや、それは「さぎり荘」を早く直さなくちゃなんないべやと。皆さん、床が傷んでいる、お風呂が粗末だ、環境もよくない、そういった話が出たんですね。建設して20年の話ですから、21年ですか。21年の話ですから、38年、40年近くたった時点ですね。

そうしたことで、これはいい考えですねということで、私もすぐ、政雄議員だったか、恐らくわかる人は政雄君、武久さんかな、前田さん、うん、恐らくあのとき、大体何でも反対する前田さんからやったほうがいいべと本当は話が出たんだ。あつ、これは前田さんから出たんだから、ぜひ、これはできるな、いい仕事できたなと思つて、早速すぐもう次の日には設計士にお願いしました。

ただ、5億残ったから5億皆使つちやえば、これはあんまりですよ。次の代もいろいろこういった三位一体の改革で苦勞しています。ですから、せいぜい2億だよなということで、2億で設計士にお願いした。そうしたら、設計士は、村長の考え、議員さんの考え、村民の考え、みんなの考えを聞いたら3億の設計になってきましたと持ってきた。東京の上垣内つて、鮫川が大好きな方で。これは、蛭田吉郎さんのお友達で東京鮫川会のファンクラブに

入っている皆さんで、この設計士よりは奥さん、子供のほうが鮫川が好きになったということで、田舎暮らしがとても気に入ってくれて、こういった人の協力をもらって鮫川に合った、今、皆さんとではそれぞれ感性が違いますから、あれが鮫川の風景に合っている建物だそうです。自信持って薦めてくれた。

3億、とんでもない話だ。3億なんて金ねえ、2億に書き直してこいと、すぐ突っ返したんだ。だけど、1週間くらい過ぎたときに、今突っ返して、村長が3億の私の設計を2億にしたから、いろいろ村長の思いも議員の思いも村民の思いもかなえられなかったと、そうなるってしまうとまずいなと思ったからすぐ電話入れた。いいからそのまま持ってこい、そして、あの3億の設計でやりましたから、第3工事まで入れて3億8,000万かかりました。ですが、2億2,000万が、政権交代があったのね、たまたま。それで復興基金とかね、本当ににそのきめ細かな交付金とか、2億2,000万交付金でできた建物です。あと足りない分は過疎債借りました。過疎債は、ご承知のとおり3割返せばいい、1億円借りたら3,000万円返せばいい、足りない分は6,000万、6,000万だけ基金を取り崩した。

見事に、これは、何でこういう3億8,000万の建物が村からの持ち出し1億くらいでできたかという、議員が1つになった。目標1つになったから、いろんな基金見つけてきたのね。ああいうのもあっぺ、こういうのもあっぺと、基金、そう交付金が、6つくらい使ったかな。そういつてありがたい建物で基金を取り崩さなくて、それこそ基金使ったのは6,000万で、ですから5億のたまった基金4億2,000万、9億2,000万は次の人に残せたということです。

そういった事業だったから、入浴料も下げました。これは、交付金というのは国民の税金から出しているお金だから、鮫川の人だけで恩恵を受けちゃまずいでしょう。そうして、たまたま東日本大震災あったから、震災の被災者には無料、県外県内かかわらず、県内の人も家壊れた人がいたね、こういった人には無料で開放して、あと、避難している人たちは無料、あとは高齢者には村内外問わずに300円、こういったことで今まで続けてきたあの施設。

ですから、これは、たまたま、これをつくるときに意見ありました。宿泊施設も一緒にやったらいいんじゃないかと。当時、鮫川村では、あの付近に宿泊施設をとということが計画にあったそうです。それが平成に入ってすぐのころですね。「ほっとはうす」が平成7年にできましたから、あの「ほっとはうす」をあの時期に、今は葉貫ですけれども、葉貫地区に設けるか、あの付近に設けるか湯の田付近に設けるか、その議論があったそうです。私はそれにまぎっていないからわからないんですけれども、最終的には葉貫に行った。



ですから、葉貫にも湯の田付近にも宿泊施設はあったほうがいいのかと思ったんですけれども、私はそれは間違いだと思う。つるやさんがあるんですね。つるやさんがあるんですから、やはり民間と公営では値段が違う。それはサービスで民間は立派な料理をごちそうしたりサービスもしっかりやれば、公営の施設には負けないと思うんですけれども、公営はやっぱり安かろう悪かろうでいきますからね。できるだけ利用者に負担かけないような施策でいきますから、あとはやっぱり、もうけ度合ですよ。もうけじゃなくて、とんとんのペースでいいという公営の施設だそうですね。民間は違いますよね。これでもって利益を上げて事業拡張に入るわけですから。こういった事業はせっかく頑張っているんだから、私らが邪魔しちゃなんないべということで、ここがおやめになったら、あそこになんないならいい。鮫川に1つもあれば十分だべ、そういう考えだった。

それが、完成したのが、これは皆さんご承知の23年の3月完成だったんですけども、あの震災のために2カ月ほどずれて4月の下旬に再オープンということで、ただ、宿泊施設はない。だけど、つるやさんがある。そういったことからすれば、つるやさんをお願いを、宿泊関係はお願いした。

ですが、今度の一件は、そういったつるやさん、鮫川村に一カ所くらい宿泊施設あったでしょう、あれ、宿泊施設あるんじゃないかねえの、「ほっとはうす」でしょう、遠いでしょう。というのは、東京鮫川会の会員の皆さんでした。今、東京鮫川会には、鮫川村出身で東京で頑張っている皆さんが180人ほどおられます。この人たちが総会のたびに言います。村長、おら、親兄弟が生きているうちは鮫川にちょいちょい帰ってにぎやかにやっているけれども、親兄弟が逝っちゃって、おいっ子、めいっ子には世話になっちゃくない、そういうときにぜひ、村の中心地に宿泊施設つくってくんねえかな、何とかなんねえかなと、そういうお願いでした。

ことしの1月31日に住友ビルで東京鮫川会やってきたときに、こういった事情で、つるやさんっていう旅館、皆さんご存じでしょう、あそこが、せがれが8月に亡くなっちゃって、亡くなってから、村、私らには全然相談なかったんですけれども、たまたま村民の方が、村長、つるやさんから話あったの断ったんだってと、何それ、いや、村に買ってもらいたいという話あったんじゃないのかい、そんな話聞いてないですよ、そしたら、商工会に行ったそうですね、9月ごろ。村の商工会で、誰かつるやを、私らの旅館を利用してくれる人いないですかと、そういう相談に行ったそうです。今、商工会は皆さん自分のことで精いっぱいだから、それはちょっとねとってお断りしたそうです。

それが、村に相談に行ったらば断われちゃったからということで、奥さんですね、康雄君の奥さん、そして、亡くなった人です。康雄君っていうのは、学校の先生やっている人で、奥さんも学校の先生で、今、校長やってます。この方が、じゃ村に相談してもだめならばってということで、せがれが自動車の営業マンやっているそうです。このせがれが、お得意さんの中に富岡で何か事業やっていて、これがいわきに避難している人がいるそうです。これが、解体業始まったそうです。金回りがいいそうです。じゃ、俺、利用してやっぺということになったそうです。それに大体決まりかけたんですけども、私はその話聞いたもんですから、あそこ湯の田温泉は私は鮫川の宝と思っています。鮫川の誇りと思っています。ですから、少くらく高くたって何とか買いたいなという思いがありました。それで相談させてもらいました。

ただ、私、何のつてがないんだよね。ですから、つるやさんと誰か知り合いのいいねかいと言ったら、あっ、つるやさんの一人娘が浅川に行ってる、浅川の酒井養鶏場に、鶏、卵屋さんに行っているそうです。このお知り合いがいたもんですから、この人に何とかつないでくれないかということで、鮫川で、いわきの康雄君の奥さんが相談に来たそうだが、私はそういう話は一回も聞いていないんだ、ぜひ、鮫川の宝なんだから何とか相談に乗りたい、相談してくれないかと言ったら、そしたらいわきから先生が来たんですね。村ではどういう考えですかということで、まず、どういう状態だか見なくちゃわかんないよね。

そして鍵を借りて見て、私は余り知識ないものですから職員と一緒に行って見て、どのくらいの価値か、当時9億、予想ですけども、これも余り確定でないですけども、約9億、恐らくそれ以上かかってるべという話で、9億だから、ああ、9億じゃなくて9,000万。9,000万。それが9,000万、いや1億2,000万かかったという人もいますけれども、大体9,000万ぐらいの建物なのかなということで相談しまして、見る限り、畳、クロスぐらい張りかえればいいべと、これで3,000万ぐらいでどうしたということで議員さんに話しました。森君は初めてだからわからないですけども、どうだべなということで、3,000万ぐらいということで値段出したの。値段出さないとわかんないからね。

3,000万以上の場合には、議員さんの了解いるようだから私の一存では決められない、3,000万以下ならいつでも買いますからという、今そういったことになっています。

ただ、あのころそれでいいとなったんですけども、今度は手続になったと思ったら、その持ち主の土地は康雄君の名義だったから、亡くなったから嫁さんにいった。建物がお母さんの名義だったんです。窪木ヨシさんという人の名義、ヨシさんは脳に障がいがあつて施設

に入ってるのね。そういうことなので、売買契約ができないんですね。ですので、後見人制度を利用してということでお願いしました。裁判所で後見人を選んで。

その後見人が、選んだ人が、裁判所が選んだ後見人がこの3,000万の根拠を示せということになったものですから、その根拠を示すために不動産鑑定士をお願いをしました。不動産鑑定士の鑑定の仕方がね、私らと違うんだね。なんかその、建物の、この建物を今建てたらば幾らで建つかなというのから始まるそうです。すると、あの建物は今建てると1億6,000万かかるそうです。1億6,000万から今度は減価償却していくんですね。そうすると現存の価格が1億2,000万ほどになっちゃうのかな、1億2,000万近くに。そう高くねえわない。それでまあ、きょう皆さんに提示したのが3,500万ぐらいの提示でありますけれども、私は3,000万以上出す気はありません。3,000万以内でということで、これからも交渉するつもりですし、3,000万以上出たときには、恐らく私は買いたくない。いや、もちろん皆さんが、いや鮫川の財産なんだから湯の田温泉は鮫川の誇りなんだから買えって言われれば、それは相談に応じます。ですが、私の思いはそうです。

あと、改修はこれはこの事業に関しては、一切国の補助金は今のところ受けられません。ですから全部村の持ち出しになります。この総事業費で改修費まで入れて1億円以内では抑えたいなと思っています。1億円以内で抑えたいな。いや、何も、例えばクロスなんかも自分らでできるだけ安いクロスあるいは畳もかえなくちゃならないと思います。床はあのまま使えると思います。まずクロスと畳と、あとボイラー関係がちょっと厄介ですね。ボイラー関係、お風呂もあのお風呂を利用していいかどうか、これは村があこの建物を購入した時点で、あとは皆さんと相談しながら決めていきたいと思っています。ボイラーの施設が何ぼかかるか、あのまま面倒見ながら、例えばヒーターだけ取りかえてそうするか、そういったのはなんでしょうけれども、それら含めて1億円以内の買い物ならばいいなという思いで今考えております。

この1億円くらい使ってもいいというのはどういうことかということ、おかげさまで今、基金が、皆さんもご承知のように22億になりました。借金が30億切りました。借金は恐らくことしの決算で28億くらいになると思います。よその町村と比べると決して、私は自慢のできるこのケースだと思っています。ただ、自慢じゃないが、財政力指数は0.16、福島県では最低のほうなんですね。ですが、私は堂々とこのきれいな村づくり、里山の景観の、東京の人たちが来たときに、何だこの村は、癒しになるような村、それだけで交付税の価値はあると思っています。これは農家の頑張りです。これは皆さんの頑張りです。こういった村づくり

でしっかり交付金を確保して、村の運営、そのためにも、そしてこういった皆さんが来てくれる交流人口をふやすためにもあの「さぎり荘」の宿泊施設、つるやさんの施設は村営であるいは村営でなくても公設民営で、そういう考えでありますものですから、ぜひ、遠藤君にはご賛同いただきたいと思えます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、遠藤君。

○2番（遠藤貴人君） 東京鮫川会のほうに私毎年参加させていただいておりますので、東京鮫川会の方とのそういったやりとりも私も見たり聞いたりもしております。そういった事情も当然ありますから、お盆であったりとか、年末年始といった、そういったタイミングでは恐らく満室といったような状況にもなるんだろうというふうにも考えておりますが、しかし、1年間というものはいろいろな季節もありますので、そういった1年間を運営していくというのは、村長ご自身もちろん、ここにいらっしゃる方皆想像しているかと思えますけれども、やはり経営というものは非常に大変厳しいものになるんだろうなというふうに私も考えております。

そういった中で、営業のイメージがあればお聞かせ願いたいということと、あえてこれは質問させていただくんですが、買い求めた、村営にした場合に、その施設を誰が経営していくのか、これをあえて聞かせていただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今、旅館業、ホテル業は全国どこでも、それこそそのにぎやかさをつくっているところは私はないと思えます。大変厳しい中でそれぞれが競い合って営業しているのが現実だと思えます。ですから、常時の、わざわざ人を雇ってはとてもやっていけない、特に鮫川あたりはそうだと思います。利用者は盆と正月くらいしかいないと思えます。ですから、こういった人を、盆・正月だけでなく、花見の季節あるいは紅葉の季節、こういった時期にお客さんを迎えるためにはということで、付近の環境整備が必要でありますし、いろいろな人と人との関係が必要で、こういった交流人口の確保はこういった施設があることによって生まれる可能性もあるわけです。

本当に厳しい営業になることは、本当に承知の上ですが、果たしてその運営を村がいつまでもかかわっているのかということになりますと、村はとてもそういった営業の知識はありません。これは、そういった知識の豊富な、私は村づくり会社でも立ち上げて、こういったプロの指導を受けながら営業活動はしていかなければならないのかなと思っております。まず、あの振興公社、振興公社と前から言われておりますが、これにかわるような会社を設立

して、この中で営業マンあるいは営業能力にたけた人を雇い入れるということで計画をしなければならぬのかなと思っております。

ただ、その経営形態を、果たして今ほど申し上げましたように公設民営がいいのか、あるいは公設公営のほうがいいのか、この辺も皆さんと協議をしながら、自分らの意見、どのくらいまで入れるのか、恐らく公設民営になれば私らの意見は反映できちゃうけれども、民間に全てを任せちゃうとそういうわけにはいかないと思います。この辺はみんなでこう考えていかなければならぬ大きな課題だと思っております。これが村の振興には大きな役割を果たす施設になると思います。

私はできればつるやさんの屋号であそこは続けていきたいと思っておりますけれども、あのつるやの旅館業をいかにこの、世に響かせるか。いろいろ工夫さえすれば、何とか私はできると思います。鮫川の湯の田温泉というのは誇りなんですよね。湯の田温泉という名も、今度は名前使えます。つるやの、「さぎり荘」の場合には湯の田温泉使えなかったのね。今度、商標登録ももらえましたから、今度は大威張りで「湯の田温泉つるや旅館」、こういった称号で、昭和の初期の時代は上野駅に看板あったんですね、あれは、下の湯でなくて上の湯、西島旅館ですけども、福島県鮫川村湯の田温泉西島旅館という看板が上野駅にあったんですよ、東京に。そういう、また夢を見ながら、みんなであそこを知恵を出し合っていたらという思いであります。

お答えとさせていただきます。

- 2番（遠藤貴人君） 2番、以上です。
- 議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。
- 8番（関根政雄君） 私も先ほど遠藤議員の質疑に関連しました質疑をさせていただきたいと思っております。

つるやさんのその改修業務1,100万、さらには取得費用としての3,600万、今回上程されました。昨日、担当課長のほうからこの積算根拠、鑑定の結果を説明をしていただきました。その中で1つは1,100万の設計費用であります。この費用の中身を見せていただき、積算、積み上げ方式を見せていただいた中で、人数掛ける単価で直工が414万9,000円に関して、経費率が100%ということなんです。要するに経費が倍、同じ同額の経費が加算される、それにさらに技術料が20%で120%以上の諸経費が加算されてこの金額だということで、ちょっと考えられないと思ひまして、実は建設関係の有識者にきのう確認をいたしましたところ、これはやっぱり、公共工事の中で妥当な諸経費率だということが判明いたしました。

しかしながら、これはあくまでも建設、坪面積における単価換算であって、改修の内容、どこまでやるかによって、この費用というのはかなり圧縮されると、半減されるであろうという、そういった意見もありました。

それで、今回質疑をしたいのは、村長、3,000万以上だったら買わないつもりだという、私はそこを聞いたかったですけれども、全員協議会でその数値というのは示されて、私どもも買うための準備を進めることに異議はなかったんですけれども、買い手と売り手のその金額の差額があると思います。法定代理人を立ててきたということは、相手さんはできるだけ高く買っていただきたいし、こちらは税金ですから安く買いたいというところのその村長の交渉の心構え、そこをまずお聞かせいただきたいのが1点。

あと一つは、きのうの常任委員会の中で議論されたのは、大規模改修するとかかなりの金額、数億円かかってしまうという懸念を委員もしております。ですから、最低限度の改修、最低限度築22年ですから決して建物は古くなっていないので、耐震鑑定は大丈夫なようですから、最低限度の改修にとどめて、村長は1億円と言いましたけれども、そこまでいかないまでもですね、もう、とにかく身の丈に合った、つるやさんの名を汚さないように、最終限度の改修にとどめて、できるだけ自主財源を出さなくてはならないという状況だと、今説明あったものですから、そこを努力するお考えあるのかどうか、その2点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私も村長になって、初めて、役所仕事だなという言葉知りました。本当にばかなことばかりやっている。解体する場合に、民間だと解体設計なんていらねわね。500万の解体設計に300万の解体設計がかかる。こんな話どこにあるんだ。だけど、公金を使う場合にはこういった仕様が必要なんだね。ただ、今回は、国の金、県の金、一切当てにしています。ただ、最後は当てにするようにいろいろ工夫はしてみます。ですが、今のところ当てにしませんから、こういう設計かける気全然ありません。ただ、これは、少し皆さんにご理解いただかないと、お金全然ないと使い勝手が悪い。係員の地位で、こういった了解もらっておくと、流用しましたという言葉使います。これが役人の手なんですね。こういったことで、この費用はもう全く使わないでいきたいと思います。

そして、1つは3,000万の心構えですが、私は前にも遠藤議員の質問にもお答えしましたように、皆さんに了解をもらっているのが3,000万です。3,000万以上のときには果たしてどうなのかというのは、私自身は3,000万以上出しては無理だなと、買う気ありませんけれど

も、村の財産なのに何言ってるんだという、また、皆さんからお叱りを受けるから、そういうときには相談をさせていただきます。ですが、後見人には、いやあ、あれは3,000万ですよ、何その再建したら1億6,000万かかるなんて、あんな数字どこにもないと、これは話しません。

もう一つは改修費用ですが、やっぱりその身の丈に合った改修で私はいいいと思います。ただ、利用者に清潔感を与えるために、クロスあるいは畳あるいは浴槽ぐらいいは何かしたいなという思いであります。ボイラー関係がちょっと厄介であります。ボイラーの費用がちょっと難しい。余りすごくしても次の代に負担かけちゃう。お風呂直して、お風呂は直させていたきたいと思います。あのお風呂、ちょっと深いんですね。利用者にとって深い浅いのはそれはいろいろあるんでしょうけれども、維持費がかかります。こういうことで、もう少し浴室を狭くしてもいいのかなという思い、浴槽を狭くする、浴室も狭くする、こういったことで、違うの何か、つい立てか何かで、ちょっと工夫すれば余り金かけないで浴槽、浴室を改修することができるんじゃないかとは思っております。こういうのも、あんまり建物自体、買い求めできるようになったときには、クロスも畳も皆さんと相談しながらこれは、いや、このくらいならば使えっぺというときにはそれはそれでいいと思いますけれども、これらを相談しながら、やはり1億円以内。

あと、どうしてこう1億円という数にこだわる、数字にこだわるかという、余りせこくすると次の代に迷惑かけるんですね。やはり1億くらい覚悟してかかんないと。ですから、買い入れに現状のままで3,000万、あと7,000万もかければ皆さんに満足いく施設になるのではないかという、そういった思いであります。

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 金額、これからの改修ですね。改修に関してはやっぱり私どもも建物も見ておりません。ですから、その計画があった段階、私は今回承認はする覚悟でおりますけれども、その後でやっぱり現場を見て、どういう状況かというのは共有しながらいかないと、村民に私も説明つかないということですので、その点またお声かけていただきながら、この審議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） やはり同じ、議案62号のつるやの件なんですけれども、村長、我々議員が大体メンバー同じでも、この前の4月の統一選で新たな議会ができたわけですね。それ

で、今、各2人から質疑がありまして、答弁ありましたけれども、実際新しい議会になってからは、具体的な説明、今まで一切なかったね。まあ、我々古い議員たちも、全員協議会である程度の、おおよそ目安を報告受けたということで、その後、権利者のほうの都合でもって、法定後見人とか、それから不動産の鑑定士の依頼とかというようなことで、つつい今まで遅滞されたということで、今度の初議会に突然こう提案されたというような状況だね。

それで、村長も我々の空気を幾らか察したかというふうに思っておりますけれども、我々とすれば当然きのうの議案審議調査で、大体設計委託料が1,000万以上ということになれば、これは当然、大体普通では設計料というのは工事費の1割だからね。と、1億かかるわね。

1億以上かかると見込んだわけ。それで、担当課長に説明しろと言っても説明できないわね。我々議員も、あの施設の内部は一切見ていないからね、見せてもらえない。それから、まだ当局でも我々に説明がなかったということで、これは間違いなく1億以上はかかる、黙って1億、工事改修費が1億以上となれば、取得料が約3,600万、4,000万、5,000万、そうすると、どう見たって、これは運営までには、営業許可とかなんかこれから取るんでしょけれども、手続に入っているのかどうかわからないけれども、もろもろの諸経費がかかるということは、これは、もしかすると2億になっちゃうんじゃないかというような心配をしたわけ。

当然、我々、今度の改選時期、住民というか自分の支持者はもちろん、有権者から「さぎり荘」決まったんだっばい、いや決まってねえよと、何だかみんな早く、村で買ったんだというような話を聞いてるけれども、まだ買わねがったのかいと、買わねんだらばあそこ、そんなんにお金かけてやるんだらば我々は余りそれに対して賛成しねよというような声が、あっちこっちから聞いてたわけだね。

それで、施設が20年以上たっているし、鉄骨づくりではあるけれども、間仕切りはもう限られている、あれは大幅な改装なんていうのはできないわね。それさ改装すれば今は大変なお金がかかる。もしかすると更地にして新しい建築物を建てた方がいいというようなくらいでもって、同じくらいの同等の経費がかかる。そういう経費をかけるならば、もっと別な「さぎり荘」の敷地内に増設をしてみたらどうなんだいというような意見も、我々に寄せられておったわけだね。

それで今、村長、はっきり申された1億円以内ということになればね、これ約束守るということだね。村長はちょっと、今まで何回も何回もね、12月の、それから3月の進退伺に対しても、6月までにはきちんと皆さんに明らかにするというような、みずから申し上げたほど約束守っていないということで、我々ももう、まあ、我々というか私は心配しておるわけ



なんですね。きちんとやったことは、有言実行でやってもらいたいと、そういうことで今回もし、こんなにお金がかかるんならばね、この財源を費やすんだらば、考えなくちゃなんないというような気持ちでおったわけなんです。

それで、実際、前にも約束したとおり交流施設ですね、それももう完全に閉鎖するというような約束事であるし、そういうことも含めて村長がきちんとそれを実行するのか。つるやさんを取得した場合に、いつから大体営業開始を見込んでおるのか、それと同時に、今言った施設の閉鎖をちゃんと約束果たすのか。また、今後、8月に村長選迎えるわけだね、村長選迎えてその後任期が4年、例えば継続されたとすれば、その4年間のうちにさっき同僚議員が言われたような大改修とかなんかというようなことは考えておられるのか、いないのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず今の質問の中で「さぎり荘」の敷地内という言葉が出ましたが、「さぎり荘」の敷地内はほとんど崖地条例にひっかかって建物が建てられない現状であります。そして、建物、「さぎり荘」の敷地内には村の土地は一切ありません。ですから、建物の敷地内、「さぎり荘」の敷地内はこれは無理です。

もう一つ、あと「ほっとうす」の利用ですが、「ほっとうす」を私は閉鎖すると言った覚えはありません。これは、結構前田議員のそれこそわざと曲解をするんですね。その時点で、このつるやさんを買入れた時点で、果たしてその利用客は恐らく向こうに行く人はいないですよ。ただ、N響とかそういうのはありますよね。どういう形で営業するかを皆さんで検討しようと言っただけ。もちろん、利用客いないときには、ただ、N響が、どういう形でN響さんを大事にするかなという思いがあると、N響の利用あるいは東京農大あたりの利用のときに、それだけでいいのかなという思い、その辺も一概に閉鎖ということにつながるのかなという思いがあります。

あと、まず改修費用等で、1億円以内にこれは上げなくては村の大きな負担になるなという思いは、これはお話をしたとおりであります。

この豊かな村づくり、明るい農村、これはある程度の投資はしょうがないと思います。ある程度の無理を承知で、私は旅館業なんてもうかるはずない、もうかるはずないけれども、村だからできる、村だからこういった施設をつくって、東京で頑張っている人たちに里帰りしたときに少しでも癒やしてもらえる、こういったことは、私は東京鮫川会に年々花火打ち上げあるいはうまいもの祭りに来ていただくという、そういうときの御礼として考えなくち

やなんない、私は、と思っています。

何でもかんでも経済的なことを考えたらば、「さぎり荘」もやめたほうがいいし、「ひだまり荘」なんかそうでしょう、やめたほうがいい。そうでないと思います。そういったことで、ぜひ前向きに、少し赤字だけれどもこの赤字を何とか年間5,000万の赤字を3,000万にする努力、2,000万にする努力、みんなで知恵を出し合っということを考えていただければと思います。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長、私は「さぎり荘」周辺を開発しろと前から言ってるんですよ。それをやろうとしないのは村長なんです。あの地権者、私も「さぎり荘」の周囲の土地関係、全部私、交渉して内諾を得てるんですよ。あそこに多目的広場をつくって、あの温泉を活用して、あの山の上に温泉施設を拡張して、そしてそれをやりなさいと何回も私は村長に進言しているはずですよ。何を言ってるんですか。「ひだまり荘」を必要だと、私もそれは思ってますよ。村長がみやぎ会を誘致するときね、議会に担保として言ったことなんです、あれを。「ひだまり荘」は1億4,000万、みやぎ会を誘致するのに何とか村の財源から支援してくださいと。それを、そのかわりに「ひだまり荘」の包括支援センターのみを残して、全部みやぎ会に移譲すると。やりますから、1億4,000万を出してくださいということで、我が財源を費やしたんですよ。

〔「議長、反発していいべか」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） ああ、反論権ありますから、いいですよ。

○9番（前田武久君） 待ってなさい、私が質問しているんだから。

私はね、それから、さっき、私は何でもかんでも反対していると。今までの議事録集見てみなさい。90%は賛成していますよ。だめなものはだめと私はやっているんですよ。いいものはいいと、ちゃんとはっきり賛同していますよ。そういうワンマンな村長だから、今までの実績見てみなさい、鮫川の。ここに居残りたくても残れない、雇用の場を生み出せない、そういう対策、どんな対策をとってきたんですか。

質疑2回しかできないからね。あと1回できますけれども。村長ね、もう少し住民の声聞きなさいよ。今回だってね、もう何度も、1月から今まで何回も、本当は議員に協議をかけなくちゃならないんですよ。全然やっていないんです。みんなの声を聞く議員の意見を聞いて。全然聞いてないんです。余りにも横暴なやり方ですよ。今回初めてでしょう、これ出し

たの、説明もしないで。きのう、我々議員は初めて担当課長に問いただしたんですよ、設計の積算算定方式。ただ、その書面を出しただけでしょう。

それからね、村長、さっき3,600万の取得価格ね、これ提案していますけれども、まあ3,000万とこう言い直したからね、我々にちゃんと約束した、それはね。私も村長はちゃんとそれを覚えていたなというふうに思っていますけれども、村長から言い出した金額ですよ、あれね。ところが、ここに出ているのは3,600万ですよ。これを、きょうは我々議決すれば議員が承認してくれたかと、みんなそう思うんですよ。私はやったんだと。私たちは議決権行使しかないし、村長は執行権がある。しかし一番大事なのは、これを議決することが大事なんです、議決する者の側が一番責任あるんですよ。

そういうことで、前に言った工事しているところ、葉貫の「ほっとはうす」、3月の議事録集をちゃんと見てみなさい、どういう答弁していますか。3月初めの最終議会の定例会、私、一般質問した答弁。その後、鮫川中学校の卒業式の校長室の席上で、私やっているうちは「ほっとはうす」はなくさねと私に言ったろ。何日も過ぎないうちにそんなことを私に直接言いましたね、何人かいる前で。余りにも村民を愚弄していますよ。侮辱しています。もっと真剣に執行権をふるってもらいたいですよ。言葉に気をつけてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、過去の話まで出ましたが、みやぎ会に1億4,000万を支援したの、これは、なぜ支援したかという、鮫川村の入所者に幾らかでも、例えば鮫川村の皆さんは国民年金生活者が多いんですね。年金生活者が多いということは、せいぜい月6万くらいの費用でないと入居できない。こういったことで、こういった費用の軽減を図らせてもらうために1億4,000万を、これ、「ひだまり荘」の事業を移管するのは、移管できるように信用のおける事業所になってくださいよという前提して申し込んでおきました。移管できるような事業になったときには、全て移管して本体事業だけ「ひだまり荘」ではやらせてもらうということではありますが、一番ネックになったのが人件費です。そういったことで、決して私の横暴だけではないことをご承認いただければと思います。

そして、私のつらい、残念に思ったのは、前田議員に反対されて残念に思ったのは、西野のグラウンドに屋内運動施設の建設です。あのときには、東石の6人の議員がみんな反対したからね、これは前田議員ばかりではなくて。何であんな西のはずれのほうに屋内の運動施設必要なんだという議論になっちゃって。ただ、あれはグラウンドが、建てる場所がありますよ、2年以内に建たないと無効になっちゃう事業ですね。たまたま災害復興対策事業で、

あの事業には西郷とか矢吹町が参加して2億5,000万くらいの屋内運動施設ができて、フットサルとか100メートルぐらいの競争できるようなトラックがとれたんですね。ただ、子供センターも、何だっけね、こどもセンターも体育館で十分ですって言われちゃって、東野の議員6人に反対された。あと1人いたんだっけか、誰か。だから、もう提案しなかった。

あれは残念に思う。今でもあのグラウンド、荒れてるのを見ると。あれを20年くらい使って、20年後にはテントを取り壊して、あそこに北区との交流しているのに、北区の区民のために老人施設をつくってやりたいな、特別養護老人ホームで住所を異動しなくても、普通、特老は住所を異動しなくちゃならない。そうするとその費用は全部村の人になっちゃうね、とんでもない話になっちゃうから、住所は異動しないでそのまま生活だけしてもらおう、100人ぐらいの施設になればいいなあという思いで、北区の皆さんとの交流を今大事にしているということで、あそこの利用はちょっと今とまっています。

あと、反対されても押し切ったのが、寅卯平・富田線。4億5,000万かかる。前田議員には、4億5,000万以上かかったらば、おまえ自分の金出すのかと言われてたよね。あれは本当は3億2,000万で上がったから、1億3,000万くらいもらわなきゃならないんだけど。だからお互いそういったそのことを、最初のうちはそんな、議員仲間だったから仲よかったのに、だんだん敵対して。まあ、そういうことで、どこまでしゃべったか忘れたよ。

あとは「さぎり荘」の敷地内は、これは崖地条例、あとはどうしても地権者が話に乗ってくれない。これ、地権者が話に乗ってくれた場合には後ろ20メートルあげればいいんですから、前の部分出すか、うん、難しいかな、建物ね、ホテル関係は、旅館関係は。旅館関係は本当に私はもうからない施設だと思っています。ですが、これをもうかるように、議員さんのみんなの力をかりれば、全員が一致してやれば、それほど負担ならない施設に改修できるのではないかと思っています。

ぜひ、きょうはこれを採決いただかないと村の、私は中心的事業あるいは東京鮫川会の皆さんに対して申しわけないなという思いでありますので、ぜひ、賛同、まず、買だけ賛同して、あとは今度は改修問題は十分皆さんで入り込んで相談しながら取り組んでいきたいと思えます。できるだけ1億円以内で抑えるような事業でということをお願いさせていただき、答弁とさせていただきます。

〔「議長、もう一回」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 最後の質問になります。9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長、私もね、宿泊施設、これはつくんなきゃならない、当然この間

題、最初に村長が話されたときに、これはいや、買うことには俺は反対しないよと言っているはずだね。東京鮫川会にも私、出席しているから、あの切実な思いはよく聞いてますよ。あの、「ほっとはうす」行ったら湯冷めした、風邪引いちゃった。ああいうところさとても行がんね。あの「さぎり荘」の温泉利用した施設をぜひつくってくれよということをちゃんと聞いています。私もつくなくちゃならない、こういったことでいろんな想定をしながら、さっき申し上げたように地権者にも当たっているし、あの裏山、共有地ね、あれ。青戸君と、松本哲明君ね、あの山ね、あの山の山主にもちゃんと当たってますよ。みんな賛同してくれている。1人は条件つけて、交換地をくれと。吉保君、いま役場に勤めてるね。そういうことで、その旨を当時早川議員、それから前田雅秀君もいる、一緒に歩いたんですよ。歩いて村長にちゃんとそれを進言したはずですよ。決して後ろ向きなけちくさい考えでもってやっているわけじゃないですよ。

それから、特老、みやぎ会だって、これはぜひ鮫川につくなくちゃならない、我々もこれからお世話になるんだからね。そして、入所を希望しても入所できない人たちがいっぱいいると。村内にあったら平等、本当に安心してお迎えに、迎えに来てもらえる、これは当然。しかしね、村長がみずから言ったことなんですよ、あれ全部。約束したことなんですよ。

「手・まめ・館」の問題だって。私からやれと言った覚えはひとつもないですよ。みんな私やりますと、必ず約束したことなんです。それをみんなやっていないんです。私はね、うそつくのは大嫌いだし、うそつかれるのも嫌いなんです。ましてね、こういうふうには村民からね、負託を受けてそれをうそついたらすぐもう自分の自尊心がなくなるわけですよ。

村長ね、最後にもう一回あの確約してもらおうけれども、村長任期中に1億以上はかけないと話ししているんですよ。それと、さっき答弁になかったけれども、いつころあそこ運営し始まるんだかね、それ全然言ってないけれども、そのことによってはね、我々議員もとにかく今回の問題は全然相談もかけられない、ただ提案されたものに対して、これは議決権を行使しなくちゃならないんですよ、今日。私もね、今日はある程度覚悟をしてきたんですけども、そこら辺、きちんと本当に今度は間違いなく果たすというようなことで決意を、決意というか約束してください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今回の皆さんにこうして説明もしないで議案に上げましたことをおわびを申し上げたいと思います。議案調査1日だけで皆さんが理解するのは本当に大変だったと思いますが、何せ、後見人から村に来たのがつい1週間ほど前であります。ですか

ら、それまで何の行動もできなかったということでもありますので、ご理解いただきたいと思  
います。

そして、いつ買うことができるのかというと、これは後見人からの回答待ちでしょうが、  
何だかその窪木さんのところでは新盆をあそこで終わらせたいなど、新盆を。そういう話で  
あります。村のものになった時点でも、いつでもお貸しできるような体制とりますよという、  
担当にはそういうお話をしておきました。できれば年内には東京鮫川会の皆さんに安心感を  
与えたいなという思いであります。

あと、1億円以内。これは、まず1億円以上かかるような事業のときには、もちろん相談  
しますけれども、1億円以内で上げるように、それこそその身の丈に合った改修・改善で取  
り組んでまいりたいと思います。

〔「ほっとほうすをずっと続ける気なの」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） いやいや、だから続けるかどうか、あその、今の体制では無理です  
よね。今の体制では無理だと思います。ですが、あその施設をどうやって民間に移管する  
か。あと、利用する東京鮫川会、東京農大の皆さん、あとN響がですね。こういった皆さん  
にどういった説明であそこを利用してもらうか、できれば葉貫あたりの人が名乗りを上げて、  
俺にやらせてくれないかということで全面委託しちゃう、そういった方法も皆さんで検討し  
ていければと思います。もちろん、そういうときには皆さんの、これはまさか葉貫だけの皆  
さんをお願いするわけにはいかない。公募でそういった募集する、かけるようになると思  
います。そういったことも皆さんで相談して決めていただければと思います。

○議長（星 一彌君） 1番、森隆之君。

○1番（森 隆之君） 1番、森でございます。

私も、何だかこの雰囲気、いろいろな経験が初めてなので、ちょっとびっくりしており  
ますが、私も同じことなんですけれども、宿泊施設の取得についてご質問したいと思います。

私も議員になるまでは、一般の村民としてうわさには聞いていたんですけれども、3,000  
万、3,000万で取得して、改修費が1,000万くらいかかるのかなということで、もう議会を通  
っているものだと勝手に思っておりました。それで、この議会です、補正ということで  
上がってきて、ちょっと思ったのが、村長まだあれですね、考える時間がとれましたねとい  
うことで、この議会を通してしまうともう前に進むしかないということですよ。まあやる  
かやらないかはここで決めるんであって、また私たちの責任も重いなど。ここを通すか通さ  
ないかで、自分たちが勝手に、自分たちひとりの意見で通してしまうとやっぱり今後村民に

対してどう説明していいのかわからない。

それで、村長がおっしゃってたとおり、東京鮫川会ですね、うちのおばさんも入っているはずです。鮫川会。それで、まあ鮫川会から言われていろいろ考えるところもあるかと思えます。

ただ、私、1番のメインは、やっぱり住んでいる村民が、若い人たちがどう思うかだと思うんですよね。この施設を買い取って、今後、自分たちが20年後、30年後鮫川で暮らしていく上で、重荷にはならないのか、ほかから来る人は1日、2日でいいと思います。鮫川を見て泊まって帰る。ただ、やっぱり村民の方も泊まる人はいるだろうし、また、友達も連れてきたいわけですよね。鮫川に。また子供たちも泊まらせてあげたい。そうしますと施設の改修なんかは、やっぱりああいう大人向けではちょっと厳しいのかな、安全面も考えなきゃいけないですし、やっぱりどちらかという小さい子供たち、そういう方が来て、家族全体で来てくれる施設がいいのかなと私は考えます。

つるやさんもですね、私、うちのばあちゃんの時代からお世話になっていて、遠い関係ではないです。小さいころから行っております。やめるちょっと前もつるやさんの中でおばさんがいたもので、行って泊まってきました。なかなか目標の金額では厳しいんじゃないかな、実際、あります。私もその宿泊施設はいろいろスポ少なんかもやっていて、埼玉のほうから来るチームも今回「ほっとはうす」をとりたいたいなということで、夏、来たいんだということだったんですけれども、事前に予約が入っていてとれなかったということで、古殿のほうに泊まってもらうんですけれども、やっぱり宿泊施設はなければいけないものだと思います。

なので、私は急遽ここで、意見が分かれているときに無理無理決めるのではなくて、ちょっと考えて、村長、一呼吸おいて、これがだめだって言っているわけじゃないです。ちょっと一呼吸おいて、私的に応援したいのは村長の夢でもある道の駅構想、あれは、私はそのときに複合型施設として宿泊施設とお食事どころと一緒に大きくやったほうがいいんじゃないかなと思っております。つるやさんだけ、今いろいろ一生懸命やっても、またほかに手直ししてどこかに施設を建てなきゃいけないという場面があるのかと思います。

なので、ここは一度立ちどまって、もう一回、一般質問でも私言いましたけれども、ここまで調査費とかかかった経費はあるんですけれども、よくよく考えてみたらそれは、ここで後戻りできることであるから、ごめんなさいと。ここでまあ一旦とめます。とめてまた新たに考える時間をくださいと、そういう形でもできるんじゃないでしょうか。村長、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、ことし初めて議員になられました森君に対しては、大変説明不足で申しわけなかったかと思えます。

ただ、私が先ほど申し上げましたように、湯の田温泉は鮫川村の、私は観光のシンボルであると今も思っております。この観光のシンボルをよその人には渡したくない気持ちが一番強いです、正直のところ。そして、あそこを解体するということは、恐らく遺族の方はその力はないと思えます。あそこを解体するには恐らく2,000万以上の費用がかかると思えます。解体をするでなくて、あの場所に、あのつるや旅館をもう一度復活させるのがつるやさんの本当の本来の夢であると思えます。その夢がかなわなかった夢を鮫川村が代行してかなえてやるよという、私は思いでこのつるやの営業にかかわりたいと思っております。

それで、道の駅構想の中ではこれは、道の駅というと皆さんにお叱りを受けますが、あの道の駅構想は、道の駅というとお便所はただでできるんですね、お便所、そして管理費も国土交通省から出る。そして、今は、昔は25キロ以内に道の駅は必要ないということを書いていたんですけども、今はそれほどその距離には関係なく施設がオーケーになったんですね。いろいろ利便性を図るために道の駅は必要だということが国土交通省のほうでも理解できた。そして、施設の中には1つは「手・まめ・館」なんか手狭になっているし、トラック市なんか週1回ぐらいやりたいな、週1回はそれほど生産能力ないですから、月1回ぐらいのトラック市。10台ぐらい軽トラック並べてやれば、町のほうからも毎月やっていたら定期的にやればお客様も来てくれるだろうな、農家の元気も出るよな。あと、直売所のほかにはもう一つは、若者そして子供たち、嫁さんたちが集えるような施設があつていいな、この施設には、災害時の場合には災害の対策する本部になってあるいは2階のほうには緊急避難場所となって宿泊できるような施設も欲しいなと。

ここで旅館業というのは余り考えていません。こういったことで、ぜひこのつるやさんのあそこの再興は恐らくつるやの遺族が、康雄君という人がそうなんですね。康雄君の願いは定年後、早目に定年満期でなくてもいい、60歳前にやめて、あそこをこんな形に利用したいなというお話があったそうです。嫁さんが言ってました。ですから、その夢を村がかかわってかなえてやって、鮫川の宝物を何とか上手に利用し、余り負担のならない施設にしたいなと思うのが心情であります。どうぞ、大変なこれから営業活動していくには容易でないと思えます。ですが、皆さんで力を合わせて利用啓蒙活動していただければ、村全体挙げれば旅館1つぐらい何とかなるんじゃないか、そういう甘い気持ちも私にはあります。よろしくご協



議そしてご協力いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 1 番、森君。

○1 番（森 隆之君） 村長の気持ち、わかりました。

私も、つるやさんと遠い関係ではないので、内部事情とかそういうものも重々承知はしております。ただ、うちのばあちゃんが生きていたら、たぶんつるやも大変だ、それはわかる、ただ、隆之おまえ、若者の代表になったからには、それは自分の思いとみんなの思いでやっぱり意見をしたほうがいい、そういうことで、どっちもつらい選択ですけれども、ちょっともう若い人たちにはなかなか賛同を得にくいなど、なので、もうちょっと時間をかけてできれば、議論させていただいてちょっと考えていただきたいというのが私の要望でありまして、ぜひともそこ最後をお願いします。もうちょっと時間を置いてゆっくり考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 答弁は望まないですか。

○1 番（森 隆之君） はい、以上です。

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9 番、前田武久君。

○9 番（前田武久君） 私は、今回は討論ですから、反対の立場で討論申し上げます。

実際は、全く可能性を断ち切るというような思いではないんであります。皆さん、同僚議員、よくご理解いただきたいと思います。

廃業旅館取得関係は、昨年、村当局との全員協議会で取得したい旨の話があり、「さざり荘」宿泊施設の運営に寄与し利用できぬものかと関心を持ちました。その際、条件として交流施設の閉鎖も含め、旅館、権利者と村が交渉に入りましたが、権利者の事情により遅延して今日に至りました。

ことし4月、統一地方選により議員も改選され、初議会の今定例会に施設改良費の計上、それから土地・建物購入予算が提案されました。我々改選前、取得交渉の進捗状況を求めた際、法定後見人との交渉や不動産鑑定人の依頼との理由から詳しくは報告ありません。具体的な説明も資料提示、施設の内部の把握、確認状況の報告等はなく、新しくかわった議会と

の協議会は一度もなく、今回の初議会への議案上程となったわけであります。

昨日の議案審議で担当課長の説明を求め、施設改修の予想総額、内容を問うたが、全然わからない。改修項目、調査内容、本当に具体的な説明ができるものと思っておりましたが、我々議員にはそれらの説明がなく運営開始時期も全然予想つかない、このような状況で、買収ありきで貴重な村費財源を費やすことに議決権を行使するには、村民に理解されない。取得決定には、村当局、我々議会とも審議し、審議が不十分であり、早急にこれから協議を重ね検討し、よりよい結論を出すべきであり、今は時期尚早であろうと思います。せめて、8月村長選後までには、村民に結果報告できるよう努めるべき。

よって、私の反対討論といたします。同僚議員のご賛同をよろしくお願い申し上げ、討論といたします。

○議長（星 一彌君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 賛成の立場で意見を申し上げます。

この案件は、改選前の議員の中ではありますが、全員協議会で村長から説明を受け、議員全員で旧つるや旅館の購入、宿泊施設の一日でも早い利用をお願い、賛同した案件ではないかと承知しています。それより現在に至っているものと思います。

現在、年々人口が減少する中で「さぎり荘」周辺の景観整備、湯の田温泉の宿泊施設の設置は、村の振興に大きく役立つものと私は感じております。改修費用もかけようであり、行政、議会、住民が意見を出し合い、住民、村外からの来訪者に利用しやすい宿泊施設に一日でも早く提供すべきものと考え、賛成いたします。

以上です。

○議長（星 一彌君） これで討論は終わります。

これから議案第62号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第14、発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について、趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○9番（前田武久君） ただいま発議いたしました、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についての趣旨説明をいたします。

本案は、福島県過疎地域市町村協議会長より、新たな過疎対策法の制定に向け、会員市町村一丸となった国会、政府への強力な働きかけが必要であるとし会員市町村議会への意見書提出について、依頼があり、意見書を提出しようとするものであります。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する飲料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であると考え、強く要望するものであります。よって、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎請願第2号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第15、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○9番（前田武久君） 請願審査結果報告を申し上げます。

事件名。請願第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出の請願書。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、3月12日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。東日本大震災から8年が経過し、今もなお、全国各地に避難している児童生徒に対し「被災児童生徒就学支援事業」として、全額国庫負担で交付金事業として行われています。経済的な支援を必要とするこども達が多く、子供達の就学等のためには、長期的な支援が必要であり、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。福島の復興・再生に向けた動きは本格的に始まっていますが経済的に困窮している子供達に、行き届いた支援が、長期的に保障されることが重要と判断し、採択することに決定しました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長提出議案の追加議案提出がありました。

議案第67号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。また、総務文教常任委員長より発議第3号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求めることについてであります。さらに、議会運営委員長より閉会中の継続審査申出書の提出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休議します。

(午前11時55分)

---

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前11時56分)

---

◎議案第67号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、議案第67号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは議案第67号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

村で選任する監査委員が6月いっぱい任期満了となります。新たな監査委員の選任が必要ということになります。大字赤坂東野字久保30番地にお住いの森洋氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご承知のとおり、森洋氏は役場職員として40年近く勤められ、退職後は赤坂東野石井草区の副区長さん及び区長を歴任され、豊かな経験とすぐれた識見をお持ちの方でございます。

ご同意くださいますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

なお、本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第67号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎発議第3号の上程、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、発議第3号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第3号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 追加日程第3、議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、北條利雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第4回鮫川村議会定例会を閉じます。



ご苦労さまでした。

(午後 零時03分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和元年6月13日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 遠 藤 貴 人

署 名 議 員 堀 川 照 夫